

平成 26 年度 第三者評価

美作大学短期大学部 自己点検・評価報告書

平成 26 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	i
1. 自己点検・評価の基礎資料	ii
2. 自己点検・評価報告書の概要	xix
3. 自己点検・評価の組織と活動	xx
4. 提出資料・備付資料一覧	xxii
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
基準Ⅰ-A 建学の精神	2
基準Ⅰ-B 教育の効果	5
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	12
◇ 基準Ⅰについての特記事項	15
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	16
基準Ⅱ-A 教育課程	17
基準Ⅱ-B 学生支援	34
◇ 基準Ⅱについての特記事項	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	58
基準Ⅲ-A 人的資源	59
基準Ⅲ-B 物的資源	70
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	74
基準Ⅲ-D 財的資源	76
◇ 基準Ⅲについての特記事項	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	84
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	85
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	88
基準Ⅳ-C ガバナンス	92
◇ 基準Ⅳについての特記事項	97
【選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて】	98

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、美作大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 26 年 6 月 25 日

理事長

藤原 修己

学 長

船盛 茂

ALO

宮地 啓介

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

- 大正 4年 苦田郡教育会が津山市に津山高等裁縫学校を創設
- 昭和23年 学制改革により岡山県美作高等学校に改称
- 昭和26年 美作短期大学を創設(家政科)**
- 昭和28年 同 上 英語科を増設(昭和33年募集停止)**
- 昭和29年 同 上 家政科に栄養課程(後食物栄養学専攻)を設ける**
- 昭和37年 同 上 服飾科を増設(昭和57年募集停止)**
- 昭和40年 同 上 保育科を増設(昭和44年幼児教育学科と改称)**
- 昭和42年 美作女子大学を創設(家政学部家政学科)、大学附属幼稚園を創設
- 昭和45年 短期大学家政学科を家政学専攻(後に生活科学専攻と改称)と食物栄養学専攻の2専攻とする**
- 昭和53年 短期大学を現北園キャンパスに移転 美作女子大学短期大学部と改称**
- 昭和56年 美作女子大学家政学部に食物学科と児童学科を設置(家政学科は募集停止)
- 昭和57年 美作大学短期大学部服飾学科募集停止**
家政学専攻に生活科学・服飾デザイン・生活経営コースを設ける
- 昭和60年 生活経営コースを秘書・情報コースに改称**
- 昭和63年 家政学科家政学専攻を生活科学科生活学専攻に改称**
生活科学コースを生活文化コースに改称
- 平成 7年 秘書・情報コースを生活情報コースに改称**
- 平成12年 大学家政学部を生活科学部に改称し、福祉環境デザイン学科を新設
短期大学部生活科学科生活科学専攻を募集停止
- 平成13年 短期大学部生活科学科食物栄養学専攻を栄養学科に変更**
- 平成14年 短期大学部に専攻科介護福祉専攻を新設**
- 平成15年 短期大学部、大学共に男女共学とし、美作大学短期大学部、美作大学と改称**地域生活科学研究所を設置
- 平成17年 大学に大学院生活科学研究科生活科学専攻(修士課程)を設置
- 平成19年 大学に大学院生活科学研究科生活科学専攻(博士課程)を設置
- 平成20年 大学に大学院人間発達学研究科人間発達学専攻(修士課程)を設置
大学生活科学部福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科と改称
- 平成23年 大学生活科学部福祉のまちづくり学科を社会福祉学科に改称、及び入学定員を80名から50名に変更(建築・まちづくり専攻募集停止)
- 平成24年 大学院生活科学研究科生活科学専攻(博士課程)を募集停止

(注：太字の箇所が主として短期大学部の沿革に係るものである。)

(2) 学校法人の概要

■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

■ 平成26年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
美作大学短期大学部	岡山県津山市北園町50番地	110	220	237
専攻科介護福祉専攻		20	20	17
美作大学	同上	210	840	959
美作大学大学院 生活科学研究科 博士前期課程	同上	3	6	2
美作大学大学院 生活科学研究科 博士後期課程 (平成24年度から募集停止)	同上	0	3	3
美作大学大学院 人間発達学研究科 修士課程	同上	5	10	3
岡山県美作高等学校 全日制課程	岡山県津山市山北500番地	250	750	806
岡山県美作高等学校 通信制課程	同上	100	300	123
美作大学附属幼稚園	岡山県津山市北園町75番地	65	205	209

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 専任教員数、非常勤教員（兼任・兼担）数、教員以外の専任職員数、教員以外の非常勤事務職員数

■ 平成26年5月1日現在

① 専任教員数

学 科	教授	准教授	講師	助教	計
栄養学科	3	3	0	1	7
幼児教育学科	3	3	5	0	11
専攻科	0	0	3	0	3

② 非常勤教員（兼任・兼任）数

学 科	兼任	兼任	計
栄養学科	17 (11)	0	17 (11)
幼児教育学科	29 (8)	2	31 (8)
専攻科	13 (2)	2	15 (2)

注：カッコ内の数は、同一法人美作大学の兼任教職員数で内数である。

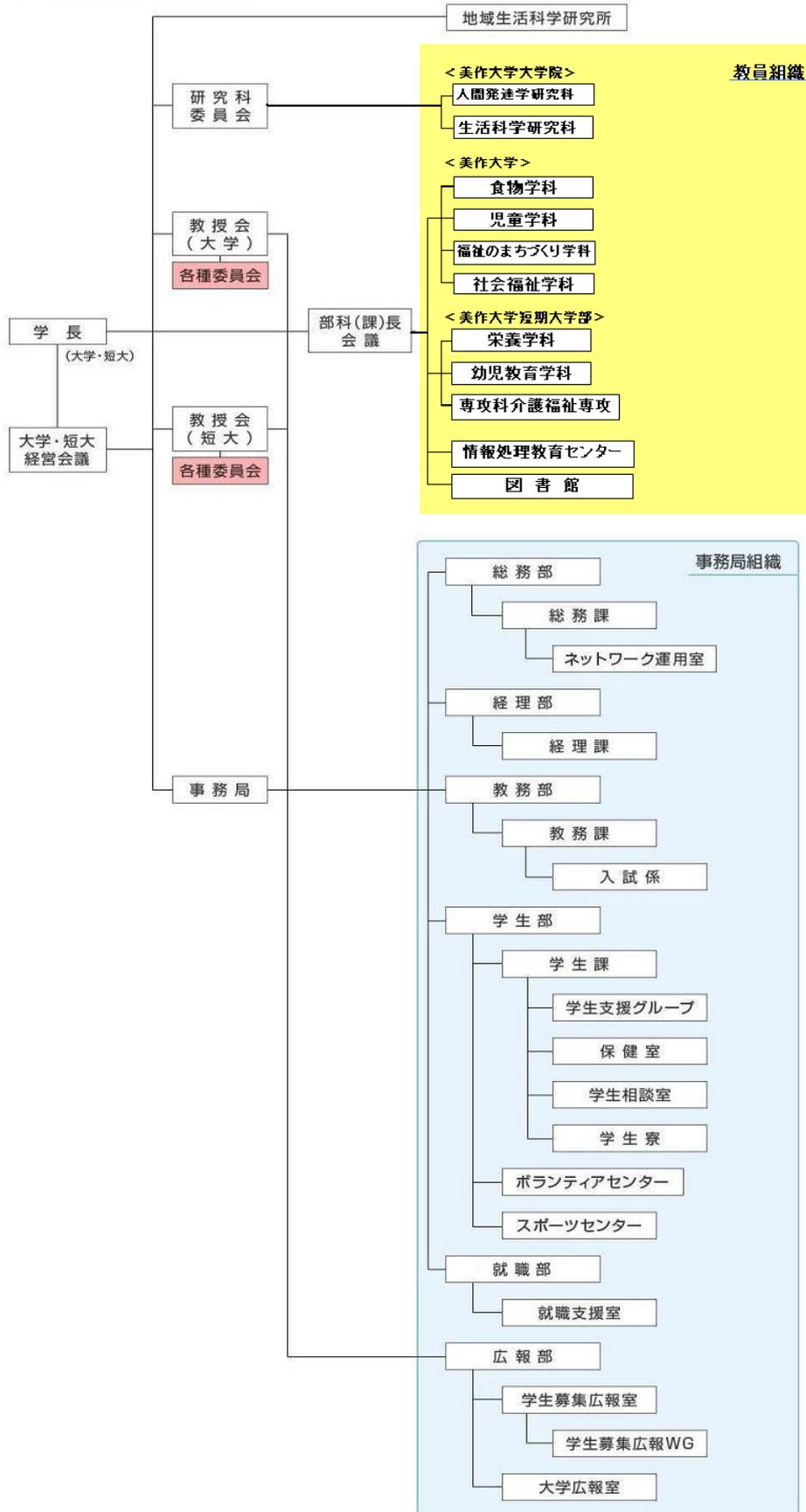
③教員以外の専任職員数

	専任事務職員
男	2
女	8
計	10

④教員以外の非常勤職員数

	非常勤事務職員
男	2
女	0
計	2

○大学・短期大学部組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ**■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）****①津山市人口動態の増減**

年度末	総人口	男	女	転入	転出	増減
平成21年	108,139	51,522	56,617	3,255	3,742	-759
22年	107,387	51,212	56,175	2,915	3,397	-752
23年	106,628	50,861	55,767	3,132	3,549	-759
24年	105,762	50,521	55,241	3,156	3,723	-866
25年	104,958	50,130	54,828	3,167	3,581	-804

平成17年の広域合併により津山市の人口は11万人強となったが、合併により津山市に編入された地域が中山間地の少子高齢化の進行した地域であったこともあり、その後、人口は上記表から見てとれるように、毎年800人程ずつ減少しており、現在は合併時より6～7パーセント減少している。減少の内訳としては、自然減少と転入に対する転出超過による減少が同程度である。

②学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合**1) 栄養学科・幼児教育学科**

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.9
兵庫	—	—	3	2.6	2	1.8	—	—	2	1.8
鳥取	14	11.2	11	9.6	17	14.9	18	13.8	16	14.5
島根	31	24.8	36	31.6	33	28.9	28	21.5	18	16.4
岡山	52	41.6	41	35.9	36	31.6	53	40.8	45	40.9
広島	6	4.8	4	3.5	5	4.4	6	4.6	7	6.4
山口	1	0.8	2	1.8	4	3.5	1	0.8	1	0.9
徳島	0	—	1	0.9	—	—	—	—	—	—
香川	1	0.8	—	—	1	0.9	1	0.8	—	—
愛媛	5	4.0	1	0.9	2	1.8	3	2.3	1	0.9
高知	6	4.8	6	5.3	7	6.1	13	10.0	12	10.9
熊本	—	—	1	0.9	—	—	—	—	—	—
沖縄	9	7.2	8	7.0	7	6.1	7	5.4	7	6.4
合計	125	100.0	114	100.0	114	100.0	130	100.0	110	100.0

2) 専攻科

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
兵庫	1	6.2	1	5.9	—	—	1	6.7	—	—
鳥取	2	12.5	—	—	1	7.1	2	13.3	1	5.9
島根	2	12.5	5	29.4	3	21.4	3	20.0	3	17.6
岡山	4	25.0	10	58.8	10	71.5	7	46.6	10	58.8
広島	2	12.5	1	5.9	—	—	1	6.7	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5.9
愛媛	3	18.8	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	2	12.5	—	—	—	—	—	—	2	11.8
福岡	—	—	—	—	—	—	1	6.7	—	—
合計	16	100.0	17	100.0	14	100.0	15	100.0	17	100.0

近年、18歳人口の急激な減少の中、4年制大学への進学率が上昇する一方、短大進学率が低下している。これに対応するため、平成11年度末で短期大学部生活科学科の学生募集を停止し、定員を併設大学の新たに開設する福祉環境デザイン学科と従来の2学科に振替、栄養学科(入学定員40名)と幼児教育学科(入学定員70名)の2学科となった。平成14年度には専攻科介護福祉専攻を設置した。専攻科の設置当初は定員充足していたが、若者の福祉職離れにより最近では定員確保に苦慮している。また、平成15年度の男女共学化に踏み切った後、競合地域に同類学科を設置する4年制大学が急増し、競合は激化しており2学科について毎年定員は充足はしているものの、志願倍率が急速に低下している。短期大学部学生の出身地は上の表のとおりである。岡山県内が約41%、他は中国、四国及び沖縄県からの出身がほとんどであり、例年大差はない。専攻科介護福祉士の学生は本学幼児教育学科の卒業生がほとんどであり、他大学の卒業生の入学はまれである。また、出身地も岡山県内、中国・四国地域からがほとんどである。

③地域社会のニーズ

津山市は岡山県北の中心都市であることから、多くの医療施設があり、また、高齢化の中で高齢者・障害者施設が数多く設置、更には公共交通機関が未整備のため多くの保育所が市内および周辺部に設置されている。そのため、本学で養成する栄養士・保育者及び介護福祉士は地域にとり貴重な専門職として求められている。そのこともあって、津山市とその周辺の高校生にとっては、本学は自宅から通学可能な数少ない進学先として重要な教育機関となっている。同時に津山市や周辺市町にとり、地(知)

の拠点として地域の生活・文化の向上に欠かせない存在である。

④地域産業の状況

津山市は美作国の誕生(713年)以来、一貫して美作地域の政治・経済・文化の中心としての役割を担ってきた。また、出雲街道の要衝として栄え、近世には城下町が築かれ、現在のまちの基礎が形成された。

いわゆる平成の大合併により、周辺の町村が津山市に合併され、人口も11万人を越えたが少子高齢化の進行の中で人口の減少が続き、現在は約10.5万人である。

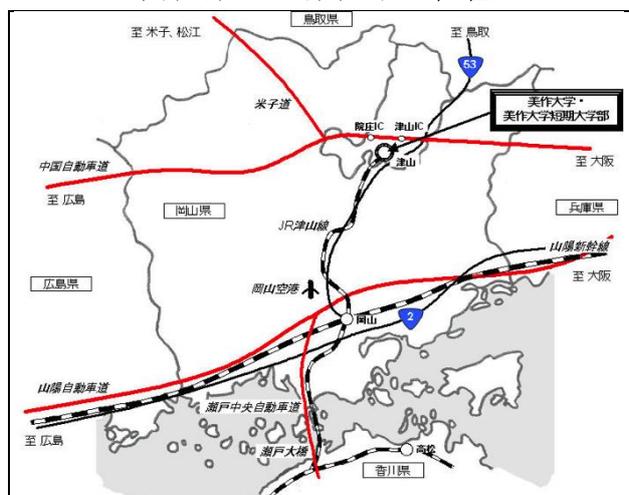
津山市の産業構造を産業別就業人口者数で見ると、就業者数のもっとも多い産業は「卸売業、小売業」(就業者の約18%)、「製造業」(就業者数の15.7%)、「医療、福祉」(13.0%)の順となっている。就業者の構成比を岡山県全体と比較すると、大きな差異は見られないが、地理的な位置もあり相対的に「卸小売業」「医療、福祉」「農業、林業」の構成比が若干高くなっている。この他人数としては少ないが、津山市がこの地域の文化面での中心ということもあり、大学・短大が各1校・高専が1校・看護専門学校が1校・私立を含め高校が6校立地していることもあり、「学術研究、専門・技術サービス業」と「教育、学習支援業」が合わせて6.4%となっているのが注目される。

⑤短期大学所在の市区町村の全体図

本学が位置する津山市は、地図に示す通り、岡山県北東部、岡山市から約60kmの距離にある津山盆地に開けた人口約10.5万人と、岡山市・倉敷市に次ぐ県内3番目、岡山県北の行政や商業の中心都市であり、また周辺の農村の農産物を活用した食品加工業の盛んな町でもある。

津山は、約400年前の鶴山城の築城により開け、鶴山城跡を中心に現在も町中に多くの武家屋敷が残る落ち着いた風情の城下町である。また江戸時代には、箕作阮甫、宇田川玄随等多くの優れた蘭学者を輩出した教育学問の町でもある。

※岡山県内の津山市の位置



※津山市内の本学の位置



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
評価領域Ⅰ 「建学の理念」の中に「国際的な視点から社会に貢献…」とあるので、カリキュラムと教育システムに「国際的な視点」が反映される取組み努力が望まれる。	建学の精神は学園全体で定められたものであるが、大学・短大の「理念・目的」を点検する中で短大の果たすべき役割を明確化するように努め、「食・子ども・福祉の分野において地域社会の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という教育目的・目標を再確認した。授業科目を設ける等の特別な変更は行っていない。	今日ではたとえ国内社会の諸課題であっても国際的な視点を含めて考えなければならない。また、食・子ども・福祉の専門家はどの国々でも必要とされており、その専門的知識・技能等は一定の普遍性を有している。したがって、本学が直接の目標としている、地域社会で活躍できる専門的職業人を養成することは、何らかの形で国際的な社会貢献にも通じていくものと考えている。
評価領域Ⅲ 幼児教育学科の収容定員超過の状況を改善し、適切な教育条件の保全に留意されたい。	各期の入試選考時に合格者の歩留まり等の予測を見直し、適切な数の入学者が確保できるようにした。	ここ5年は超過しても1割増程度に収まっている。演習科目はクラスサイズが50人を超えないよう、クラス分けを基本として授業時間割を作成している。
評価領域Ⅵ 個人研究費、研究日等の規程作成が望まれる。	研究助成審議会委員会規程、研究助成支給規程、研究旅費に関する内規、海外研修規程、付置研究所の所員活動費助成費に関する内規等、一連の研究促進・助成のための規程を整備した。	各助成費と研究出張費を組み合わせることで研究活動が行いやすくなった。国際学会への参加等の外国出張も、規程整備によって平成26年度からさらに申請しやすくなる予定である。本学では研究日は設けていないが、代わりに週に1日は授業のない日が取れるよう配慮しており、一部の教員を除いてその状態が実現できている。
評価領域Ⅶ 「建学の理念」でうたわれている国際的視野を教育のなかでどのように具体化するかの検討が必要である。	（「国際的視野」については上記を参照） 教養・基礎教育科目に「ボランティア論」「ボランティア実習」等、社会奉仕	中国での活動は一段落し、すでに終了しているが、最近ではボランティアセンターの支援の下に、学生たちが主体的に取り組む地域

<p>中国雲南省パーリャン村での教職員の支援活動は優れた取組みなので、それをもっと学生に発信し、社会奉仕活動の意義を教えることが望まれる。</p>	<p>活動について学ぶ科目を開講している。平成19年度にボランティアセンターの規程を整備し、組織としての位置付けを明確化することで、学生と地域社会との橋渡しの役割を強化した。</p>	<p>貢献活動が年々増加し、地域社会にとって欠かせない存在となりつつある。また、本学関係者の社会活動については、大学広報室が中心となってホームページや『学報みまさか』で取り上げ、学内外に発信している。学生に対してはMAS賞授与により報奨し、積極的な参加を後押ししている。</p>
---	---	---

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
<p>地域との連携強化と学生参加の促進</p>	<p>地（知）の拠点として社会に貢献することは本学の「理念・目的」の1つでもあり、地域との連携強化は従来も取り組んできたが、平成24年度には岡山県子育て大学・地域タイアップ事業の指定を受け「みまさか子育てカレッジ」を開設した。これとボランティアセンターの整備により、学生の社会活動への参加促進を図った。</p>	<p>短大生は、大学生に比べ授業時間割がタイトであるため、ボランティア活動への参加者も限られていたが、「子育てカレッジ」指定を機に、その一環で行われる親子ふれあいフェスティバルなどの事業に、学科教員の指導の下、幼児教育学科の学生が参加する機会が増えた。学生たちにとっては子育て支援のあり方を実地に体験して学ぶ場となっている。</p>
<p>卒業後評価への取組み</p>	<p>本学が長年取り組んできた「夏季就職先開拓訪問」を、卒業生の評価について積極的に聴取する機会と捉え、学習成果達成状況の点検と教育内容へのフィードバックに利用できるよう情報収集に努めることとした。平成25年度からは卒業生の情報を、求人情報とは別に報告するように改めた。</p>	<p>元々の「就職先開拓」という名称にこだわらず、卒業後評価の取組みも目的の1つとして明確に意識されるようになったため、卒業生の動向について情報が集めやすくなった。今後も継続的に収集した情報を各学科に提供し、教育内容への還元に役立ててもらう。</p>

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

本学は該当しない。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
栄養学科	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	44	44	41	48	37	
	収容定員充足率 (%)	110	110	103	120	92.5	
	収容定員	80	80	80	80	80	
	在籍者数	90	89	86	90	82	
	収容定員充足率 (%)	113	111	108	113	103	
幼児教育学科	入学定員	70	70	70	70	70	
	入学者数	81	70	73	82	73	
	入学定員充足率 (%)	115	100	104	117	104	
	収容定員	140	140	140	140	140	
	在籍者数	146	151	141	157	155	
	収容定員充足率 (%)	104	108	101	112	111	
専攻科	入学定員	20	20	20	20	20	1年課程
	入学者数	16	17	14	15	17	
	入学定員充足率 (%)	80	85	70	75	85	
	収容定員	20	20	20	20	20	
	在籍者数	16	17	14	15	17	
	収容定員充足率 (%)	80	85	70	75	85	

②卒業生数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
栄養学科	40	44	43	43	41
幼児教育学科	82	62	80	62	72
専攻科	15	16	17	13	15

③退学者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
栄養学科	2	1	1	1	3

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼児教育学科	3	3	3	3	2
専攻科	1	0	0	1	0

④休学者数（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
栄養学科	3	0	2	2	2
幼児教育学科	7	3	1	3	4
専攻科	0	1	0	0	0

⑤就職者数（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
栄養学科	30	34	37	36	37
幼児教育学科	64	43	62	43	52
専攻科	15	17	17	13	15

⑥進学者数（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
栄養学科	5	6	2	3	4
幼児教育学科	16	17	16	18	17
専攻科	0	0	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ ①～⑦まで、すべて平成26年5月1日現在

①教員組織の概要（人）

学 科	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大 学全体 の入学 定員に 応じて 定める 専任教 員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
栄養学科	3	3	0	1	7	5		2	1	17	家政関係
幼児教育学科	3	3	5	0	11	8		3	0	29	教育学・保 育学関係
（小計）	6	6	5	1	18	13		5	1	46	—

学 科	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大 学全体 の入学 定員に 応じて 定める 専任教 員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
〔その他の組織等〕 専攻科介護福祉専攻	0	0	3	0	3	3 〔注1〕	/	—	0	13	—
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/	/	3	1	/	/	/
(合計)	6	6	8	1	21	16+3 〔注1〕	6	1	59		

〔注1〕 専攻科介護福祉専攻の教員数は「介護福祉士施行規則」で定める教員数であり、設置基準で定める必要教員数とは別枠である。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	10	7	17
技術職員	—	—	—
図書館・学習資源センター等 の専門事務職員	—	—	—
その他職員	—	1	1
計	10	8	18

〔注〕「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を示す。契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) 〔注〕	在籍学生 一人当た りの面積 (㎡)	備考(共有の 状況等)
	校舎敷地	0.0	24,741.00	0.0	24,741.00	2,540	〔イ〕 41.52	美作大学と 共用
	運動場用地	0.0	25,956.61	0.0	25,956.61			

小計	0.0	50,697.61	0.0	[ロ] 50,697.61		
その他	1,143.00	8,007.00	0.0	9,150		
合計	1,143.00	58,704.61	0.0	59,847.61		

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

[イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [ロ] ÷ 当該短期大学の在籍学生数【他の学校等と共用している場合は当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数】

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の 専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考(共有の 状況等)
校舎	1,653.11	12,446.90	2,866.85	16,966.86	5,700	美作大学と 共用

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
15	8	6	2	0

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
18

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
美作大学・美作 大学短期大学部 図書館	144,359 〔13,257〕	2,484 〔158〕	8,804 〔7,191〕	1,103	61	0
計	144,359 〔13,257〕	2,484 〔158〕	8,804 〔7,191〕	1,103	61	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	1,309㎡	130席	135,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	2,680.24		

(8) 短期大学の情報公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学の公式ホームページ「情報公開」の http://mimasaka.jp/modules/about2/index.php?content_id=21 により1～9まで纏めて閲覧できる
2	教育研究上の基本組織に関する事	同上
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	同上
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は終了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	同上
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	同上
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	同上
7	校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	同上
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	同上
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	同上

②学校法人の財務情報について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学の公式ホームページ「情報公開」の http://mimasaka.jp/modules/about2/index.php?content_id=45 により1～9まで纏めて閲覧できる

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、「建学の理念」に基づいて定められた短大の「理念・目的」に示されているように、「新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人」になることである。さらにそれを、本学において食、子ども、福祉の各分野で専門的職業人の養成を担う学科・専攻ごとに具体化すると、以下のよう規定できる。

栄養学科では、多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士になることであり、そのために身に付けるべき専門的能力として、栄養士に必要とされる知識、技能、態度、考え方の総合的能力と栄養指導や給食運営を行うための実践的能力が挙げられる。汎用的学習成果としては、社会人として要求される柔軟な思考力、観察力、判断力、及びコミュニケーション能力がある。幼児教育学科では、次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力を備えた保育士・幼稚園教諭になることであり、保育・幼児教育の専門的知識、技能、実践力、子どもや障がい者の人権を尊重する姿勢・態度、豊かな表現力とコミュニケーション能力などを挙げることができる。専攻科介護福祉専攻では、保育士の基礎資格を生かし、実社会で役立つ教育や福祉の専門家としての介護福祉士になることであり、そのために必要な福祉、家政、医学、看護の知識、科学的で計画的な介護技術、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を築く力、他の関係者と連携・協働して介護できる姿勢等を挙げることができる。

以上のような学習成果について、その向上・充実のために、次のようなサイクルによって教育の質保証に努めている。1) 「建学の理念」、短大の「理念・目的」に発する各学科・専攻の教育目的・目標と学習成果との対応関係を明確にし、それらに基づいて定めた三つの方針について、教職員の間で内容を確認し合い、目標の共有と意思の統一を図る。2) 三つの方針に基づいて、学習成果を獲得するための教育と学生支援に取り組む。3) 質的・量的データにより学習成果の達成度を分析する。4) 分析結果をフィードバックし、教育目的・目標の点検や再確認、教育内容の見直しに生かす。

このようなサイクルの中で留意していることは、本学が養成する専門的職業人として活躍するために不可欠の資格・免許を取得できる教育の保証である。そのために、栄養士、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士に関係する諸法令を遵守しながら養成課程

を編成すること、その質の維持のために、学習成果の達成度の点検にあたっては学外及び客観的なデータの活用に努めることである。これに関しては、どの資格・免許についても学外での実習が必須となっていることから、実習先である現場の声や評価が参考になる。また、送り出した卒業生が社会のニーズを満たす人材となり得ているかどうかという点については、本学が続けている「夏季就職先訪問」での聴取結果も参考にできる。これに加えて、栄養学科では「栄養士実力認定試験」、専攻科介護福祉専攻では「卒業時共通試験」など全国的な試験結果を利用している。これらのデータを学内における GPA 等の学習データとも照らし合わせながら、学科会議、授業担当者連絡会議、実習の打合せ、反省会などの機会を点検や見直しのための場として向上・充実に取り組んでいる。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

本学は該当しない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

公的研究費補助金の使用については、不適切な使用等がないよう、「美作大学・美作大学 倫理綱領」「美作大学・美作大学短期大学部 教育研究倫理規準」により、教育研究において高い倫理性を求め、それを下に「美作大学・美作大学短期大学部 科学研究費補助金事務取扱要領」を設け、全教員に配布・説明し、周知徹底を図っている。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（23年度から25年度）

理事会

区分	開催日現在の状況	専用 (㎡)	開催年月日	出席者数等			監事の出席状況	
	定員	現員 (a)		実出席者数 (b)	実出席者率 (b/a)	意思表示出席者数		
平成23年度	6～13人	人	人	平成23年5月25日	人	%	人	3 / 4
		11	11	平成23年9月28日	10	90.9	1	2 / 4
		11	11	平成23年12月8日	11	100.0	0	3 / 4
		11	11	平成23年3月28日	11	100.0	0	2 / 4
平成24年	6～13人	11	11	平成24年5月25日	11	100.0	0	2 / 4
		11	11	平成24年9月27日	11	100.0	0	2 / 4
		11	11	平成24年11月13日	10	90.9	1	2 / 4

度		12	平成24年12月6日	11	91.7	1	2 / 3
		12	平成25年3月27日	12	100.0	0	2 / 3
平成 25 年度	6～13人	11	平成25年5月28日	12	100.0	0	2 / 3
		11	平成25年9月27日	11	91.7	1	3 / 3
		11	平成25年12月6日	12	100.0	0	2 / 3
		12	平成26年1月21日	12	100.0	0	2 / 3
		12	平成26年3月27日	12	100.0	0	3 / 3
		12	平成26年3月27日	12	100.0	0	3 / 3

評議員会

区分	開催日現在の状況	専用 (㎡)	開催年月日	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		実出席者数 (b)	実出席者率 (b/a)	意思表示出席者数	
平成 23 年度	人 27～31人	人 27	平成23年5月25日	人 24	% 92.3	人 3	3 / 4
		27	平成23年9月28日	26	96.3	0	3 / 4
		27	平成23年3月28日	25	92.6	2	2 / 4
平成 24 年度	27～31人	27	平成24年5月25日	25	92.6	2	2 / 4
		27	平成24年9月27日	25	92.6	2	2 / 4
		27	平成24年11月13日	24	88.9	3	2 / 4
		28	平成25年3月27日	27	96.4	1	2 / 3
平成 25 年度	27～31人	29	平成25年5月28日	29	100.0	0	2 / 3
		29	平成25年9月27日	28	96.6	1	3 / 3
		29	平成25年12月6日	29	100.0	0	2 / 3
		29	平成26年3月27日	27	93.1	2	3 / 3

(13) その他

報告書の本文や添付資料などから見てとれるように、本学は同一法人の美作大学と同じキャンパス内にあり、しかもそれぞれが類似の専門分野の学科で構成されている利点を生かし、ほとんどの施設・設備を共用、規程とそれに基づく諸委員会を合同で行い、教育研

究の充実を図っていることをことわっておく。

2. 自己点検・評価報告書の概要

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

本学は、学園の「建学の理念」を短大の「理念・目的」、教育目標に具体化し、学科等の人材養成の目的に反映させるとともに、これらに関連させて定めた三つの方針を各種の手立てにより学内外に周知を図りながら、教育研究・地域貢献に取り組んでいる。

自己点検・評価については、平成7年度に委員会を立ち上げて以来、全学的な体制の下で継続的に点検・評価活動を行い、その結果に基づいた改善を進めている。自己点検・評価活動報告書を定期的に作成し、関係機関に配布するとともに、本学ホームページにおいて公表している。平成27年に学園創立100周年を迎えるのを機に、本学がこれまで進めてきた教育研究とその成果について確認と総括を行い、今後の方向性を教職員全体で考え、共有し、一体化を図っていく計画である。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

本学では、食と子どもと福祉の各分野における専門職に必要な知識・技能等の修得、社会人・職業人として地域社会に貢献できる基礎的能力の獲得を目指すことを基軸に据えて、学位授与の方針、さらには教育課程編成・実施の方針を定め、学生が卒業までに獲得すべき専門的学習成果と汎用的学習成果に対応した教育課程を編成している。また、入学者受け入れの方針を内外に明示し、公正・適正な入学者の選抜に努めている。本学の教育目的・目標及び三つの方針については、関係法令を遵守することはもちろんであるが、社会の変化に応じて定期的な見直しを行い、社会的な通用性を維持するよう努めている。

学科教員と事務職員は共通の教育目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に関わって互いに協働しながら教育と学生支援にあたり、本学の特長である「面倒見の良さ」を作り出してきた。図書館と情報処理教育センターは連携して効果的な学習支援ができるよう工夫しており、教職員はコンピュータ利用技術を積極的に職務に活用するよう努めている。キャンパスは併設大学との共用であり、学生生活に必要な施設・設備も整えられている。本学は高い資格取得率、専門職への就職率を誇っているが、専門職を目指す目的意識の高い学生たちはボランティア等の地域社会における活動に対しても積極的であり、課外での優れた活動を表彰する制度も設けている。また、在学生のための「就学支援特待生制度」も設けている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

人的資源及び教育に欠かせない物的資源の充実度は、教育成果や社会貢献度を左右する重要なファクターであり、短期大学設置基準や資格関連の諸法令に照らして、十分な対応を行っている。教員に関しては、短期大学設置基準に基づいた教員選考規程に則り、採用・昇任人事を行っており、専任教員数・教授数共に設置基準を充たして

いる。事務職員は大学との兼務で業務を行っているが、十分なスタッフを配置しており、どの部署においても日頃から教員との連携の下で業務を遂行する体制としている。教育環境については、情報処理教育演習室、化学実験室・調理実習室や集団給食実習室、音楽関係の演習室・練習室、介護実習室、運動施設等、設置している学科・専攻科で必要な施設・設備は基準を充たしている。バリアフリー化、耐震化などの課題はあるが、学園創立 100 周年記念事業の一環である記念館建設を機に、今後の施設改修計画等の機会を利用して対応に努めていく。

財的資源については、本学は収容定員を充足してきているが、収容定員が 240 人と小規模であるため、短期大学のみの実績ではマイナスとなっている。しかし本学園は大学と短期大学が同一キャンパスにあり、施設・設備の多くを共用し、教職員も一体となって学校運営に当たっている。大学も収容定員を充足していることもあり、全体としては安定的な運営が行われている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

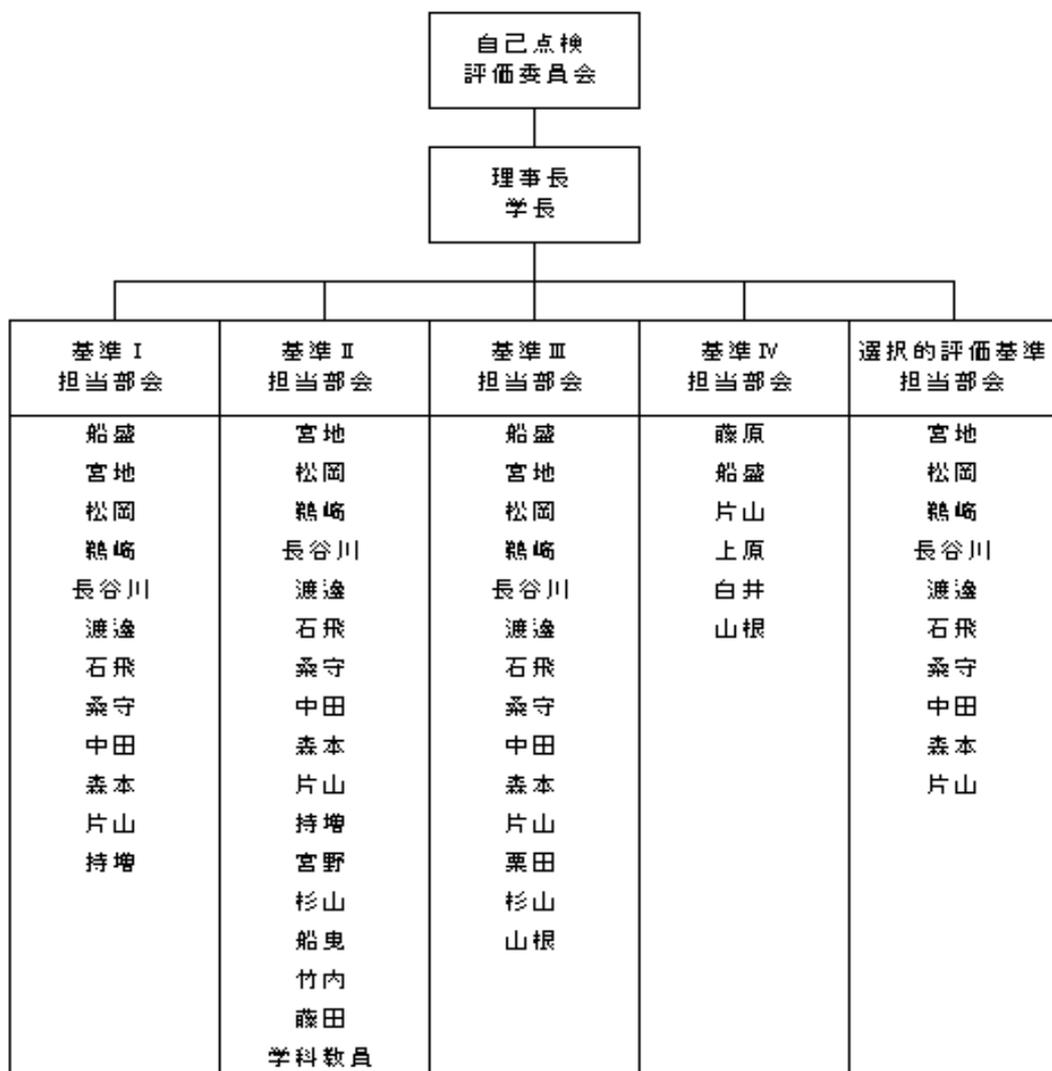
本学園では、日常的に理事長と学長が相互に意思疎通を図りながら、それぞれ理事会と教授会を通じてリーダーシップを発揮している。監事は公認会計士と意見交換しながら財政状態のチェックを行い、理事会、評議員会に出席して業務執行状況を確認し、学園のガバナンスに努めている。評議員会は寄附行為に基づいて選任や運営等が行われ、理事会の諮問機関として機能しており、法人の管理運営を監督する仕組みが確立している。また、本学園では、理事長が招集する「経営会議」が毎週開催され、理事会と教授会の意思決定、事務局の執行状況に齟齬が無いように確認・調整する機関として機能している。

教育情報については、本学ホームページにおいて法令等の定める情報公開項目との対応を示しつつ公表している。財務情報についても、本学ホームページにおいて公開するとともに、本学関係者に対しては「学報みまさか」にも掲載するなど、情報公開に努めている。

3. 自己点検・評価の組織と活動

この自己点検・評価報告書の作成のため、自己点検・評価委員会は、委員長である学長を先頭に、教務部長を AL0 として、自己点検・評価を行った。平成 25 年度の自己点検・評価委員会の構成員は、学長、教務部長、学生・就職部長、広報部長、図書館長、各学科長、研究所長、研究所副所長、事務局長、総務課長である。実際の自己点検・評価作業にあたっては、次頁の組織図に示すように、4 つの基準と選択的評価基準 1 つについて、それぞれの内容に応じて関連部署の教職員が加わっている。なお、本学では併設大学と一体となって自己点検・評価作業を行っているため、構成員には大学 3 学科の学科長をはじめ大学籍の教員も含まれている。また、平成 25 年度の作業経験を踏まえ、平成 26 年度から委員会の構成メンバーは関与が必要と考えられる教職員をあらかじめ増員している。

<平成25年度 自己点検・評価の組織図>



4. 提出資料・備付資料一覧

〈提出資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の提出資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 2 3 4 5	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し 平成 25 年度入学式配布資料
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	1 2 3 4	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 3 4	平成 25 年度履修要項 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	6	美作大学・美作大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	1 4	平成 25 年度履修要項 公式 HP 該当ページ写し
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1 4	平成 25 年度履修要項 公式 HP 該当ページ写し
入学者受け入れ方針に関する印刷物	3 7	大学案内（平成 25 年度入学用） 平成 25 年度学生募集要項
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	8	平成 25 年度授業担当者一覧
シラバス	9	平成 25 年度シラバス
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配布している印刷物	1 2 10	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 履修ガイダンス資料（平成 25 年度前期・後期）

短期大学案内・募集要項・入学願書（2年分）	3 11 7 12 13 14	大学案内（平成25年度入学用） 大学案内（平成26年度入学用） 平成25年度学生募集要項（願書一式を含む） 平成26年度学生募集要項（願書一式を含む） 平成25年度専攻科学生募集要項 平成26年度専攻科学生募集要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式1]、「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式2]、「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書式4]	15 16 17 18	「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」 「貸借対照表の概要（過去3年）」 「財務状況調べ」 「キャッシュフロー計算書」
資金収支計算書・消費収支計算書	19	資金収支計算書・消費収支計算書
貸借対照表	20	貸借対照表
中長期の財務計画		該当なし
事業報告書	21	平成25年度事業報告書
事業計画書／予算書	22	平成26年度事業計画書／予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	23	美作学園寄附行為

〈備付資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の備付資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1	「美作学園七十五年史」
B 教育の効果		
C 自己点検・評価		
過去3年間に行った自己点検・評価に係る報告書等	2	自己点検・評価報告書（平成23年10月）
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表	3	成績一覧（平成25年度卒業生）
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	3 4	成績一覧（平成25年度卒業生） GPA一覧（平成25年度）
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	5	資格取得一覧（卒業式配布）
	6	「学報みまさか」（平成25年度発行分）
B 学生支援		
学生支援の満足度についての調査結果	7	学生アンケート（平成24・25年度調査分）
就職先からの卒業生に対する評価結果	8	卒業生の動向報告（平成25年夏季就職先開拓訪問時）
卒業生アンケートの調査結果		該当なし
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	9	「入学される皆様へ」（平成26年度入学者用）
入学志願者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	10	入学前課題（栄養学科・幼児教育学科）
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	11	新入生オリエンテーション資料（教務）及び履修ガイダンス資料（平成25年度前期・後期）
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	12	学生個人調査票
	13	学生個人現況報告
進路一覧表等の実績についての印刷物	14	就職実績一覧（平成23～25年度）
GPA等成績分布	4	GPA一覧（平成25年度）
学生による授業評価票及びその評価結果	15	授業評価票
	16	評価結果集計（平成25年度）
	17	授業改善報告書（平成25年度）
社会人受け入れについての印刷物等	18	社会人特別選考募集要項
	19	科目等履修生出願要項
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
FD活動の記録	20	平成25年度授業見学週間記録

	21	平成 25 年度学内研修会資料
SD 活動の記録	22	平成 25 年度学内研修会記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6	「学報みまさか」(平成 25 年度発行分)
	23	平成 25 年度時間割(前期・後期)
	24	各学科オリゼミ・パンフ
	25	実習の手引き
	26	就職ガイダンス関係資料
	27	進路調査票
	28	アパート・下宿情報
	29	1 年次セミナーテキスト
	30	情報処理教育センター利用の手引き
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去 5 年間の業績調書 非常勤教員：過去 5 年間の業績調書(担当授業科目に係る主な業績)	31	教員の個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等	32	美作大学・美作大学短期大学部紀要 (1)通巻第 57 号 (2)通巻第 58 号 (3)通巻第 59 号
	33	地域生活科学研究所所報 (1)第 8 号 (2)第 9 号 (3)第 10 号
専任教員等の年齢構成表	34	専任教員等の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	35	科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集	32	美作大学・美作大学短期大学部紀要 (1)通巻第 57 号 (2)通巻第 58 号 (3)通巻第 59 号
教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名)	36	事務職員一覧表
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面	37	校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要	38	図書館の概要
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	39	学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	40	マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源		

寄附金・学校債の募集についての印刷物等	41	寄附金の募集についての印刷物
財産目録及び計算書類（過去3年）	42	平成23年度財産目録及び計算書類 平成24年度財産目録及び計算書類 平成25年度財産目録及び計算書類
教育研究費（過去3年）の表	43	教育研究費（過去3年）の表
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	44	理事長の履歴書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	45	理事・監事・評議員名簿
理事会議事録	46	理事会議事録
諸規程集 組織・総務関係 人事・給与関係 財産関係 教学関係	47	美作学園諸規程集
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	48	学長の履歴書・業績調書
教授会議事録	49	教授会議事録
C ガバナンス		
監事の監査状況	50	監事の監査状況
評議員会議事録	51	評議員会議事録
選択的評価基準		
1. 教養教育の取り組みについて		該当なし
2. 職業教育の取り組みについて		該当なし
3. 地域貢献の取り組みについて	52	平成25年度美作大学公開講座募集資料
	53	岡山県生涯学習大学受講案内（平成25年度）
	54	吉備創生カレッジ受講案内（平成25年度）
	33	地域生活科学研究所所報（平成23～25年度）
	55	白梅祭パンフ（平成25年度）
	56	ボランティアセンター活動一覧（平成23～25年度）
	57	審議会委員等一覧（平成23～25年度）

4. 提出資料・備付資料一覧

〈提出資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の提出資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 2 3 4 5	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し 平成 25 年度入学式配布資料
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	1 2 3 4	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1 3 4	平成 25 年度履修要項 大学案内（平成 25 年度入学用） 公式 HP 該当ページ写し
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	6	美作大学・美作大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	1 4	平成 25 年度履修要項 公式 HP 該当ページ写し
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1 4	平成 25 年度履修要項 公式 HP 該当ページ写し
入学者受け入れ方針に関する印刷物	3 7	大学案内（平成 25 年度入学用） 平成 25 年度学生募集要項
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	8	平成 25 年度授業担当者一覧
シラバス	9	平成 25 年度シラバス
B 学生支援		
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配布している印刷物	1 2 10	平成 25 年度履修要項 2013 キャンパスガイド 履修ガイダンス資料（平成 25 年度前期・後期）

短期大学案内・募集要項・入学願書（2年分）	3 11 7 12 13 14	大学案内（平成25年度入学用） 大学案内（平成26年度入学用） 平成25年度学生募集要項（願書一式を含む） 平成26年度学生募集要項（願書一式を含む） 平成25年度専攻科学生募集要項 平成26年度専攻科学生募集要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」[書式1]、「貸借対照表の概要（過去3年）」[書式2]、「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書式4]	15	「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去3年）」
	16	「貸借対照表の概要（過去3年）」
	17	「財務状況調べ」
	18	「キャッシュフロー計算書」
資金収支計算書・消費収支計算書	19	資金収支計算書・消費収支計算書
貸借対照表	20	貸借対照表
中長期の財務計画		該当なし
事業報告書	21	平成25年度事業報告書
事業計画書／予算書	22	平成26年度事業計画書／予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	23	美作学園寄附行為

〈備付資料一覧表〉

報告書作成マニュアル記載の備付資料	番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1	「美作学園七十五年史」
B 教育の効果		
C 自己点検・評価		
過去3年間に行った自己点検・評価に係る報告書等	2	自己点検・評価報告書（平成23年10月）
第三者評価以外の外部評価についての印刷物		該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表	3	成績一覧（平成25年度卒業生）
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	3 4	成績一覧（平成25年度卒業生） GPA一覧（平成25年度）
〔報告書作成マニュアル指定以外の備付資料〕	5	資格取得一覧（卒業式配布）
	6	「学報みまさか」（平成25年度発行分）
B 学生支援		
学生支援の満足度についての調査結果	7	学生アンケート（平成24・25年度調査分）
就職先からの卒業生に対する評価結果	8	卒業生の動向報告（平成25年夏季就職先開拓訪問時）
卒業生アンケートの調査結果		該当なし
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	9	「入学される皆様へ」（平成26年度入学者用）
入学志願者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	10	入学前課題（栄養学科・幼児教育学科）
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	11	新入生オリエンテーション資料（教務）及び履修ガイダンス資料（平成25年度前期・後期）
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	12	学生個人調査票
	13	学生個人現況報告
進路一覧表等の実績についての印刷物	14	就職実績一覧（平成23～25年度）
GPA等成績分布	4	GPA一覧（平成25年度）
学生による授業評価票及びその評価結果	15	授業評価票
	16	評価結果集計（平成25年度）

	17	授業改善報告書（平成 25 年度）
社会人受け入れについての印刷物等	18	社会人特別選考募集要項
	19	科目等履修生出願要項
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
FD 活動の記録	20	平成 25 年度授業見学週間記録
	21	平成 25 年度学内研修会資料
SD 活動の記録	22	平成 25 年度学内研修会記録
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6	「学報みまさか」（平成 25 年度発行分）
	23	平成 25 年度時間割（前期・後期）
	24	各学科オリゼミ・パンフ
	25	実習の手引き
	26	就職ガイダンス関係資料
	27	進路調査票
	28	アパート・下宿情報
	29	1 年次セミナーテキスト
	30	情報処理教育センター利用の手引き
	基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源		
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去 5 年間の業績調書 非常勤教員：過去 5 年間の業績調書（担当授業科目に関係する主な業績）	31	教員の個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等	32	美作大学・美作大学短期大学部 紀要 (1)通巻第 57 号 (2)通巻第 58 号 (3)通巻第 59 号
	33	地域生活科学研究所所報 (1)第 8 号 (2)第 9 号 (3)第 10 号
専任教員等の年齢構成表	34	専任教員等の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	35	科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集	32	美作大学・美作大学短期大学部

		紀要 (1)通巻第 57 号 (2)通巻第 58 号 (3)通巻第 59 号
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）	36	事務職員一覧表
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面	37	校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要	38	図書館の概要
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	39	学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	40	マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源		
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	41	寄附金の募集についての印刷物
財産目録及び計算書類（過去 3 年）	42	平成 23 年度財産目録及び計算書類 平成 24 年度財産目録及び計算書類 平成 25 年度財産目録及び計算書類
教育研究費（過去 3 年）の表	43	教育研究費（過去 3 年）の表
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	44	理事長の履歴書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	45	理事・監事・評議員名簿
理事会議事録	46	理事会議事録
諸規程集 組織・総務関係 人事・給与関係 財産関係 教学関係	47	美作学園諸規程集
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	48	学長の履歴書・業績調書
教授会議事録	49	教授会議事録
C ガバナンス		

監事の監査状況	50	監事の監査状況
評議員会議事録	51	評議員会議事録
選択的評価基準		
1. 教養教育の取り組みについて		該当なし
2. 職業教育の取り組みについて		該当なし
3. 地域貢献の取り組みについて	52	平成 25 年度美作大学公開講座 募集資料
	53	岡山県生涯学習大学受講案内 (平成 25 年度)
	54	吉備創生カレッジ受講案内 (平成 25 年度)
	33	地域生活科学研究所所報(平成 23～25 年度)
	55	白梅祭パンフ(平成 25 年度)
	56	ボランティアセンター活動一 覧(平成 23～25 年度)
	57	審議会委員等一覧(平成 23～ 25 年度)

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

(a) 要約の記述

本学園は「人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする」を「建学の理念」として掲げ、これに基づき短大の「理念・目的」そして教育目標を「地域の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の養成」と具体化し、学科等の人材養成の目的に反映させ、教育研究・地域貢献に取り組んでいる。これらについては、各種の手立てにより学内は元より広く社会に周知を図るとともに、自己点検・評価活動や三つの方針の制定等の検討時に定期的にその確認を行っている。

短大の教育目的・目標に基づいた本学の教育は、各学科・専攻科ごとの人材養成の目的・教育目標に具体化され、それらは教務課によるオリエンテーションや各学科等主催の「オリエンテーション・セミナー」の中等で詳しく説明している。目的・目標の達成のため、各学科等はそれぞれで修得できる資格・免許に必要な科目は勿論であるが、それに加えより高い能力を養うための科目を体系的に配列し、学期・学年ごとに基礎的な科目から専門的な科目へと順を追って学習できるよう学年配当にも充分配慮をしている。

各科目については、当該科目で求められる到達目標をシラバスで明示し、それに基づいた評価が行われており、単位取得状況の思わしくない学生や GPA の低い学生については、担任等による指導・助言に努めている。各学科等の教育目標の達成状況は、資格取得率と専門職への就職率の高さで確認できる。加えて、栄養学科や専攻科については、外部機関が実施する試験の結果という客観的なデータも用い教育の効果を確認している。また、卒業後も教育の成果の追跡調査を試みている。なお、調査で得られた情報の活用については検討の余地がある。

自己点検・評価については、平成7年度に委員会を立ち上げ、以来全学的な体制の下で継続的に点検・評価活動を行い、その結果に基づいた改善を進めると共に、活動報告書についても定期的に作成し、関係機関に配布、更には近年では本学ホームページに掲載して公表している。なお、点検・評価活動により明らかとなった改善事項の内、複数の部署に関係するものについては、改善の取組みを見直す必要がある。

(b) 行動計画の記述

近年の教職員の移動による「建学の理念」や短大の「理念・目的」更には教育目標の全教職員による理解と共有については、平成26年度から初任者研修の徹底を行うこととしている。加えて平成27年の学園創立100周年へ向けた重要な取組みの一つとして、平成26年度から本学がこれまで「理念・目的」や教育目標に基づいて進めてきた教育研究とその成果についての確認と総括、それを踏まえて100周年以降の本学の進むべき方向性を教職員全体で考え、共有し、一体化を図る取組みを進めることとしている。

栄養学科の教育課程の見直しについては、既に当該学科会議で検討を始めており、平成26年12月までには改正に必要な手続きを終え、平成27年度の入学生から新しい教育課程での教育を開始する。また導入教育である「1年次セミナー」の内容見直しについても、

これまで大学・短大ほぼ同じであったものについて、それぞれの教育の特性を考慮した内容の一部変更について教務委員会での検討を行い、平成 27 年度から新内容での教育を行う計画である。

専攻科介護福祉専攻の人材養成の目的の表現については、平成 25 年度中に修正を行い、平成 26 年度からは、新しい人材養成の目的の下での教育を進められるように改善を図った。なお、教育の成果の外部からの評価の一環として、就職先開拓訪問の際、職場の上司や本人から勤務の状況や、専門職としての課題等について情報の収集に努めているが、その活用法、例えば当該学科の教育内容の改善に活用する等の取組みが必ずしも十分でなかった。貴重な情報であるので、平成 26 年度にはその活用法の改善を検討することとしている。

自己点検・評価を通じて明らかとなった課題の内、複数部署に関わる案件についての改善の取組みが必ずしも十分できていなかった。そのため、平成 26 年度からはそういった案件については、ALO が学長と連携して関係部署の部科課長等に改善の取組みを指示し、その進捗状況を確認していくこととする。

【テーマ】 I-A 建学の精神

(a) 要約の記述

本学園の「建学の理念」は「人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする」であり、これを受け、短大の「理念・目的」そして教育目標を「地域の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の養成」と具体化し、各種の手立てにより教職員間の共有、在学生の理解の深化はもとより、広く社会に対しても周知に努めている。

平成 17 年度以降、短大の「理念・目的」及び「教育目標」の制定、平成 19 年度には学科・専攻科の人材養成の目的・教育目標、更に平成 22 年度には三つの方針の制定を行った。これらの制定の過程においては、学園の「建学の理念」、短大の「理念・目的」に立ち返り、それに真摯に向き合って進めてきたところである。

(b) 改善計画の記述

本学園は平成 27 年に学園創立 100 周年を迎える。現在そのための準備に着手している。100 周年行事については、学園全体としての行事、大学・短大を中心とした行事、高校を主体とした行事が考えられ、それに向けた計画立案等の作業が進められている。それらの取組の目的は、本学園そしてそれぞれの教育機関の教育の成果、大学・短大にあっては特に教育研究の成果や、それに基づいた地域社会に対し果たしている役割の総括を行う中で、改めて「建学の理念」及びそれぞれの教育機関の教育目的・目標について、教職員・学生・同窓生が確認しあうことであり、また広く社会に対しそれを表明することである。併せて、学園の今後の果たすべき社会的役割を確認する中で、改めて学園、わけても高等教育機関としての大学・短大の進むべき方向性を関係者で確認し、ベテラン・新人の教職員間での共有を通し、一体化を図る機会とすることである。

【区分】 I-A-1 建学の精神は確立している

(a) 現状の記述

大正4年に創設された本学園は、①女性の特性を生かした職業教育、②教養ある女性に成長するための一般教育、③それらの知識、技術、教養が深化されることによる徳操の育成を目指してきた(『美作学園七十五周年史』p.82)。この建学時の精神は、戦後の昭和26年の美作短期大学の設置、そして昭和42年の美作女子大学の設置においても堅持されてきた。平成12年度の大学・短大の大幅な改組、それを受けて平成15年には大学・短大共に男女共学に踏みきった。これを機に、建学の精神についても、理事会のリーダーシップの下に建学の精神起草委員会で審議を重ね、その不易の精神を生かしつつ、現代の社会に見合うべく見直しを図った。その建学の精神は次に示すとおりである。

[美作学園の建学の理念]

「本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。併せて本学園は、寒さに耐え凜として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。」

この「建学の理念」の意味するところを広く社会に対し周知を図り、併せて学内の教職員及び学生に対し周知・共有を図るため、自己点検・評価委員会での検討の結果、「建学の理念」を具体化する必要があるということになり、部科(課)長会議、教授会次いで理事会での議論・承認を経て、平成17年に短期大学部の「理念・目的」、更に教育目標の制定も行ったところである。その「理念・目的」は以下に示すとおりである。

[美作大学・美作大学短期大学部の理念・目的]

「美作大学及び美作大学短期大学部は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の4点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す。
3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。
4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す。

なお、教育目標については別途資料で示すこととする。

現在、この精神を簡潔に「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という文言で、教職員は元より学生との間で共有を図っている。

建学の精神及び本学の「理念・目的」については、ホームページや大学案内で広くそれを学内外に周知、また、特に建学の精神については、入学式や卒業式で理事長の祝辞の際それを明記したものを配布し、それを司会者が朗読するなど学内外に表明している。

学内における共有については、特に新任教職員に対しては初任者研修において資料に基づき詳細に説明、更には年5回開催のオープンキャンパスのいずれかに出席を義務付け、建学の精神及び本学の「理念・目的」に基づく本学の教育方針や学生指導のあり方の説明を通し、具体的に理解を深めるよう努めている。一方学生に対しても、『履修要項』や『キャンパスガイド』の冒頭にそれらを掲げるのは勿論であるが、1年次必修の通年科目「1年次セミナー」において、大学理解の一環として本学の歴史と併せ解説し、その理解の深化を図っているところである。

前述のように入学式での理事長の祝辞の際、「建学の理念」を明記したもの（参照：下掲載資料）を出席者へ配布・朗読している。これは新入生とその保護者への周知・理解を図ることを第一の目的にしているわけであるが、同時に、式に出席している教職員はもとより、多くの来賓の方々の本学理解にも大きく寄与している。また、「1年次セミナー」において建学の精神について解説していることにも触れたが、当該科目は専任教員のほとんど全員が担当していることもあり、授業で学生に説明するため教員はあらかじめその意味するところについて確認を行っている。

本学が「建学の理念」、目的・目標に掲げる、情操豊かな人間性と専門的な知識・技能の修得による職業人としての自立と社会貢献という人間像は、いつの社会においても求められる普遍性を有している。とりわけ少子高齢化が急速に進むわが国社会にあっては、それに伴う様々な複雑で困難な課題が山積している。本学は、食と子どもと福祉の分野でそれ

らの課題に取り組む職業人の養成を目的として、「建学の理念」を確認し、それを具体的に示すために平成16年から部科(課)長会議、教授会そして理事会での議論を経て、平成17年度に大学及び短大の「理念・目的」、「教育目標」を制定、その後もそれらの確認を行いながら、学科や専攻科での会議、上記と同じ会議での議論を経て、平成19年度には学科・専攻科の人材養成の目的・教育目標、更に平成22年度にはディプロマポリシー・カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーの三つの方針を制定した。これらの取り組みは、当然のことながらその一番の基盤である「建学の理念」や大学・短大の「理念・目的」に立ち返り、その確認を行う中で進めている。また、平成23年の自己点検・評価においても、それらについての点検を行っている。



(b) 課題の記述

近年大学間の教員の移動が増加する傾向にあり、本学も例外ではない。平成 25 年度時点で、美作大学短期大学部専任教員 18 人の内、5 年以内に着任した者は 5 人であり 3 割弱というのが実情である。

「建学の理念」や大学の教育目的・目標の共有化については様々な取組を行っているところであるが、他大学などから新たに採用された教員の場合、前任大学等でのその切換えがスムーズにいかないケースも散見される。そのため、長い伝統の中で築き上げてきた本学ならではの教育の特徴が薄まることが懸念される場所である。このような状況において、教職員間で「建学の理念」、教育目的・目標を再度共有することが課題である。

[テーマ] I-B 教育の効果

(a) 要約の記述

一人の自立した人間として社会に貢献できる人材の養成という、「建学の理念」に発する本学の教育目的・目標は、長い伝統の中で揺らぎないものとして確立されており、それに基づいて各学科・専攻科が目指している食と子どもと福祉の分野における専門的職業人の養成という教育目標とそのための学習成果も明確である。これに合わせて、専門的職業人に不可欠な資格・免許を取得できる教育課程を、関係法令に準拠しつつ整備するとともに、栄養士、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士等の養成にあたっては、それらの専門職に要求される知識・技能及び社会人としての基礎的能力を考慮して学習成果を定め、それらの目標に到達できるよう個々の学生に応じたきめ細やかな指導を心がけることで、教育内容と質の保証を図ってきた。このような美作ならではの「面倒見の良さ」は、小規模大学の特性を生かした本学の特長の 1 つであると考えている。

「建学の理念」から導きだされた短大の教育目的・目標、さらにはそれを具体化した各学科・専攻科の教育目的・目標は、「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という分かりやすい表現で、様々な機会を捉えて学内外で表明し、その共有化に努めているところであるが、今後も理念や伝統の希薄化を招かないよう努力を継続していく必要がある。

また、本学には食・子ども・福祉の各分野で併設大学にも同系統の学科が存在する。大学・短大全体の中で各学科・専攻科の果たすべき役割や個性を明確化することが、目的・目標の再確認にもつながるであろう。

各学科・専攻科の設定する学習成果の達成状況は、高い資格取得率と専門職への就職比率等の実績によって裏付けることができるが、このような専門性に関わる面だけでなく、卒業後の社会人・職業人としての「育ち」も視野に入れ、在学中に身につけた専門的知識・技能を発揮できるように基礎的能力も伸ばしていかなければならない。学習成果の実効性を点検するにあたっては、従来も「共通試験」等の客観性のあるデータや実習先からの評価等を利用してきたが、学外からの評価についてさらに情報収集と分析の努力を続ける必要がある。

(b) 改善計画の記述

栄養学科は、併設大学の管理栄養士養成課程に対して、栄養士養成の独自性やその意義を意識しながら教育課程の見直しを続けている所である。専攻科の人材養成の目的については、平成 25 年度の点検の中で、介護福祉士の養成を前面に出した表現に改めることになった。今後も、食と子どもと福祉の各分野において、各学科・専攻科の位置付けや特性をより明確にする努力を続けていく。

また、基礎的能力の養成は、専門教育とのバランスや内容の連携を考慮しながら、短大の実情に合った教養・基礎教育の内容を検討していく必要がある。これに関連しては、全学的に実施されている導入科目である「1 年次セミナー」のテキスト改訂計画があり、教務委員会において議論がなされる予定である。

学外からの評価については、従来活用してきた手段に加え、卒業後の育ちをフォローする観点から情報収集やその活用方法の改善を検討する。

いわゆる CAP 制については、規定を設けたばかりで、適用は平成 26 年度入学生からであるため、その適否を検討していく。

[区分] I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 現状の記述

本学の教育「理念・目的」は、「一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする」という建学の精神に基づき、「新しい時代の生活の向上に寄与できる人間性豊かな専門的職業人」を養成することである。この「理念・目的」は、先述の通り、「食、子どもそして福祉の分野において地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」という簡潔化・明確化した表現で教職員や学生の間で共有されている。短期大学部において 3 つの分野の教育を担うのが、食分野の栄養学科、子ども分野の幼児教育学科、そして福祉分野の専攻科介護福祉専攻である。

短期大学部は、上記の「理念・目的」を受けて、次のような教育目標を定めている。

「教育力の向上に組織的に取り組むことにより、次に掲げる教育目標の達成を目指す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。」

これらの教育目標は、平成 17 年度の制定後、平成 19 年度に改正されたものである。これを受けて各学科・専攻科がその専門性に即して人材養成の目的・教育目標を定めている。平成 22 年度には、三つの方針の制定及び学則に人材養成の目的が明記されたのを機に、各学科・専攻科において再度項目の見直しを行い、人材養成の目的とそれを具体化する教育

目標との関連性の明確化を図っている。以下、学科毎に記述していく。

栄養学科

本学短期大学部は、岡山県下で最初の栄養士養成施設認可校であり、およそ 60 年の伝統と実績を有している。今日栄養士は、食物と栄養に関する専門知識を備えていることにとどまらず、食を通して人びとの健康を育むという「食育」に関わることも求められるようになってきている。このような時代の要請を踏まえて、栄養学科は、「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」(学則第 4 条)を人材養成の目的とし、その目標達成のために「栄養士に必要とされる知識、技能、態度、及び考え方の総合的能力」を育て、「栄養指導や給食の運営を行うために必要な実践的能力」(『履修要項』p16)を身につけられることを目指している。また、栄養士として活躍するには人と関わることが不可欠であり、そのために必要な社会人としての基礎的能力やコミュニケーション能力の養成も目標としている。以上のような教育目的・目標に示された学習成果が得られるように、基本的な教育カリキュラムを編成するとともに、学習成果の具体的内容については各科目のシラバスに明示している。

教育目的・目標については、ホームページや大学案内、オープンキャンパスの学科イベントにおいて表明するとともに、学生の保護者には入学式後の学科説明会において周知に努めている。学生に対しては、『履修要項』に掲載するとともに、入学当初に行われる新入生研修会である「オリエンテーション・セミナー」や、学科教員が担当する「1 年次セミナー」の中で詳細な説明をしている。

教育目的・目標については、学科会議において、実習巡回や就職先訪問の報告時など、折に触れて学科教員の間で議論している。また、授業担当者全員でではないが、分野毎に担当者の連絡会議を開いており、その際には学科全体の教育目的・目標を考慮しながら授業内容について話し合っている。

幼児教育学科

近年、少子化の進行や待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境や子育て環境の変化に伴い様々な問題が生じている。「幼保連携型認定こども園」の創設など、これからの社会のニーズに対応するために、幼児教育学科は、保育・幼児教育の専門家として「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を目的としている。そのために、子どもの心と体、そして人権を大切にし、一人一人の子どもの幸せを支援できる人材、すなわち保育・幼児教育の専門的知識や技能に関する学習に裏打ちされた高い実践力、子どもや障がい者の人権を尊重する姿勢・態度、豊かな表現力とコミュニケーション能力などの養成を目指している。以上のような教育目的・目標に示された学習成果が得られるように、基本的な教育カリキュラムを編成するとともに、学習成果の具体的内容については各科目のシラバスに明示している。

教育目的・目標については、栄養学科と同様に、ホームページや大学案内、オープンキャンパスの学科イベントにおいて表明するとともに、学生の保護者には入学式後の学科説明会において周知に努めている。学生に対しては、『履修要項』に掲載するとともに、入学

当初に行われる新入生研修会である「オリエンテーション・セミナー」や学科教員が担当する「1年次セミナー」の中で詳細な説明をしている。

教育目的・目標については、ほぼ毎月開かれる学科会議において、実習巡回や就職先訪問等の報告など、現場で求められるニーズを踏まえながら折に触れて議論している。また、非常勤講師を含む授業担当者会議を年1回開いて授業内容について話し合っており、その際に学科全体の方向性についても点検・確認をしている。

専攻科介護福祉専攻

本専攻科は、「介護のできる保育士、保育の心をもった介護福祉士」を人材養成の目的としている。急速に進む高齢化の中で、特に地域社会において高齢者福祉や障がい者福祉の分野で活躍が期待されている専門職の1つが介護福祉士である。本専攻科は厚生労働省指定の保育士養成施設で保育士資格を取得した人が入学できる1年課程である。保育士の基礎資格を生かし、福祉や家政、医学、看護の知識を基礎に、科学的で計画的な介護技術や幅広い視野を備え、実社会で役立つ教育や福祉の専門家としての介護福祉士の養成を目的としている。高齢者や障がい者の抱える問題が複雑多様化している今日、介護を必要とする人それぞれのニーズに応えるためには、介護の専門的知識・技術の修得だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を築くことや、他の保健・医療・福祉従業者等と連携・協働して介護できる姿勢などを身につけることが必要である。

このような教育目的・目標は、ホームページや大学案内で学内外に表明している。また、入学者のほとんどが本学幼児教育学科からの進学者であるため、短大での福祉に関する学びと、担任をはじめとする学科教員による進路指導の中である程度周知されており、さらに入学後は「オリエンテーション・セミナー」で詳しく説明を行っている。

(b) 課題の記述

教育目的・目標については、勤務年数の長い教職員の間ではよく理解され、自覚されていると言えるであろうが、その一方で、「美作の伝統」が自明化することにより、新任の教職員や学生たちにも十分浸透しているか、確認が疎かになる懸念もある。様々な機会を捉えて、目的・目標の再確認や共有の努力を続けていかなければならない。

また、専攻科の人材養成の目的については、これまで「介護のできる保育士、保育の心をもった介護福祉士」と記述してきたが、この表現では基礎資格である保育士の方が目立つ印象を受ける。専攻科が養成する介護福祉士が前面に出る表現の方が望ましい。

【区分】 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 現状の記述

栄養学科

栄養学科は、建学の精神に基づき、「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」(学則第4条)を人材養成の目的としている。この目的に沿って、栄養指導

や給食運営の専門家として、栄養士に必要とされる知識、技能、態度、及び考え方の総合的・実践的能力を身につけること、さらに、社会人として要求される柔軟な思考力、観察力、判断力などの基礎的能力やコミュニケーション能力の育成を目指している。

これらの学習成果については、学生個人については単位の認定、単位修得状況の GPA、実習評価表等の手段によって、組織としては学生による授業評価アンケートや、毎年 12 月に全員が受験する「栄養士実力認定試験」の結果、資格取得率、専門職への就職比率等によって測定可能である。

学習成果は、教育目的・目標と同様にホームページや大学案内等で学内外に向けて表明している。学生に対しては『履修要項』に記載するとともに、各教科についてはシラバスで到達目標を示している。

学生の履修状況については、学期毎に担任や教務委員が成績一覧や GPA 一覧を基に点検している。学外実習については、実習前に学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に学科会議で話し合っている。その他にも、学科会議では前述の「栄養士実力認定試験」の結果、卒業年次生については資格取得や就職状況を点検している。また、分野毎の授業担当者会議でも、授業内容との関連で学習成果についても点検・確認をしている。

幼児教育学科

幼児教育学科は、保育・幼児教育についての専門的な知識や理論の学修、子どもや子どもの文化の理解に基づいて、「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を人材養成の目的としている。そのために、子どもや障がい者の人権を尊重する姿勢・態度、実践的な教育や支援ができる能力、豊かな表現力とコミュニケーション能力などの養成を目指している。

学習成果の測定は、学生個人については単位の認定、単位修得状況の GPA、保育実習と幼稚園教育実習の評価表、「保育・教職実践演習」で活用している履修カルテ等の手段によって、組織としては学生による授業評価アンケートや、資格取得率、専門職への就職比率等によって測定可能である。

このような学習成果については、教育目的・目標と同様に、ホームページや大学案内において表明している。学生に対しては『履修要項』に記載するとともに、各教科についてはシラバスで到達目標を示している。

学生の履修状況については、学期毎に担任や教務委員が成績一覧や GPA 一覧を基に点検している。さらに、基準Ⅱ-A-4 で述べるように、「保育・教職実践演習」のために設けた履修カルテを活用して履修指導を行っている。保育実習と幼稚園教育実習については、学科内規で定めた履修基準による事前チェックを行い、実習後には評価表や巡回報告書を基に学科会議で点検している。実習の打合せと反省会も開いており、そこで得られる実習先の意見も評価の際に活用している。また、先述した毎年の授業担当者会議では授業内容と関わって、学習成果についても点検・確認をしている。

専攻科介護福祉専攻

本専攻科は、保育士の基礎資格を生かし、「介護のできる保育士、保育の心をもった介護福祉士」を人材養成の目的としている。高齢者や障がい者の抱える問題が複雑多様化している今日、介護を必要とする人それぞれのニーズに応えるためには、介護の専門的知識・技術だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を構築する能力や他の関係者と連携・協働して介護に当たることのできる姿勢などを身につけることが必要になる。

このような学習成果については、単位の認定結果とともに1年間に4回実施される実習の評価が到達度の有効な測定手段となる。また、将来の国家試験化に備えて、国家試験対策模試や国家試験と同等の内容である「卒業時共通試験」(日本介護福祉士養成施設協会実施)にも取組ませており、これによっても知識・技能レベルの確認ができると考えている。

学習成果の表明は、教育目的・目標と同様に、ホームページや大学案内で学内外に向けて行っている。また、先述した通り、入学者のほとんどが本学幼児教育学科からの進学者であるため、短大時代にある程度周知されており、さらに入学後は「オリエンテーション・セミナー」で詳しく説明を行っている。

(b) 課題の記述

上記の各学科・専攻科の設定する学習成果は明確であり、本学の高い資格取得率と専門職への就職比率は、そのような学習成果の達成状況を裏付ける1つの指標にもなっている。ただ、資格取得や就職は、職業人として社会に貢献するための機会を獲得したばかりの段階であり、一人の社会人として自立していくためには、多くの人と協働する中で経験を積みながら、身につけた専門的知識・技能を活用できる基礎的能力も伸ばしていかなければならない。短大生の場合、大学に比べて2年間という短い修業年限で社会に出ることになるため、専門教育と教養・基礎教育のバランスや内容の連携について大学とは違う短大の実情も考慮する必要がある。

【区分】 I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 現状の記述

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、関係の事務部門において情報を入手・確認し、その遵守に努めている。「地域社会の人びとの生活を支えることのできる専門的職業人の養成」を「理念・目的」とする本学にとって、その職業人として活躍するために不可欠の資格・免許を取得できる教育を保証することは第一義的な責務と考えている。栄養学科では厚生労働省指定の栄養士養成施設として、また、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の同時取得を目指す幼児教育学科では厚生労働省及び文部科学省の定める法令に準拠した養成校として、各資格・免許を取得できる教育課程を編成している。関係法令の変更に伴い、専攻科介護福祉専攻では平成21年度に教育課程を改正し、幼児教育学科では平成22年度に保育士養成に係る教育課程の改正を行っている。

学習成果に関する査定（アセスメント）は、各教科については単位認定や学生による授業評価、単位修得状況や GPA、学外実習については各学科の履修基準による要件の確認、実習先による評価表、巡回指導の報告、実習先との打合会や反省会等による点検、資格・免許の取得率と専門職への就職比率等の方法によって行っている。これらに加え、栄養学科では全員が受験する「栄養士実力認定試験」、専攻科では「卒業時共通試験」の結果を、他の養成施設との比較や全国レベルでの達成水準の確認に利用している。

本学では、これまで年間の履修登録単位数の上限や進級要件は設けていなかった。これは、資格取得が各学科の教育目的・目標とも関わるため、一律の上限を設定しにくいこと、さらに、卒業や資格取得に必要な科目を学年・学期毎の配当に従って履修すること、学外実習の履修基準による定期的なチェック等が、一種の「制限」となるよう配慮してきたという事情がある。しかし、単位制度の実質化に向けて十分な学修時間を確保する観点から、いわゆる CAP 制の導入について教務委員会等において検討を重ねた結果、各学科で年間に履修登録できる単位数の上限を定めることとし、平成 25 年度第 7 回教授会（平成 26 年 2 月）において、そのための「履修規程」の改正を行った。なお、両学科とも年間の上限単位数は 52 単位である。

また、本学では毎年、各学科の全専任教員が分担して中国・四国地域を中心に「夏季就職先開拓訪問」を行っている（基準Ⅱ-B-4 参照）。その名称の通り、これは元々就職支援のための取り組みであるが、その際に就職した卒業生の評価についても情報収集している。各学科の教員が現場での評価を直接聴取してくることで、学習成果が社会的に通用するレベルにあるか否かを判断する情報として役立てることができるとともに、学科の教育内容の改善にもつなげやすい利点がある。本学短大の場合、地元岡山県と近隣諸県の出身者が多いこと、さらに専門職への就職比率が高いことにより、学外実習先と就職先が重なる部分が多い。そのため、実習の巡回指導と就職先訪問は相互に補強し合う関係にあり、現場との緊密な関係を維持しそこでの情報収集に努めることは、客観的な教育レベルを維持する上で有用であると考えている。

この他にも、Ⅱ-A-5 で述べるように、幼児教育学科では平成 12 年以来、毎年秋に学科主催の「里帰りトーク」を実施している。これはその年の春に卒業した学生と学科教員が一同に会して歓談する会であるが、そこで得られた卒業生の実情報告や職場での課題等は、在学中に身につけた専門知識・技能・態度等の学習成果が実社会でどの程度通用しているか、本学の教育の質に関わる貴重な情報を含んでおり、教育内容の検討に生かしている。

資格取得要件についての施行規則等の見直しが行われた際には、必要な教育課程の改正を行うのはもちろんであるが、各学科の教育目的・目標を確認しながら教育課程についても適宜見直しを行っている。専攻科介護福祉専攻は、平成 21 年度に教育課程を全面改正し、修了単位数を増やした。さらに、幼児教育学科は平成 22 年度に保育士関係の科目を中心に、栄養学科は平成 24 年度に教育課程の一部を改正した。現在は、栄養学科で平成 27 年度からの実施に向けた改正を検討中である。

また、学外実習に係る報告や卒業生の動向に関する情報については、学科会議で検討・協議し、そこで発見した課題はその都度、教育内容の改善につなげるよう努めている。この他に、年に 1 回行われる授業担当者の打ち合せ会議も、教育内容の定期的な点検・確

認の機会となっている。

幼児教育学科では、「保育・教職実践演習」の新設に伴い導入した履修カルテを、学生自身による自己評価や到達目標の設定と合わせて、保育者として身につけるべき能力の獲得に向けて学習指導に役立てている。これとともに、単位化された授業科目ではないが時間割の中に「2年次セミナー」を設け、「1年次セミナー」の担当教員が引き続いて同じ学生グループを担当し、2年間を見通した学びの過程のフォローができる体制を整えている。

(b) 課題の記述

近年、資格の専門性とその一方で社会人としての基礎的能力に対する社会的要請も高まっている。施行規則等の改正に対応するのは当然であるが、そのような改正の背景にある社会の動向を踏まえて、教育内容を見直していかなければならない。その検討のための情報収集手段としては、従来も「共通試験」等の客観性のあるデータや実習先からの評価等を利用し、特に、実習関連の打合せ・反省会・巡回指導等の機会に得られた情報は教育内容の検討や学生指導に活用されてきた。また、学科教員が「夏季就職開拓訪問」で卒業生の現場での評価について聴取する取り組みも実施してきたところである。学習成果の実効性を点検するにあたっては、このような学外からの評価についてさらに情報収集の努力を続ける必要がある。

また、本学では各学科の養成する職業人に不可欠の資格・免許を取得するために、全般に学生たちの履修単位数は多目になっている。一方で、平成26年度入学生からいわゆるCAP制を適用する規程を新設したので、その適否を検討する必要がある。

[テーマ] I-C 自己点検・評価

(a) 要約の記述

本学では平成7年度に規程の制定に併せて、「自己点検・評価委員会」が設置され、以降当委員会を中心に、自己点検・評価活動を継続的に進めてきている。活動報告書については、これまで平成10年度、14年度、19年度、そして23年度に作成し、平成19年度以後の報告書については関係大学などへCD-ROMで送付し、本学ホームページに掲載し公表している。規程上は当委員会の構成員は部長や学科長等主だった役職者であるが、規程の中に「その他学長の委嘱したもの」の規定を設けることで機動性を持たせている。また、学科の教育に係る点検・評価事項や学生生活支援あるいは就職に係る点検・評価事項など、その内容からして学科あるいは特定の事務部門が中心となった方がよいと判断されるものについては、当該の学科長や部長を中心に、それぞれのスタッフ全員で取り組み、課題の共有と解決へ向けた取り組みを行っており、全学的に進めている。

点検・評価の成果の活用については、保護者へ渡す成績通知書のGPA記載を詳細にし、それを使って保護者との連携の中で学生指導ができるよう改善、卒業生について学習成果の情報収集を進め、学科教育の見直しを進める、あるいは特待生制度の改善等様々な取り組みを行ってきた。ただ、複数部署に関わる課題について、責任の所在が曖昧なため時とし

て見過ごされてしまうこともあり、この点改善を図る必要がある。

(b) 改善計画の記述

自己点検・評価を通じて明らかとなった課題については、当該部署の部長や学科長が責任をもって改善に取り組む、特に複数部署に関わる課題については、ALO が学長との連携の中で関係部署の部長等に改善に取り組むよう指示し、部科(課)長会議でその進捗状況を確認するシステムの徹底を図ることとする。

[区分] I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 現状の記述

本学では、「本学の教育目的及び社会的使命を達成する」ことを目的として、平成7年度に「美作大学・美作大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」を制定、その規程に基き、同年度から自己点検・評価委員会を設置し、以降当委員会が中心となって、継続的に自己点検・評価活動に取り組み、その過程で改善を要すると確認された事項や、本学の特色がより発揮されるべきであると確認された事項等について、関係部署で改善に取り組んできている。

委員会は、他の委員会同様大学と合同であり、委員の構成は学長、教務部長、学生・就職部長、広報部長、各研究科長、研究所所長、各学科長、事務局長、総務部長、経理課長及びその他学長の委嘱した者と、学内の主だった役職者で構成されている。委員長は学長であるが、委員長が指名した者が副委員長となり、副委員長を中心として自己点検・評価を進めている。副委員長には多くの場合教務部長が指名され、今年度も教務部長が副委員長としてALOも兼ねている。

委員会は上記のように主だった役職者で構成されているが、実際の点検・評価の取り組みにおいては、委員長や副委員長の要請により点検事項に係る部署の多くのスタッフや学科教員が参加する体制で進めている。

自己点検・評価活動については、事柄の性質上日常的な取り組みが重要である。例年定期的に委員会を開催しているが、平成25年度は4月末に第1回の全体の委員会を開催、その後各基準毎の部会を5月・7月・11～12月に開き、現状の把握と課題の確認及びその改善方策の検討を行い、1月には第2・3回、次いで2月には第4・5回の全体の委員会を持ち、それぞれの基準毎にこれまで行ってきた点検結果・改善方策についての意見交換、また改善に取り組んでいる事柄についてはその進捗状況、更には報告書の原稿作成などについて確認を行っている。

委員会は規程に基づき上記構成員を中心に進めているが、基準毎の点検・評価を進めるに当たっては、基準毎に責任者を決め、責任者の判断により必要に応じ、業務上点検事項の内容に深い関わりを持っているそれ以外の教職員を委員に加える、また、例えば平成24年度後半から行った学科の教育目的・教育目標や方針、それに基づいた教育課程の点検・評

価など、点検事項によっては当該学科等のスタッフ全員が出席する学科・専攻科会議で検討、あるいは基準Ⅱ-Bの学生支援・基準Ⅲ-Bの物的資源やDの財的資源の点検・評価については、関係の事務部署のスタッフによる取組みを求めて進めており、全学的な取組を行っている。

また、自己点検・評価委員会の点検・評価の中で実施が要請されたFD・SD研修は、全教職員の参加を義務付け、全学的な取組みとしている。

自己点検・評価の取組みについては、明らかとなった課題改善へ向けた取組みと、その結果を広く公表することが不可欠である。既述のように、本学は平成7年度に「自己点検・評価委員会」を設置し点検・評価を進め、その結果を平成10年度末に「美作大学・美作大学短期大学部 大学の現状と課題」として報告書にまとめ公表、その後平成14年度末に「美作大学・美作大学短期大学部 自己点検・評価報告書」として公表、次いで点検・評価の活動としては大学・短期大学部合同で行い、その点検・評価の短期大学部の部分について、平成19年度に「美作大学短期大学部 自己点検・評価報告書」にまとめ、公表すると共に貴基準協会において評価を受けた。なお、翌年には点検・評価の結果を大学の部分について「美作大学 自己点検・評価報告書」として公表すると共に、日本高等教育評価機構による評価を受けた。

次いで平成23年には、教育研究組織・教育課程・学生・職員・管理運営・財務・社会連携及び社会的責務の計8事項について、改めて自己点検・評価を全学的な体制の元で実施し、その点検・評価結果を「美作大学・美作大学短期大学部 自己評価報告書」として公表した。

このように、本学は規程に基づき継続的に自己点検・評価を実施し、その結果は3~4年毎に報告書にまとめ公表してきている。

公表の方法としては、平成19年度以降は関係大学などにCD-ROMで送付し、本学ホームページに掲載している。

これまで作成した自己点検・評価の報告書については、成果の共通理解と課題解決の取組みを進めるために教職員全員に配布している。点検・評価活動を通して確認された課題などについては、その内容により該当する委員会や部署、あるいは学科で改善・向上策の検討を進め、部科(課)長会議などでの承認を経てその解決・向上の取組を進めている。最近のその取組の一端を紹介する。

「GPA制度の改善」

平成25年度前期には、GPAについてのよりきめ細かい情報を担任が常時手元に保管し、それを下にクラスの学生への学習支援を行えるよう改善した。それに加えて保護者へ学期末毎に送っている成績通知書にも、改善を加えた詳細なGPAのデータを記載し、その見方などの詳細な説明文を添付することで、保護者との連携の中で、特に成績の思わしくない学生への支援に当たることができるようにした。このような改善を図ったことで、FD活動の一環として、その改善点と活用法について平成25年9月に全教職員を対象とした研修会を開催した。

「卒業生の学習成果の情報収集と、学科教育へのフィードバック」

学習の成果の把握とそれに基づいた教育の改善の一方策として、これまで幼児教育学科で

は卒業生と教員との情報交換を目的とした「里帰りトーク」を行ってきた。従来から夏季期間中に就職先開拓のため主に卒業生の勤務している職場訪問を実施しているが、平成25年度からは、その際に卒業生の勤務状況などについて職場の責任者に聞き取りを行う、また本人にも会うなどして勤務の中で直面している課題などについても聞き、それらを取りまとめて学科・専攻科へフィードバックし、教育の改善を図ることとした。しかし本取組みについては、基準Ⅱ-Aで述べることになるが、若干改善の余地を残している。

「学習意欲向上を諮るための特待生制度の改善」

従来は入試成績により特待生を採用し、入学後の成績に一定の基準を設け、基準を充足した学生には卒業時まで特待生として優遇してきたが、学生の学習意欲を高めることを目的として、その一部を改正し、進級時に1年次の成績優秀者を学科の入学定員数に応じ若干名特待生として採用する制度へと変更した。

「進学支援制度と就学支援制度の創設」

一定の学力を有し、本学への進学を希望しながら、経済的に厳しい状況にある生徒に、審査により進学後の進学支援を保障する制度や、在学中に家計の急変により学業継続に困難をきたしている学生のための「就学支援特待生制度」を設けて、学生が安心して勉学に専念できる環境の整備など、種々のきめ細かな改善を進めてきている。

自己点検・評価及びその成果の活用は、本学の現状や課題・強みを改めて全教職員が確認し、将来の目標及び改革・改善内容などの示唆を得るうえで重要なことであると考えている。

(b) 課題の記述

上記のように、自己点検・評価活動の実施については定期的に行い、その結果の公表も行っているので問題はないと考えている。また、その成果の活用という点については、上記のように課題として確認された事項について、それぞれ関係部署や委員会等で改善へ向けた取組を進めてきている。しかし、どの事項を取上げ検討するかは、関係部署や委員会等の責任者にまかせているのが現状である。自己点検・評価活動の中で指摘された重要な案件の中には、複数部署や委員会等に関係する事項もある。そういった事項の場合、現在の体制では見過ごされてしまう可能性があり、成果の活用の組織的な体制の整備が課題である。

◇基準Ⅰについての特記事項

特になし

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

(a) 要約の記述

本学では、短大の「理念・目的」及び教育目標である、「地域の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の養成」を各学科・専攻科の人材養成の目的と教育目標に具体化し、食と子どもと福祉の各分野における専門職に必要な知識・技能等の修得、社会人・職業人として地域社会に貢献できる基礎的能力の獲得を目指すことを基軸に据えて、三つの方針を定めている。それらが方針として制定されたのは比較的最近のことであるが、その中核となる部分は、本学における昭和 20 年代に始まる専門的職業人養成の中で確立されてきた伝統に根ざしている。特に栄養学科と幼児教育学科における栄養士、保育士、幼稚園教諭の養成は長い歴史を有しており、それぞれ「栄養士なら美作」、「美作出身の保育士・幼稚園教諭は指導が行き届いている」等、職場で高い評価を受けている。もちろん、社会の変化に伴って専門的職業人に求められる資質や能力は変わっていくものであるから、各学科・専攻科の養成する専門職に必要な資格取得のために、関係法令の改正への対応にとどまらず、より体系的・効果的な授業編成となるよう教育課程の見直しを行い、それに合わせて教育目的・目標についても検討してきた。その際には、客観性のあるデータや実習先等の外部の評価も参照して学習成果を点検するように努めている。

本学の特長の 1 つである「面倒見の良さ」は、比較的小規模の組織である利点を生かして、学科教員と事務職員が共通の目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に関わって互いに協働することで作り出されてきた。教員は各学科の教育目標と学習成果について他の教員とともに認識を共有し、学科会議や授業担当者の会議での意思疎通や調整、学外実習関係の打合せ・反省会等を利用した達成度や課題についての議論を定期的に行っている。また、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」の主導の下に授業参観等の FD 活動に取り組んでいる。それとともに、年に何回か、全教職員が参加する職員会議の機会を利用して説明会等を実施することもあり、このような小研修の積み重ねも FD・SD 活動の一環として機能している。

学生に対しては新入生研修会「オリエンテーション・セミナー」や教務・学生等の各課ガイダンス等によって学習情報の提供に努めている。また、学習上の悩みについては、クラス担任が中心となるが、同時に精神的な問題等も抱えていることも多く、必要に応じて学生相談室等、他の関連部署の教職員が連携する相談体制を整えている。図書館と情報処理教育センターは人員や設備的な制約もある中で、可能な部分では連携して効果的な学習支援ができるよう工夫している。生活面や就職等については、学生部の下に学生課、就職支援室があり、学科教員と連携しながら支援にあたっている。キャンパスは併設大学との共用であり、キャンパス・アメニティに関連する施設設備もひと通り揃えられているが、限られたスペースに校舎が建て込んでいるため手狭に感じられることもある。

本学は高い資格取得率、専門職への就職率を誇っているが、資格取得や就職は、専門的職業人としてスタートラインに立った段階であり、卒業後の「育ち」も含めて人材養成を考えるべきであろう。本学では、学科の専任教員が分担して卒業生の就職先を回る「夏季就職先開拓訪問」や幼児教育学科の「里帰りトーク」など、卒業生をフォローする取り組

みを長年続けている。そこで得られた情報の活用法も課題といえるであろう。

また、「進学支援特待生制度」や在学生のための「就学支援特待生制度」等の経済的支援のため、本学独自の制度を設けている点は特筆できる。

(b) 行動計画の記述

三つの方針については、平成 25 年度に学則中にその根拠となる規定を設けたので、平成 26 年度から実施し、学内外への周知に努めていく。また、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーについては、平成 26 年度中に、部科（課）長会議及び教授会において必要な一連の手順を踏んで、学科毎の記述を定める。学習成果の達成状況の点検と体系的・効果的な教育課程の編成を目指す検討の中で、各学科・専攻科の教育目的・目標について今後も再確認していく。当面の教育課程の改編については、栄養学科での検討作業を踏まえて改正案を作成し、平成 26 年度前期中に教務委員会等、学内における改正手順を完了し、平成 27 年度からの実施に間に合うよう、変更の手続きや管轄省庁への届け出を行う。

これまで取り組んできた FD 活動のうち、「授業見学週間」は相互参観の定着を目指して平成 26 年度も継続実施する。授業評価アンケートは、平成 26 年度に「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（FD 委員会）を中心に質問項目の検討などを行う。また、学習成果の点検に利用してきた外部からの評価のうち、上記の「夏季就職先開拓訪問」では、収集した卒業生関係の情報を平成 26 年度後期中に各学科へ提供し、学科会議において各学科・専攻科の教育内容を検討する際に活用する。

学内の施設・設備の整備の面では、老朽化した図書館や情報処理教室の更新が課題となっている。これについては、図書館機能と情報処理教育機能の統合という観点も含めながら、美作学園 100 周年記念事業の中で校舎新築の際に学内施設の再配分と調整を行う。これによって、手狭となっている学生用の学習や憩いのためのスペースも一定の増加を図ることができると考えている。

【テーマ】 基準Ⅱ－A 教育課程

(a) 要約の記述

本学では、「新しい時代の生活の向上に寄与できる人間性豊かな専門的職業人」を養成する理念の下に、栄養学科では栄養士、幼児教育学科では保育士、幼稚園教諭、専攻科介護福祉専攻では介護福祉士の養成を各学科・専攻科の人材養成の目的とし、各専門職に必要とされる知識と技能、さらにそれらの職業人として社会に貢献するために必要とされる能力を踏まえて学習成果を定めている。ディプロマポリシーは、各学科・専攻科の教育課程を修め、前述の専門的知識・技能とそれに必要な能力を身につけた者に学位を授与することを示しており、それに対応して各資格を 2 年（または 1 年）間で取得できるよう教育課程を編成している。アドミッションポリシーでは、このような各学科・専攻科の教育内容を反映して、それぞれが養成する専門的職業人として社会で活躍することを目指す人を前提に、求める人物像を提示している。三つの方針は、比較的最近になって平成 22 年度から制

定されたもので、これまで大きな変更は行われていない。また、学則との関係は特に示されていなかったため、それらの学則上の位置付けを明確にする改善が必要となっている。現行のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーについては、短大全体の方針だけが記述されているので、学科毎の記述を作成する必要がある。

教育課程については、法令改正への対応にとどまらず、教育内容を充実させる観点から定期的に見直しを行い、より体系的で効果的な授業科目の編成になるよう心がけている。その際には、単位や資格の取得率、GPA、専門職への就職比率、「栄養士実力認定試験」等の客観性のあるデータ、さらに実習先からの評価等の外部の意見も参考にしながら学習成果を点検することで、個々の学生の状況に応じた指導ができる体制を絶えず模索している。また、学内外の行事等への参加のように、正課外の活動も社会への参加を可能にする能力や実践力の養成にとって有用であり、教育課程を補うものとして各学科で特色ある取り組みに工夫を凝らしている。本学では、学科の専任教員が分担して卒業生の就職先を回る「夏季就職先開拓訪問」や幼児教育学科の「里帰りトーク」など、卒業生をフォローする取り組みを長年続けてきており、そこで得られた情報も学内へフィードバックされ、教育内容の検討や在学生への指導に生かされている。

(b) 改善計画の記述

三つの方針については、平成 25 年度第 7 回教授会において、学則中にその根拠となる規定を設けたので、平成 26 年度から実施し、学内外への周知に努めていく。また、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーについては、平成 26 年度中に学科毎の記述を作成する。

教育課程の見直しを進めている栄養学科では、授業科目群の配列を関係法令との対応が分かりやすい体系的なものになるよう配慮する。これに関連して、「履修要項」掲載の授業科目一覧は、資格取得の要件の確認欄も設けられており、一種の履修マップとして学生の指導に利用しているため、学則別表の改正を待たず早急に改善する。

各学科・専攻科で客観的指標となりうる「実力認定試験」等を学習成果の点検に利用してきたが、専攻科については、将来の国家試験導入に備えて合格以上の水準を目指す必要がある、1年間を通じて介護福祉士として求められる知識や技能の習得のための教育の充実を図り、国家試験での高い合格率達成を目指す。

上記の「夏季就職先開拓訪問」では、収集した卒業生関係の情報を整理し、学科会議等で各学科・専攻科の教育に活かす努力を続けていく。

【区分】 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 現状の記述

本学では、教育目標とそれに基づく教育課程の見直しを順次行ってきたところであるが、その基本方針をより明確にするため、平成 21 年の第 4 回教授会（9 月 24 日）において以下のようにディプロマポリシーを定めた。なお、この方針は全学的に定めたものであるため、学科毎には記述していない。

「美作大学短期大学部の教育目標、栄養と保育の各専門分野について学科毎に定めた教育目標、それを踏まえた授業毎の到達目標に基づいた成績評価を行い、所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与します。卒業までに身に付けるべきこととして、以下にあげることが求められます。

1. 修得した知識・技能・態度により、栄養と保育の分野の専門的職業人として、課題を発見し解決する力
2. 職業生活、社会生活に必要な広い視野・コミュニケーション能力や論理的思考力
3. 自律と協調・協働により、社会の発展に寄与できる力

栄養学科

上記のディプロマポリシーに基づき、学科の教育目的である「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士の養成」に対応して、区分 I-B-2 において示す学習成果を定めている。ディプロマポリシーにおいて身に付けるべきことを求めている 3 項目は、社会人・職業人としての基礎的能力に関わる力であるが、これに加えて栄養の分野の専門家に不可欠の資格が栄養士の資格である。本学科の教育課程は栄養士免許を取得できるよう編成されており、平成 24・25 年度の卒業生は、全員が栄養士免許を、さらにその三分の一がフードスペシャリストの資格も卒業時点で併せて取得している。ディプロマポリシーは、これらの学習成果の獲得に向けて、授業毎の到達目標に基づいて成績評価を受けて所定の単位を修めた学生に卒業を認定することを示している。

なお、基準 I-B-3 でも述べた通り、本学では、これまで年間の履修登録単位数の上限や進級要件は設けていなかった。これは、資格取得が各学科の教育目的・目標とも関わるため、一律の上限を設定しにくいこと、さらに、卒業や資格取得に必要な科目を学年・学期毎の配当に従って履修すること、学外実習の履修基準による定期的なチェック等が、一種の「制限」となるよう配慮してきたという事情がある。しかし、単位制度の実質化に向けて十分な学修時間を確保する観点から、平成 25 年度第 7 回教授会（平成 26 年 2 月）において CAP 制を導入する「履修規程」の改正を行い、それに基づいて、栄養学科では年間の履修登録単位数の上限を定める内規を設けた。

ディプロマポリシーは、他の 2 つの方針とともに、本学ホームページにおいて学内外に公表している。具体的な卒業要件と資格取得の要件については学則（第 12 条、16 条）に規定しており、学生に対しては学科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、栄養士等の資格取得要件を『履修要項』に掲載し、個々の授業科目の到達目標等についてはシラバスに示している。卒業や資格取得の要件は、入学当初の新生研修会である「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスやクラス会において周知を図っている。このように、ディプロマポリシーは学内外に表明しているが、平成 25 年度第 7 回教授会（平成 26 年 2 月）において、三つの方針について根拠となる条項を設ける学則改正を行った。

基準 I-B-1 でも述べた通り、本学科は岡山県内では最も長い栄養士養成の伝統を誇っており、多数の卒業生の活躍から「栄養士なら美作」との定評を得ている。また、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。従って、栄養士免許

を取得し、栄養分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。

ディプロマポリシーが定められたのは比較的最近のことであるが、平成 23 年度には自己点検・評価報告書作成の中で、また平成 24 年度後半にも、教育の質向上に向けた取組みの中で、教育目標について議論する際には、ディプロマポリシーについても併せて内容を点検・確認している。今後は、現行のディプロマポリシーでは欠けている、学科毎の記述を作成していかなければならない。

幼児教育学科

上記のディプロマポリシーに基づき、「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を学科の教育目的としている。これに対応して、区分 I-B-2 において示す学習成果を定めている。栄養学科と同様に、社会人・職業人としての基礎的能力に関わる力に加えて、保育・幼児教育の専門家に不可欠の資格として、保育士資格と幼稚園教諭二種免許が取得できるように教育課程を編成しており、平成 24・25 年度の卒業生は、ほぼ 100%が両資格を取得し、さらに 4 割の者がレクリエーション・インストラクターの資格も併せて取得している。ディプロマポリシーは、これらの学習成果の獲得に向けて、授業毎の到達目標に基づいて成績評価を受けて所定の単位を修めた学生に卒業を認定することを示している。なお、平成 25 年度に、単位制度の実質化に向けて十分な学修時間を確保する観点から行われた本学「履修規程」の改正に合わせて、幼児教育学科においても年間の履修登録単位数の上限を定める内規を設けた。

ディプロマポリシーは、他の 2 つの方針とともに、本学ホームページにおいて学内外に公表している。具体的な卒業要件と資格取得の要件については学則（第 12 条、16 条）に規定しており、学生に対しては学科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、保育士資格と幼稚園教諭二種免許の資格取得要件を『履修要項』に掲載し、個々の授業科目の到達目標等についてはシラバスに示している。卒業や資格取得の要件は、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスやクラス会において周知を図っている。このように、ディプロマポリシーは学内外に表明しているが、平成 25 年度第 7 回教授会（平成 26 年 2 月）において、三つの方針について根拠となる条項を設ける学則改正を行った。

本学科の保育者養成は昭和 40 年の保育科創設に始まるが、それ以後 50 年近くにわたって多くの人材を輩出し、岡山県をはじめとする中四国地域の保育現場で卒業生が活躍している。今日、待機児童の解消や幼保連携型認定こども園の創設、子育て支援など、保育・幼児教育の分野で対応しなければならない課題も多い社会状況において、本学科卒業生の専門職への就職比率は高く、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。従って、保育士資格と幼稚園教諭二種免許を同時取得し、保育・幼児教育分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。

ディプロマポリシーが定められたのは比較的最近のことであるが、平成 23 年度には自己点検・評価の中で、また平成 24 年度後半にも、教育の質向上に向けた取組みの中で、教育

目標について議論する際には、ディプロマポリシーについても併せて内容を点検・確認している。今後は、現行のディプロマポリシーでは欠けている、学科毎の記述を作成していかなければならない。

専攻科介護福祉専攻

厳密には、専攻科は学位を授与する課程ではないが、本専攻科が人材養成の目的に掲げる職業人である介護福祉士は、上記のディプロマポリシーで述べる専門的職業人の1つに含まれている。それに対応して、区分Ⅰ-B-2において示す学習成果を定めている。養成施設を卒業して保育士の資格を有する者が入学できる1年間の課程であり、修了者全員が介護福祉士の資格を取得できる。

専攻科の修了と資格取得の要件については学則（第7章 専攻科）に規定しており、学生に対しては専攻科の教育目標とそれを踏まえて編成された教育課程、資格取得要件を『履修要項』に掲載し、個々の授業科目の到達目標等についてはシラバスに示している。これらの要件は、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」で解説するとともに、各学期開始前に行われる履修ガイダンスにおいて周知を図っている。

福祉分野において、複雑多様化している今日の介護ニーズに対応できる専門家として、介護福祉士は不可欠の人材となっており、介護福祉分野の専門的職業人として社会に貢献できる力を身に付けること、という基本方針は一定の社会的通用性があると考えている。本専攻修了生は毎年、全員が専門職に就職しており、前述の就職先開拓訪問でも多くの職場でその働きぶりは高く評価されている。

(b) 課題の記述

ディプロマポリシーは明確で、かつ本学の教育目的・目標にも合致しているが、現行のディプロマポリシーは短大全体の方針だけが記述されているので、学科毎のポリシーを記述する必要がある。

【区分】 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 現状の記述

本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は以下の通りである。

「美作大学短期大学部の教育目標に基づき、栄養と保育という各学科の専門性に即した教養・基礎教育科目と、学科・専攻科の教育目標に即した学科・専攻科毎の専門教育科目及び社会性・実践力を養うための教育プログラムを柱としてカリキュラムを編成します。

1. 教養・基礎教育科目を通して、広い視野と豊かな人間性を備えた社会人としての基礎的能力の養成
2. 専門教育科目を通して、栄養と保育と介護福祉の分野で地域社会の発展に貢献できる優れた専門的知見と技能の涵養
3. ボランティアやインターンシップ等の教育プログラムを通して、積極的な社会参加を

可能にする能力及び実践力の養成」

なお、このカリキュラムポリシーは短大全体の方針として定めたものであり、学科毎には記述していない。

栄養学科

栄養学科の教育課程は、短期大学設置基準を遵守しつつ、栄養士養成指定科目群を、2年間の各学期に適正かつ体系的に配列し、ディプロマポリシーに示したように、「栄養の分野の専門的職業人」として社会に貢献できる力が身につけられるよう編成している。

栄養学科の教育課程は、ディプロマポリシーの方針に合わせて栄養士免許を取得できるよう編成されており、栄養士法施行規則に準拠した教育課程となっている。栄養士養成課程としての性格を明確にし、栄養士として必要な知識及び技術等が系統的に修得できるよう体系化を図るため、平成27年度からの実施に向けて教育課程の改正を検討中である。現在の学則別表の科目配列は、栄養士法施行規則に示された教育内容に対応した系統分けと配列になっていない。そのため、『履修要項』のカリキュラム表と法令と開講科目の対応関係を示した資格取得要件の表（『履修要項』p.18とp.24）とは一致していない。カリキュラム表を履修マップの一種として活用している現状もあり、改正の際には科目群の分かりやすい配列を検討する。それと同時に、授業科目群の体系化にあたっては、同じ食分野で併設大学に食物学科が設置されていることから、その教育課程との対応関係も考慮する。また、教育内容の充実という観点から、栄養士に求められるスキルのうち現場で重視されている献立作成能力については、「献立作成論」の新設を計画している。

以上のような、栄養士の資格取得に直結する科目群だけでなく、食に関する幅広い知識・技術が修得できるよう、フードスペシャリストの認定試験受験資格の得られる科目も設置している。また、現場では栄養価計算等でコンピュータ利用が広く行われていることから、栄養士として効果的に業務を遂行するためにはICT技術を活用する能力も必要である。これに備えて、「栄養情報処理演習」等の科目を設けている。

栄養学科では、1年次後半から2年次にかけて履修する「栄養学特別演習」を設け、学修内容の定着・確認の場として、さらにそれを現場に生かしていくことを意識させるキャリア科目の1つとして活用している。ここでは、まず栄養士の業務内容を理解させるため、現場で活躍中の栄養士を招いて講演会を開くとともに、就職支援室の協力を得ながら、就職活動の基本的な事柄を指導し、入学の翌年には始まる就職活動に備えさせている。本演習の後半では、専門の教育内容の復習に力を入れ、2年次12月の「栄養士実力認定試験」に備えさせる。この試験の結果を栄養士に必要とされる知識の習得度を測る目安としている。結果は2月に送付されてくるので、卒業までに学生自身が習得度を把握することができる。

教育課程編成の方針で示した「積極的な社会参加を可能にする能力及び実践力の養成」については、教育課程に組み込まれた科目だけでなく、学科の専門教育と関連する内容で学科教員が指導する課外活動も寄与している。最近の取り組みを以下に紹介する。

平成25年には、学科教員指導の下に栄養学科2年生全員が、美作県民局が主催する「美作国建国1300年記念～弁当・総菜・スイーツ～高校生・大学生が提案する商品開発プロジ

ェクト」に参加した。その中で、栄養学科学生5人によるチーム、「チームHAMMY」が最優秀賞を獲得し、岡山県下の全「サークルKサンクス」において期間限定で販売された。美作県民局からは、昨年度も害獣処理場稼働に際して鹿肉の加工法考案の依頼があり、その際も学科教員指導の下に学生たちが12種類の加工品を提案し、そのうち3つが商品化を果たしている。また、津山市が開発に力を入れている「津山餃子」の新商品を学生が提案する試みは、平成25年度ではや4年目を迎えている。これらの外部からの依頼に応える提案は、学生たちの食への興味・関心を深める機会にもなっており、栄養士資格習得に対するモチベーションを高める効果を発揮している。

成績評価については、Ⅱ - B - 1 で述べるように、学科の教育目標を踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、シラバスに明記した方法により学習成果を厳密に評価している。学外で行われる給食管理実習については、学科内規に定めた履修基準により、単位の修得状況や学習態度等について問題が無いことが確認された者について実習を認めている。実習直前には学科教員が実習委託施設に直接出向いて打ち合わせをし、実習先とのコミュニケーションを取るほか、実習中の巡回指導も行ってフォローアップに努めている。また、学外実習の成績については、実習先からの評価と事前・事後指導の内容を学科教員全体で検討の上、最終決定している。

シラバスには、必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）がひと通り明示されているが、準備学習の内容については「履修上の注意と要望等」で心構えや学習姿勢について触れているものの、具体的な学習内容までは示されていない等、改善すべき点が残されている。平成26年度に向けてのシラバス依頼に際しては、準備学習に関する項目を入れるように改めた。なお、情報検索の手がかりとなる「キーワード」の項目を設けている点は、準備・事後の学習に有益であると考えている。

本学科では、通信による教育は行っていない。

教育課程における教員の配置は、各教員の資格・業績を基に、職歴等も考慮し、学科教務委員と実務上の協議の上、学科長が総合的に判断し配置している。平成25年度の専任教員は、教授3名、准教授3名、助教1名の計7名となっている。

教育課程については、学科会議において学外実習の報告・反省、「栄養士実力認定試験」の結果等の機会ある毎に教育活動の成果について点検し、次年度に向けての課題について話し合っている。学科の教育目的・目標や養成する人材像へ向けて、学年毎の到達目標について話し合う中で、授業科目と教育課程の体系化についても点検を行っている。平成24年度に教育課程の一部を改正したところであるが、前述のように、平成27年度実施に向けて教育課程の改正を現在検討中である。

幼児教育学科

幼児教育学科の教育課程は、短期大学設置基準を遵守しつつ、幼稚園教諭及び保育士養成に関わる指定科目群を、2年間の各学期に適正かつ体系的に配列し、ディプロマポリシーに示したように、「保育の分野の専門的職業人」として社会に貢献できる力が身につけられるよう編成している。

教育課程編成・実施の方針は、栄養学科で先に示した通りである。

教育課程については、平成22年度に保育士養成に係る改正を行い、翌23年度入学生より新教育課程での教育を行っている。この改正により「保育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」それぞれに実習指導を行うことが求められるようになったこともあり、それまでの実習時期を見直し、保育実習における事前事後指導がより効果的に行えるようにした。また、必修科目の「基礎技能」が「保育の表現技術」に名称変更されたことに伴い、それまでの幼児音楽、幼児造形、幼児体育などの授業科目の他に新たに「総合表現技術」を設け、年間を通して3人のそれぞれ専門的な講師によって人形劇技法、劇遊び、児童劇、音楽劇の授業を行い、子どもの表現を広く捉え、保育に活かすことができるような教育課程を実施している。

また、正規の授業科目ではないが、学科の教育目的・目標と関連性のある取り組みも、学科行事やボランティア活動等の形で行っており、そのうち特色あるものを紹介する。

その1つは、平成17年から毎年12月に入る前後の時期に行っている「イルミネーション点灯式」である。この取組みは、イルミネーションの制作や点灯式に伴う活動や発表を通して、学生の自主性と学科全体の連帯感を高めることを目的として企画されたものである。点灯式は、学生たちがセレモニーの中で保育に関わる者としての使命感を新たにする誓いを立てることにより、子どもの夢に寄り添う保育者になる決意を表明する場でもある。また、地域住民や近隣の子どもたちに点灯式やイルミネーションの告知をして多くの観客を招待することにより、地域に開かれた学科を目指すとともに、学科の学修内容の周知を図っている。

平成17年度から始めた本行事は、平成20年度から平成22年度までの3年間は、学科の特色ある活動として文部科学省の補助金も受け、点灯式の発表内容やイルミネーションの規模の拡充を図ってきた。その後も展示内容や発表に工夫を凝らすことで、学内のみならず地域住民に対する本行事の認知度も高まっている。また、「1年次セミナー」、「2年次セミナー」から選出された学生による実行委員会を組織して企画運営にあたることで、学生自らの手でよりよい点灯式にしようとする意識も高い。本行事は学科の1・2年生全員が協力して行う唯一のものであり、企画や運営、準備、練習等を通して学生が主体的に取り組むことにより、学科への帰属意識や一体感の高まりが期待できる。また、造形関係の授業で制作した作品や、音楽関係の授業で学んだ合唱等の、学内及び地域住民や子どもたちへの発表の場として効果的に活用しており、学生の学習意欲の向上も期待できる。さらに、本行事を通じて地域住民や附属幼稚園の園児との交流や連携も行われている。

この他に、「みまさか子育てカレッジ」関連の活動（参照：右写真）も行っている。本事業は、岡山県が推進する「子育て大学・地域タイアップ事業」の1つであるが、平成24年4月に、美作地域では唯一の大学・短大である本学を中心として組織されたも



のである。（事業の詳細については、選択的評価基準の「地域貢献」において記述するので、そちらを参照されたい。）この「みまさか子育てカレッジ」の「子育て支援に関するボランティア支援」事業に、本学科の学生たちが参加している。これは津山市に隣接する勝央町において実施された親子50組を対象にした運動遊び等の支援活動である。平成25年10月には、「ニュースポーツであそぼ」と題して、学科准教授の指導の下に幼児教育学科1年生（「レクリエーション実技・実習」の受講学生）15名が、小学生18名とその保護者を対象にレクリエーションや、「ラダーゲッター」「ディスクビンゴ」「ファート」などのニュースポーツを中心とした様々な活動を支援した。

教育の質を保証する成績評価に向けて、学外の教育実習及び保育実習については、内規で履修基準を定めており、各実習の時期に合わせて決められたチェック時点で単位の修得状況を点検し、これに出席状況や受講態度等の点で問題が無いことが確認できた者に本実習を認めている。津山市内の保育所で保育実習を行う場合、実習巡回指導に加え、実習前の事前打ち合わせ会と実習後の反省会を実施し、地元の保育所との連携を密にして、実習生に対してよりきめ細かい指導と評価を行っている。平成25年度は、事前打ち合わせ会に10園、反省会に7園から主任保育士の出席があった。また、津山市内での幼稚園教育実習についても同様に事前打ち合わせ会と実習後の反省会を行っており、平成25年度は、両会議とも4園から園長の出席があった。さらに附属幼稚園で幼稚園教育実習を行う場合は、学科の担当教員が、実習生代表による研究保育を参観し、事後の研究会で指導助言を行う他、実習最終日に実習生全員と附属幼稚園の教員全員で行われる反省会にも出席し、学生の意見や感想を聴いたり、指導者からの助言を聴いたりして実習の評価に活かしている。

シラバスには、必要な項目がひと通り明示されているが、準備学習の内容については具体的な学習内容までは示されていないことが多いため、栄養学科で前述したのと同様の改善を行った。

本学科では、通信による教育は行っていない。

教育課程における教員の配置は、各教員の資格・業績を基に、職歴等も考慮し、学科教務委員と実務上の協議の上、学科長が総合的に判断し配置している。平成25年度の専任教員は、教授3名、准教授3名、講師5名の計11名となっている。

教育課程については、学科会議において保育実習と幼稚園教育実習それぞれの実習巡回や就職先訪問等について話し合う機会に、教育活動の成果について点検し、次年度に向けての課題についても議論している。年1回開かれる非常勤講師を含む授業担当者会議で出た意見も参考にしている。学外実習に関しては、前述の通り、津山市内の保育所・幼稚園と事前の打合会と事後の反省会を開いており、ここでの意見や要望も参考にしている。幼児教育学科では、施行規則等の変更に伴い、平成22年度に保育士養成に係る教育課程の改正を行っているが、栄養学科と同様に、平成24年度にも、学科の教育目的・目標や養成する人材像へ向けて、学年毎の到達目標について話し合う中で、授業科目と教育課程の体系化についても点検を行った。

専攻科介護福祉専攻

前述したように、本専攻科は養成施設を卒業して保育士の資格を有する者が入学できる

課程であり、厚生労働省指定の教育課程を基本に、1年間で知識と技能の両面から介護の専門家を養成できるよう編成している。教育課程編成・実施の方針は先に示した通りであるが、専攻科の場合は、短大等ですでに身に付けた保育士としての能力を基礎としながら、より専門性の高い知識・技能の修得が主眼となる。

専攻科では、「人間と社会」「介護福祉」「こころとからだのしくみ」という3領域で授業を編成している。「人間と社会」では、外部講師の招聘も含めて、ケアの本質を多面的に学び、「介護福祉」では具体的な日常生活の援助技術を、「こころとからだのしくみ」では日常生活に困難をもたらす心身のしくみについて学習する。これらの3領域については、教員の資格要件が厳格に規定されており、それを遵守している。

授業の進行では、年間4回計画している介護福祉実習の各到達目標に合わせて編成を行っている。さらに年に1回の非常勤講師を含む授業担当者会議において、効果的な授業展開や編成について議論する場を設けており、次年度の授業進行に反映している。年度末には、全ての実習先の指導者との「実習反省会と次年度の実習の打合せ会」を開催している。ここで1年間の実習について総括し、課題の共有や実習指導のための情報交換を行い、そこで出た意見を実習要項マニュアルや実習要項の見直しの際に活かし、内容の充実と周知徹底に努めている。

各科目については担当教員により厳格な成績評価が行われているが、それに加えて、全科目修了時に介護福祉士国家資格に相応しい学習到達度が得られているか、また教育目標が達成できているかの確認のため、年度末に全国介護福祉士養成施設協会の行う「卒業時共通試験」を全員受験させている。また、平成25年度からは、将来の国家試験化に備えて模試も受験させることにした。

シラバスには、必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）がひと通り明示されている。準備学習の内容に関する指示については、栄養学科や幼児教育学科と同様の改善を行った。

法令によって指定された要件を満たす資格・業績・職歴等を有する教員を適正に配置している。平成25年度の専任教員は、准教授1名、講師2名である。

教育課程は介護福祉法の規定に準拠しており、現行のものは平成21年度に改正されたものである。今後も法令の改正があれば、それに合わせて改正を行う。

(b) 課題の記述

現行のカリキュラムポリシーでは、短大全体の方針だけが記述されているので、学科毎のポリシーを記述する必要がある。

教育課程の見直しは、各学科・専攻科において学習成果の点検の度に定期的になされてきた。現在は、栄養学科で教育内容の充実策を話し合う中で、栄養士の養成という学科の人材養成の目的に沿った教育課程への再編が課題となってきている。その際には、科目群の配列は体系的で分かりやすいものになるよう配慮する必要がある。『履修要項』掲載の授業科目一覧も改善が必要である。

【区分】 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 現状の記述

短期大学部のアドミッションポリシーは、次の通りである。

- ・ 専門的職業人として、持続可能な地域社会の形成、また、地域社会の人びとの生活の質の向上に貢献したい人
- ・ 所属学科で取得できる資格・免許の取得をめざし、学習意欲の高い人
- ・ 学生生活を通じ、真摯に自己を見つめ、社会人としての自己の能力の向上をめざす人

以上のような基本方針に基づき、各学科の学習成果に対応するアドミッションポリシーは、以下の通りである。

栄養学科

- ・ 栄養士の資格取得にとどまらず、多面的な視野で実践力のある栄養士になるというプロ意識を持つことができる人
- ・ 食と健康に興味を持ち、明るく、皆とコミュニケーションのとれる人
- ・ 栄養士として地域社会に貢献したいという夢を持っている人
- ・ 高校までの基礎学力を身につけている人

幼児教育学科

- ・ 保育、幼児教育、子育て支援、障がい者支援についての専門的な知識や技能を学び、地域社会に貢献したい人
- ・ 自己を見つめ、積極的に自己研鑽できる人
- ・ 子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざし、皆とコミュニケーションのとれる人
- ・ 高校までの基礎学力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人

専攻科介護福祉専攻

- ・ 高齢者や障がい者支援についての専門的な知識や技能を学び、地域社会に貢献したい人
- ・ 自己を見つめ、積極的に自己研鑽できる人
- ・ 保育士としての専門的な知識や技能をもち、幅広い視点から物事を考える人

以上のアドミッションポリシーは、募集要項及び大学案内に掲載するとともに、本学ホームページに掲載、オープンキャンパスや進路担当の高校教諭を対象とした入試説明会等を通じて示している。

入学前の学習成果については、上記のアドミッションポリシーにおいて、必要な基礎学力を身につけていることを明示している。その把握・評価は、以下に述べる入学者選抜の各方法において実施する筆記試験や面接等を通して行っている。

推薦、一般、A0入試等、入学者選抜の各方法によりウェイトの置き方は異なるが、いずれの入学試験においても、アドミッションポリシーに基づき、各学科に適性のある者を選抜している。入試制度毎の選抜方法は以下の通りである。

- ・ A0 入試
アドミッションポリシーに基づき、大学及び学科の教育目的を理解し、志望動機・将来の展望等が志望学科の内容と合致しており、勉学意欲が高く、志望学科の教育課程を修める学力があることを、面接や作文、評定平均値を得点化したものを総合することによって確認する選抜方法をとっている。
- ・ 特別入学指定校推薦入試
基準とする評定平均値以上であり、学校長が志望学科への進学が明確な者として推薦する者の中から、提出書類や面接等により志望学科への適性について確認する選抜方法をとっている。
- ・ 一般公募推薦入試
学校長が推薦する者の中から、面接、基礎学力テスト（基本的な国語力を問う内容）、特技点（高校での課外活動等を得点化したもの）、評定平均値を得点化したものを総合することにより、志望学科への適性のある人物を選抜する方法をとっている。
- ・ 一般入試
筆記試験により、アドミッションポリシーに示した基礎学力を有する者を選抜している。
- ・ 大学入試センター試験利用入試
大学入試センター試験受験者の中から、アドミッションポリシーに示した基礎学力を有する者を選抜している。

(b) 課題の記述

アドミッションポリシーは明確であり、その周知にも努めている。特に課題は認識していない。

【区分】 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 現状の記述

栄養学科

栄養学科の学習成果は、基準Ⅰ-B-2で述べたように、学科の教育目的・目標に基づいて、主要資格である栄養士免許を2年間で取得することを前提に定めている。授業科目は、社会人としての基礎的能力の養成を中心とする教養・基礎教育科目に加え、専門教育科目においては栄養士関連科目を中心に必修科目20単位を定めており、その他の選択科目と合わせて、栄養士免許（さらにフードスペシャリストの資格）を取得できるよう編成されている。実践的な技能の修得を意識して実験・実習科目を多く組み込み、現場で活躍中の栄養士等の講演を聞く特別講座を設ける等、2年間の学習過程で目標とする「多面的な視野で健康維持・増進のサポートができる栄養士」に必要な能力が獲得できるよう努めている。

各科目の到達目標はシラバスに記載されている。また、すでに述べたように、平成25年度には、単位制度の実質化に向けて十分な学修時間を確保する観点から行われた本学「履修規程」の改正に合わせて、年間の履修登録単位数の上限を定める学科内規を設けた。

単位の修得率は 100%近く、一部に病気や経済的理由等で休学し卒業が遅れる者があるが、これまで単位修得不足により留年となった者はほとんどいない。平成 24・25 年度には卒業生全員が栄養士免許を取得しており、栄養学科の学習成果は 2 年間で十分達成可能である。短大の入学者には、2 年後にはめざす専門職に就くという目標意識を明確に持っている者が多く、この学習成果は学生にとっても実際の価値があると考えている。実際にも、卒業生のほとんどが食品を扱う職業に就き、約 8 割が給食現場で働いており、このような専門職への就職比率の高さは学習成果の達成度の 1 つの裏付けとなると考えている。各科目の単位の認定はシラバスに明記された評価方法によって行われている。授業形態に応じて、定期試験、レポート、学習態度・出席状況を組み合わせることが多いが、期末試験だけでなく課題提出や小テスト・中間テストを組み込んで途中段階での理解度の把握に工夫を凝らしている授業もある。単位の修得状況は成績通知書と GPA によって点検可能であり、後述するように、担任等による個々の学生への履修指導の際にデータとして役立てている。学外実習については学科の内規で履修基準を定めており、実習前の段階での点検が可能である。この他、前述したように、2 年次 12 月に全員が受験している「栄養士実力認定試験」の結果によっても学習成果の達成度が確認できる。

幼児教育学科

幼児教育学科は「次代を担う子どもたちの人間形成に寄与する支援力をそなえた保育士・幼稚園教諭の養成」を教育目的・目標とし、2 年間で保育士資格と幼稚園教諭二種免許の両方取得することを前提に学習成果を定めている。授業科目は、社会人としての基礎的能力の養成を中心とする教養・基礎教育科目に加え、専門教育科目においては必修科目 36 単位を定めており、その他の選択科目も含めて、そのほとんどが保育士と幼稚園教諭の資格取得に関わる科目で構成されている。

各科目の到達目標はシラバスに記載されている。また、平成 25 年度には、栄養学科と同様に、本学「履修規程」の改正に合わせて、年間の履修登録単位数の上限を定める学科内規を設けた。

栄養学科と同様に、単位の修得率は 100%近く、一部に病気や経済的理由等で休学し卒業が遅れる者があるが、これまで単位修得不足により留年となった者はほとんどいない。平成 25 年度には 72 名の卒業生中、71 名が保育士資格、69 名が幼稚園教諭二種免許を取得しており、本学科の学習成果は 2 年間で十分達成可能である。専門職への就職比率も高く、毎年、就職者の約 9 割が保育士または幼稚園教諭として職を得ている。また、ステップアップをめざして進学する者も少なくないが、大学への編入学にしても専攻科介護福祉専攻への進学にしても、専門職に就くことをめざしている学生がほとんどである。そのような学生にとって、本学科の学習成果は実際の価値があると考えている。

栄養学科と同様に、各科目の単位の認定はシラバスに明記された評価方法によって行われている。授業形態に応じて、定期試験、レポート、学習態度・出席状況を組み合わせることが多いが、ピアノ等の基礎技能関係の授業では実技試験もある。単位の修得状況は成績通知書と GPA によって点検可能である。

前述したように、学外実習の履修基準を内規で定めており、各実習の前に知識・技能等

の修得が必要なレベルに到達していることをチェックしている。各実習前には、「実習前学内オリエンテーション」を必ず行い、学科の教員全員が実習生の前に立ち、それぞれの立場から実習に関するアドバイスをしたり激励の言葉をかけたりしている。実習後には、実習先からの評価と巡回指導の報告とを合わせて、学科会議で学習成果を点検している。実習の評価表は各項目 5 段階で評価され、客観的な指標として利用可能である。また、学科会議では、個々の実習生の的確な評価に努めるとともに、実習生に共通して見られる問題等がないかを検討し、改善すべき点があった場合には、事後の実習指導や次年度の実習指導に活かすように努力している。津山市内の保育所・幼稚園については事前の打合会と事後の反省会を開いており、ここでの意見・要望も参考にできる。これらを通して、学習成果や個々の学生の課題を把握し、その後の指導に活かす体制が整えられている。このように、実習担当者はもちろん、学科スタッフ全員が実習に対して共通の認識を持ち、その重要性を共有することで、学生に対する指導にも一貫性が生まれ、実習先でも「美作の学生は指導が行き届いている」、「よく気が付く」等の高い評価を得ている。

教職課程については、免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたが、本学においても、学科の全ての教員がこれらの養成に携わっているという自覚を持ち、本学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行っている。特に、教職課程の総まとめの科目として「保育・教職実践演習（幼稚園）」を導入し、様々な科目の履修や活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、保育者として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、最終的に確認を行っている。「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、学科の専任教員が「1年次セミナー」と「2年次セミナー」で指導している同じ学生を担当し、全 15 回の授業のうち 8 コマをゼミ形式で行い、模擬保育や隣接する附属幼稚園での保育実践等も積極的に取り入れている。

また、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うために、履修カルテを作成している。履修カルテは、本学科の養成する保育者像や到達目標等について、学科内で議論を重ね、その記載内容を以下のようにした。

- 1 教職関連科目の履修状況
- 2 教職に関する学外実習・ボランティア経験等の状況
- 3 自己評価シート
 - (1) 必要な資質能力について
 - (2) 幼稚園教諭を目指す上での自己課題の設定とその達成度

履修カルテは、クラス担任やゼミ形式の担当教員の指導のもとに、学生に記入させている。特に、必要な資質能力についての自己評価や自己課題の設定については、各担当教員と個別に面談を行い、適切な自己評価や課題が設定されているかをチェックするとともに、教職関連科目の成績状況を確認して、励ましやアドバイスも行っている。自己評価については、「教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理理解等」、教育に関する理解が身についているか、「子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等」、子どもに関する理解が身についているか等、7 項目 19 指標により 5 段階評価を行わせている。

各担当教員は、個々の学生が、この科目の履修を通じて、将来、保育者になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚しているかどうかを把握するとともに、必要な場合には、他の教員と連携して不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることも行っている。

後述する「里帰りトーク」では、卒業生が現場で直面する様々な悩みや課題を聞くことができる。これらについて卒業生と学科教員が語り合うことは、卒業生に対するフォローとなるのはもちろんであるが、学習成果の達成度を点検するよい機会にもなっている。

専攻科介護福祉専攻

保育士の基礎資格を生かし、「介護のできる保育士、保育の心をもった介護福祉士」を養成することを専攻科の教育目的・目標としており、1年間で介護福祉士の資格を取得することを前提に学習成果を設定している。介護の現場では、介護の専門的知識・技能だけでなく、豊かな人間性とコミュニケーション能力によって信頼関係を構築する能力や他者と連携・協働する姿勢等が必要とされる。授業科目は、介護福祉法の規定に則り、それらの成果が1年間で修得できるよう編成されており、開講している授業科目51単位が全て必修である。これまでのところ入学者のほぼ100%の者が1年で課程を修了して資格を取得しており、就職率と専門職への就職比率はこのところ毎年100%の状況が続いている。この背景には、学生たちが翌春の就職を見据えて入学してきているために、目標がより具体的に明確であるという事情がある。

各科目の単位の認定はシラバスに明記された評価方法によって行われているが、専攻科の教育内容の性質上、授業科目には介護現場ですぐに必要な知識や技能に関わる実践的な内容の科目が多く、筆記試験だけでなく、学習態度・出席状況も重視され、実技試験も行われている。

本専攻科の場合、1年という短い期間に4回の介護福祉実習があり、各実習までに知識・技能のレベルを一定水準に達するよう指導しなければならない。そのため、これらの実習が学習成果の達成度を確認する機会にもなっている。特に内規として定めているわけではないが、実習前には指定された科目の出席状況と技能レベルのチェックをすることになっている。介護福祉実習は1年を通じて本学周辺の施設及び事業所で行っているため、こまめに巡回指導を行い、実習指導者や施設長、施設職員とも信頼関係を築き、様々な情報を得て施設の特徴を把握することができている。この関係を生かして、事前に学生の課題に合わせて実習先を選定することが、ある程度可能になっている。ごく一部には基礎的学力不足、実践力不足の不安を抱える学生はいるが、実習終了までには、一定の到達レベルまで成長を可能にしている。実習先からは、実習態度・実践力・記録の書き方、さらに保育の知識を取り入れたレクリエーションの能力等について高い評価を受けている。一方で、記録を書くことが不得手な学生が徐々に増えてきており、実習巡回や帰校時に指導を行うようにしている。また、高齢者との交流経験があまりない学生も増えており、その対策として、実習前に近隣のケアハウスの運動会に参加し一緒にゲームを楽しみながら、高齢者や介護職員と自然な交流ができるような機会を設け、不安軽減に努めている。実習後には、実習先からの評価と巡回指導の報告を合わせて専攻科会議で点検するのはもちろんである

が、前述のように、全ての実習先の介護福祉実習指導者と専任教員が一同に会し、反省会並びに次年度の実習の打ち合わせ会を実施し、そこでの意見を学習成果の点検や教育内容の改善に活かすようにしている。

また、今のところ課程を修了することにより資格は取得できるが、前述したように、客観的水準を把握するために全員に受験させている「卒業時共通試験」によって成果を確認するよう努めている。「卒業時共通試験」については、後期から試験対策の授業を週に1コマを設けている。1年という短い養成期間の中で、学習の効率化を図るため授業の進捗状況を確認しながら、「社会の理解」「介護」「こころとからだのしくみ」の3分野で、それぞれの担当教員が分野毎にポイントを絞った授業をおこなっている。その中で前年度の試験問題に取り組みせ、個々の学生の到達点を明らかにし、学習意欲の向上につなげている。さらに、平成25年12月には国家試験対策として全国共通模試を受験させた。この時点で、「卒業時共通試験」の過去問題ではほぼ全員が合格ラインに達することができていたが、全国共通模試では一部の学生が未到達であった。担当教員には、年1回開催する教員の連絡会で模試の結果や「卒業時共通試験」の結果を共有し、授業内容の見直しの一助としてもらうことにしている。模試は平成25年度に始めたばかりで経年的な統計が取れていないが、「卒業時共通試験」については過去3年間、到達ラインを上回っている。

(b) 課題の記述

学習成果は各学科・専攻科で様々な手段によって点検が行われているが、「実力認定試験」等の客観的指標となりうるものにおいてレベルアップに努め、とくに専攻科については、将来の国家試験導入を見越して合格ラインの上の水準を目指す必要がある。

【区分】 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価の取組みを行っている。

(a) 現状の記述

卒業生に対する評価に関して就職先へのアンケートはとくに実施していないが、本学の教育内容の性格上、資格取得のための学外実習等で現場との連携は不可欠であり、学外の人から本学の実習生や卒業生に対する評価を直接的・間接的に聞く機会は少なくない。

基準Ⅰ-B-3で述べたように、本学では毎年、学科の全ての専任教員が分担して「夏季就職先開拓訪問」を行っている点が特筆できる。その際、最近の卒業生の就職先をできるだけ出身学科の教員が訪問するように、各学科の就職委員が就職支援室と連携して計画を立てている。訪問時には、卒業生の動向や評価についても話を聴くようにしており、平成25年度からは、求人情報とは別に、卒業生に対する評価や卒業生との面談内容を記述するように卒業生関係の報告欄を新設し、情報収集に努めている。これらの情報の活用については、卒業生の出身学科の教員が訪問していることから、学科会議にもフィードバックしやすく、訪問の際に明らかになった課題についてもその場で議論できるメリットがある。

平成25年度の「夏季就職先開拓訪問」では、栄養学科では、卒業生の約8割が給食現場で働いているため、給食委託会社、病院、福祉施設を中心に60カ所を訪問したが、卒業生

の評価や動向を尋ねると、どの事業所でも概ね高い評価を得ていた。

幼児教育学科では計 93 カ所を訪問したが、就職して半年前後の卒業生のいる保育所等での評価は高く、是非また来年も本学から採用したいなどの声が多く聞かれた。また、同一の保育所に長く勤務し、中堅の保育士として保育園の中核となって活躍している卒業生や、主任、園長としてそれぞれの園や地域の指導的な立場となっている卒業生もあり、本学科卒業生の評価は高い。

専攻科の教員も施設関係について幼児教育学科の訪問先の一部を担当しており、卒業生の現況について担当者から話を聞く機会を持ち、状況把握に努めている。県内外から毎年求人があり、卒業生が就職した施設、保育施設からの継続採用も多いことから、本専攻科の卒業生が職場で高い評価を得ていることがうかがえる。特に活発さや真面目さ、意欲に関しては良い評価を受けることが多い。また、介護の知識・技術に限らず、社会人として相応しい態度も求められるため、自己管理等の生活指導にも留意し社会性の獲得に努めるようにしている。

また、幼児教育学科では、前述のように、平成 12 年以来、大学祭の時期に合わせて学科教員と卒業生との集いである「里帰りトーク」を実施しており、そこで得られた卒業生の実情報告や職場での課題等も教育内容の検討の際に生かしている。平成 25 年度には、10 月 13 日（日）、津山市内で開催し、同年 3 月の本学科卒業生 62 名中 31 名と学科教員 7 名が参加した。和やかな雰囲気の中で楽しく会食をしながら歓談し、社会人となって半年の間にそれぞれの職場で頑張っていることや、悩みなどを各テーブルの教員を交えて語り合った。参加者は、津山周辺在住の卒業生だけではなく、遠く他県から「里帰り」し参加した卒業生もいる。その中には、4 月に就職した保育園の環境になじめず早々に離職していたが、この会で同級生と現況を語り合ったり、教員からのアドバイスを受けたりして、気持ちをリフレッシュさせ、帰郷後に公立保育園への採用が内定したことを連絡してくる者もいた。現場に出た卒業生が卒業後間もない時期に抱える悩みや課題は、在学中に身につけた能力と社会で求められる能力との不適合に起因していることも多く、間接的には就職先による卒業生に対する評価を反映していると考えられる。「里帰りトーク」のようなフォローの場を設けることは、「保育者としての育ち」を支援するという意味で、学科の教育目的・目標を達成する過程の一部と認識している。

(b) 課題の記述

上記のように、専門的職業人の養成を目指す本学にとっては現場との連携は不可欠であり、卒業生の動向や評価について情報収集する独自の取り組みを続けてきたところである。「夏季就職先開拓訪問」では、就職関連情報とは別に卒業生関係の情報が把握できるよう平成 25 年から報告書様式を改めたばかりであるが、今後はその情報を各学科・専攻科の教育に活かしていくことが課題となる。

【テーマ】 基準Ⅱ-B 学生支援

(a) 要約の記述

本学の特長の1つである「面倒見の良さ」は、教職員が「社会に貢献できる専門的職業人を育てる」という共通の目的・目標をよく理解し、各自の職務遂行に関わって互いに協働することで作り出されてきた。

すなわち、教員は各学科の教育目標と学習成果について他の教員とともに認識を共有するとともに、各自の担当科目が学科の教育課程においてどのような位置を占めるのかを意識した上で、その到達目標に照らして学習成果を評価するよう努めている。学科会議や授業担当者の会議では、教育課程を構成する各授業の内容について意思疎通や協力・調整を図っている。学外実習は学生の履修状況と学習成果の達成状況について検討する良い機会であり、履修基準による点検や打合せ・反省会等を利用して、学科教員の間で達成度や課題が議論されている。また、教員は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」の主導の下に、学生による授業評価アンケートや授業の相互参観をはじめとするFD活動に取り組んでいる。

学習支援では、入学者に対しては、学科が主体となって実施する新入生研修会「オリエンテーション・セミナー」や教務・学生等の各課ガイダンスを実施し、『履修要項』をはじめとする各種印刷物を用意して学習関連の情報提供に努めている。また、学習上の悩みについては、本学は担任制を取っているので、多くの場合で担任が相談の窓口になるが、必要に応じて他の関連部署の教職員が担任と連携する相談体制が整っている。

また、各種奨学金に加え、在学生のための経済的支援の制度を設けて、学生が安心して学業に専念できる環境の整備に努めている。

入学者の選抜については、多様な観点から本学の求める能力をもった人物を適切に選考できるよう各種入試を複数期に分けて実施している。オープンキャンパスや入試説明会等の機会を活用して、受験生に対し本学の特色をアピールするとともに、入学者受け入れ方針を含む正確な入試情報の提供に努めている。入試の実施に当たっては、学長を委員長とする「入学試験委員会」の定める方針の下、入試問題の作成から合格者の判定に至るまで厳正な選考を心がけている。

(b) 改善計画

これまで取り組んできたFD活動のうち、「授業見学週間」は相互参観の定着を目指して継続実施し、参加者数をいっそう増やす努力を続ける。授業評価アンケートは、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を中心に質問項目の検討などを行う。

設備的な面では、老朽化した図書館や情報処理教室の更新が課題となっており、図書館機能と情報処理教育機能の統合という観点も含めながら、美作学園100周年記念事業の中で校舎新築の際に問題が解消できるよう計画中である。

入試の実施に関しては、入学者受け入れ方針を徹底させるため、A0入試を含むすべての入試において学長が選考に直接関与するようにする。

【区分】 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 現状の記述

栄養学科

教員は、ディプロマポリシーに対応し、学科の教育目標を踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、シラバスに明記した「評価の方法」によって学習成果を評価している。成績評価は、優・良・可・不可の4段階で行なわれる(学則第4章)。学習成果の達成度は、授業形態に応じてそれぞれの比重は異なるが、定期試験、レポート、学習態度、出席状況を組み合わせて、多様な観点から評価している。授業によっては、期末試験だけでなく課題提出や小テスト・中間テストを組み込んで、途中段階での理解度の把握にも配慮している。学外で行われる給食管理実習については、内規で履修基準を設けて学習成果の達成状況を確認し、事前・事後指導の中で実習先による評価を基に達成度を点検している。この点検は実習担当者だけでなく学科教員全体で行っている。また、各教員の担当科目だけでなく、前述の栄養士実力認定試験の結果も、学習成果の達成状況を客観的に確認する上で役立てている。

学生による授業評価は、授業内容と教員のスキル改善、学生の授業に対する自覚を促し勉強意欲を高めること、カリキュラムの改善に役立てることを目的に、平成13年度から実施している。現在は、非常勤講師を含む全ての教員を対象に、各教員の担当科目の中から毎年2科目を選んで実施している。授業評価は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が策定した全学共通の方式によって実施しており、授業アンケートでは客観的な数値によるデータだけでなく、平成22年度からは自由記述式の様式を追加し、受講学生の具体的な感想や要望が汲み取れるようにしている。アンケート結果は、短大全体・学科別・担当科目別の集計結果と自由記述による学生のコメントが各教員に配布される。それを踏まえて、各教員はアンケート結果に対するコメントや授業改善の方策等を記した報告書を提出するようにしている。

栄養学科では、特別に授業担当者の会議は設けていないが、毎月行われる学科会議においては、教育課程について検討する機会もある。その際には、必要に応じて教育課程を構成する各授業の内容について意思疎通や協力・調整が行われている。学科会議では定期的に実習関係の報告や学生の履修状況が議題に取り上げられるので、それに伴って学習成果の達成状況についても検討することになり、学科教員の間でそれについての認識が共有される。また、全学共通の初年次教育のために設けられている「1年次セミナー」については、年度当初に担当者の打合会が開かれている。この打合会では、授業内容の確認や必要事項の連絡にとどまらず、担当者に任されている個別ゼミの運営について、各教員が抱えている問題点や改善のアイデア等を出し合っている。専任教員は原則として全員が「1年次セミナー」を受け持っているため、この会議での話し合いがFD活動の一端をも担っている。

大学全体のFD活動としては、平成24年度9月には、学内で運用しているeラーニングシステム、CEASについての理解と利用の促進を目的に研修会を3回に分けて行った。このようなICT技術に関しては、毎月開催される職員会議において、情報処理教育センターからの連絡の際に活用法等のガイダンスが毎回続けられている。この他にも、平成25年9月の職員会議後には、後期開講前のクラス会で個々の学生に配布する成績通知書に関連し、

担任クラスの GPA 一覧の履修指導への活用等についての説明会を行った。平成 26 年 2 月の職員会議後にも、著作権に関する研修会を実施し、授業や学生への指導で著作物を利用する際に大学の教職員が理解しておかなければならない基本的事項について学んだ。本学のような小規模大学においては、このような日常的な小研修の積み重ねが、教職員間の意思疎通や教育に関する共通理解を進める上で有益であると考えている。

また、平成 23 年度から、「授業見学週間」を設けて、専任教員を対象に授業の公開と相互参観を実施している。当初は公開・見学ともに参加者がごく少数に終わっていた。その一因として、各教員には担当授業等の優先すべき業務があり、時間割上に提供された公開授業が十分な数でないと、見学に行く機会が限られてしまう事情があった。そのため、平成 25 年度後期には、特別な事情のない限り講義・演習系の科目は原則公開対象とし、専任教員は公開または見学のいずれかで最低 1 回参加を呼びかけたところ、公開授業の提供者が全学で 32 名（うち短大 11 名）となり、61 科目に見学できる授業数が増えた。見学には 4 週間で 15 名（20 科目）が参加し、感想等のコメントを報告書として提出した。まだ数的には多いとはいえないが、短大の教員はその 3 分の 2 が授業の公開か見学のどちらかで参加した。授業相互参観は、教員個人の授業や教育の改善に活かすことにとどまらず、学科のカリキュラムを構成する授業科目についての共通理解や学生の様子の把握、教員の相互理解の促進等、幅広い意味でメリットがあり、FD 活動の柱の 1 つとして位置付けている。

個々の学生に対しての履修及び卒業や資格取得に関する指導については、クラス担任が中心となり、学期毎にクラス会や個別面接を通じて行っている。上記のように、担任は GPA 一覧によって受け持ちクラス全体の学習状況を把握するだけでなく、配布前には成績通知書にも目を通し、個々の学生の履修状況や卒業・資格取得要件の充足状況について点検している。また、「1 年次セミナー」の担当教員も、自分の担当するグループの学生に対して、履修に関わる事柄について基本的な解説や必要に応じて個別の相談を行っている。

幼児教育学科

教員は、栄養学科と同様に、ディプロマポリシーに対応し、学科の教育目標を踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、シラバスに明記した「評価の方法」によって学習成果を評価している。成績評価は、優・良・可・不可の 4 段階で行なわれる（学則第 4 章）。学習成果の達成度は、授業形態に応じてそれぞれの比重は異なるが、定期試験、レポート、学習態度、出席状況を組み合わせて、多様な観点から評価しており、ピアノ等の基礎技能関係の授業では実技試験も行っている。保育士資格と幼稚園教諭二種免許の両方を取得することを目標としているため、それぞれの資格について学外実習も必要である。基準Ⅱ-A-2 で述べたように、学科内規で実習の履修基準を定めており、各実習の時期に合わせて決められたチェック時点で単位の修得状況を点検し、これに出席状況や受講態度等の点で問題が無いことが確認できた者に本実習を認めている。この他にも、履修カルテによって学習成果の状況を把握し、適切な履修指導ができるように努めている。

学生による授業評価は、栄養学科と同様に、FD 委員会が策定した全学共通の方式によって実施しており、アンケート結果の配布や各教員のアンケート結果に対するコメントや授業改善の方策等を記した報告書の提出も同様である。その他の FD 活動についても、大学全

体で行われているので、栄養学科と同様である。

幼児教育学科では、毎年1回、非常勤講師を含む全ての授業担当者が集まる担当者会議を開いており、この場で全体的な意思疎通や協力・調整が行われている。これ以外に、毎月行われる学科会議で必要に応じて授業内容、実習関係の報告や学生の履修状況について話し合いがなされる点は栄養学科と同様である。また、前述した「1年次セミナー」も、学科の専任教員全員が受け持っている。

個々の学生に対しての履修及び卒業や資格取得に関する指導についても、クラス担任が中心となり、学期毎にクラス会や個別面接を通じて行っているのは栄養学科と同様である。これに加えて、幼児教育学科では「保育・教職実践演習」のために作成している履修カルテが活用されていること、単位化された授業ではないが「2年次セミナー」も設けて、「1年次セミナー」と同じ教員が2年間通して学生グループを指導する体制にしているため、個々の学生の履修状況や進路等についてきめ細かな把握・指導ができる点が特筆できる。

専攻科介護福祉専攻

教員は、専攻科の教育目標を踏まえて設定された各科目の到達目標に基づき、シラバスに明記した「評価の方法」によって学習成果を評価している。評価の方法は、概ね上記の2学科と同様であるが、4回の実習に向けて介護福祉の現場に即応できる実践的能力を身につけさせる必要から、学習成果の達成度を測る際には、筆記試験の結果だけでなく実技試験や学習態度・出席状況も重視されている。前述した国家試験対策模試や「卒業時共通試験」の結果も学習成果を確かめる手段の1つになっている。

幼児教育学科と同様に、毎年1回、非常勤講師を含む授業担当者会議を開いており、実習先の担当者と専任教員が集まる反省会・打合会も年に1回開いている。毎月行われる専攻科スタッフ会議で必要に応じて授業内容、実習関係の報告や学生の履修状況について話し合いがなされる点も、幼児教育学科と同様である。専攻科の場合、「1年次セミナー」は設けていないが、元々定員が20名と小規模であること、授業内容が介護の技術指導など少人数のグループで行われることが多いなど、個々の学生の学習状況を把握しやすい条件がある。学生による授業評価その他のFD活動等、全学的に行っている活動、及びクラス担任を設けている点は他の学科と共通である。

次に事務職員の学習成果の獲得に向けた責任体制の現状について述べることとする。

教務関係の事務職員は、教務課職員の他に学科教務職員、情報処理系支援職員が配置されている。

教務課職員は、それぞれが担当する学科を決め、その学科の学生について成績動向をチェックし、各学期開始前に成績不良の学生や保護者への要連絡者を担任に報告している。また授業担当者から一定回数以上、授業を欠席した学生は教務課へ報告してもらい、その情報を担任に報告している。学業成績特待生もしくは各学科優秀賞の成績データ提供も教務課職員が行っており、さまざまな学習成果を把握している。また、履修等の指導をする際は、個々の学生の成績状況を考慮しながら履修科目の相談を受けるなど、学習成果を上げるための助言を行っている。

学科教務職員は所属学科の事務作業の他に、実習等の指導補助、学科管理備品の学生へ

の貸し出し、学生に対する授業資料の用意（ピアノ楽譜など）、新入生の入学前教育関係の資料整理、学外実習・授業等の引率等、様々な業務を受け持っている。個々の学生に合わせた実習補助等も業務範囲となるため、学生の学習成果の認識はしっかりしたものとなっており、学習成果への貢献度も高い。

情報処理系支援職員は、その名の通り学生の PC 環境における様々な支援を行っており、直接 PC の指導を行うこともあれば、サーバー等でネット環境をサポートすることもあり、職務内容は多岐にわたっている。授業の際には助手的な役割で学生のサポートに当たり、授業時間外にも PC 教室で自習をしている学生の補助も行っている。また、学生サポートとして「ヘルプデスク」（相談窓口）を設け、いつでも学生の相談に乗れる態勢を整えている。学生の学習成果を把握し、それに見合った指導を心がけている。

事務職全般でいえば、各学科・専攻科の教育目的を十分に理解し、最終目的である各学科の人材養成をバックアップしている。具体的には、資格取得および専門職への就職のためのデータ作成・提供、官公庁と折衝等、裏方の仕事は多い。努力の甲斐あって、平成 25 年度卒業生はほぼ全員が資格を取得して卒業するという成果も達成した。

SD 活動については、年に数回、講師を招聘して研修会を開いている。内容はその都度異なっており、平成 25 年度には、外部講師による SD 研修を 2 回行った。1 つは、津山市役所の災害担当職員による講演で、災害時の様々な対応を学んだ。これは、通常行っている避難訓練よりもさらに深い内容となっており、いざ災害発生となった場合、学生支援に十分役立つ内容であった。もう 1 つは、AED 研修である。消防署から講師を招き、AED 使用のノウハウを学んだ。ちなみに、AED は本館入り口と体育館の 2 箇所に設置している。また、平成 26 年 2 月には、学内の職員を講師として、著作権に関する研修会を実施した。

以上の他にも、職員会議で学生支援に関わる様々な情報を共有するシステムもある。後述するように、情報処理系支援職員は、ほぼ毎回、学内ネットワークの共有システムに関連する説明を行っている。その中には学生支援に利用できる有意義な情報が含まれており、分厚いマニュアルを配布しただけでは最初から手を付けようとしにくい教職員が多い中、分かりやすい説明によって必要かつ便利な機能を教職員の間で共有することができている。また、各事務職課長から、行事等、学内の全般的な事項（総務課）、就職状況の説明（就職支援室）、学費納入状況（経理課）、学生関連事項全般（学生課）、図書館サービス関連情報（図書館）等の報告が行われ、教職員が学習の環境や学生の動向を把握する一助となっている。

就職支援室についていえば、II-B-4 で述べるように、1 年次から就職セミナーを年間計画に盛り込み、様々なアプローチで就職に向けた意識付けを図っている。その甲斐あって就職率は毎年 90% 中盤をキープすることができ、十分な支援体制ができている。前述の職員会議でも、当該年度の就職状況を月毎にデータ化して提示し、過去 5 年間の数字と照らし合わせて説明し、教職員の意識を高めるよう努めている。

履修等については、教務課職員が学年別に前後期それぞれにガイダンスを実施し、学年学科等で異なる履修登録方法についても細かく説明している。また、個別の相談も引き受け、必要に応じて履修登録の指導も行っている。先述のように、日常業務の中では日頃から個々の学生の出席状況の把握を心がけ、欠席の多い学生については担任に報告し、早期

対応に寄与している。成績や出席状況の悪い学生は、生活面や精神面で何らかの問題を抱えていることが多い。そのような学生については、Ⅱ-B-3 で述べるように、学生課等と連携して対応に当たっている。一方、学生課も奨学金との関連で奨学生の成績状況を教務課と連携してチェックしている。

次に、図書館・情報処理教育センターの学習成果の獲得のための取組みの現状について見てみることにする。

本学では、図書館ならびに情報処理教育センターに専任職員を配置している。図書館の専任職員は司書資格を持ったものが2名配置されており、契約職員2名とともに、図書館での基本的な学習支援サービス（リファレンス対応や相互貸借対応など）の提供や、短大の教育・学習内容に合わせた選書・収集や図書館内での配架方針、古い書籍や重複した書籍の除籍を検討・実施している。

図書館のガイダンスとして、「1年次セミナー」の1コマ分を利用し、図書館職員による図書館サービスと蔵書検索システムの利用方法の紹介、館内ツアーを実施している。また、図書館職員は学生ボランティアグループである「図書館ボランティア」と協力して定期的（年間2回）に「ブックハンティング」を開催し、学生と教職員を対象に学内からの希望者を募って、岡山市内の大規模書店での店頭選書を行っている。このときに選書された書籍は、図書館資料として収蔵されている。その他、図書館では情報検索性デスクトップパソコンを24台、ノートパソコンを13台、タブレットコンピュータを10台保有しており、学生に対して情報検索性や提出物作成などの自習支援のための機材として館内での貸し出しサービスを行っている。

情報処理教育センターでは専任職員が1名、同室に総務課ネットワーク運用室の専任職員が1名配置されており、契約職員2名とともに授業での支援（ティーチングアシスタント）や授業外での学習支援・個別相談対応を行っている。学内では、学生向けに「ヘルプデスク」（相談窓口）サービスを提供しており、個人所有のスマートフォンやタブレットを含めたコンピュータ利用に関する相談や設定代行などのサービスの提供や学内全域で利用できる無線LANへの接続サービスへの申請受付・設定なども行っている。平成25年度後期から、学生の利用しやすさを考慮して、図書館内閲覧室に「ヘルプデスク」を臨時に設け、支援体制を強化した。

図書館では、「美作大学・美作大学短期大学部 図書館規程」に基づき、図書館長、各学科（大学生生活科学部3学科、短期大学部2学科、大学院）から選任された教員と図書館専任職員から成る「図書館運営委員会」を設置し、定期的に学生の利用状況の確認や図書館の運営方針について協議を行っている。

平成20年4月には、津山市および津山工業高等専門学校と図書館の相互協力に関する協定を結び、津山市立図書館が所有する書籍や絵本類といった、一般書に類する資料の貸し出しと返却が本学図書館でもできるようになっている。平成20年5月には、岡山県図書館横断検索システム・図書館間相互貸借システムにも参加し、県内の公共図書館との相互貸借を行っている。平成20年10月には、津山市立図書館・津山高専図書館との相互協力協定に加え、津山市内6高校の図書館とも協定を結んでいる。（詳細については、選択的評価基準の「地域貢献」を参照）

情報処理教育センターでは、「美作大学・美作大学短期大学部 情報処理教育センター規程」に基づき、情報処理教育センター長、教務部長、教務課長、各学科長、情報処理教育に関わる担当教員と情報処理教育センター専任職員（主任）から成る「情報処理教育センター委員会」を設置し、定期的に情報処理教室や教育における学生の利用状況の確認や運営方針にあたっての協議を行っている。情報処理教室の更新は情報処理教育センター委員会において議論し、機器の入れ替え時期などは決定している。概ね5年程度を目安として、入れ替えを行っている。

専任の教職員には、原則として1人1台のコンピュータとプリンタが学校から貸与され、これによって基本業務を行っている。このパソコンは学内の教職員専用ネットワークに接続され、委員会の開催等の各種連絡、メール会議、学内施設の利用予約等に利用している。また、学内のデータベースで管理されている学生の個人情報を見ることが可能となっているので、学生やその保護者への緊急連絡等の目的でも利用する。問題を抱えた学生に関する情報をネットワークで共有することで支援に役立っている。

授業関係では、教室にパソコンが設置されていない場合、貸し出し用のノートパソコンを情報処理教育センターが保有・管理しており、教職員は必要時にこのパソコンを利用することができる。

情報処理教育センターは、学生に対し、入学当初の「オリエンテーション・セミナー」の期間を利用して、学科・クラス単位で情報処理教室の利用方法、ネットワーク設備、各種サービスに関する案内をするガイダンスを1コマ分実施している。この際に、情報処理教育センターが作成した「情報処理教育センター利用の手引き」を新入生全員に配布して、利用方法や注意事項等の周知に努めている。

全ての学生には個別のIDとパスワードが情報処理教育センターから発行され、在学中は統一アカウントとして同一のIDとパスワードで、メールシステム、ネットワークストレージシステム、学習支援システム「CEAS」、タイピング練習システムを利用することができる。これらのシステムはガイダンスで紹介されるが、教養・基礎教育科目の「情報リテラシー」等の情報系科目においても利用方法の周知ならびに習熟を図っている。また、同一のアカウントで図書館システムを用いた文献取り寄せや複写、図書購入申請などが行えるが、このシステムについては、「1年次セミナー」での図書館ガイダンスにおいて周知している。

情報処理教室を利用する授業では、担当する教員の他、必要に応じて情報処理教育センターの職員か、もしくは学科付きの助手がティーチングアシスタントとして入り、授業での学生への個別対応をしている。学外実習に関連してコンピュータによる処理を伴う学生に対しては、学科主導のもと、実習前と実習後の指導の中で情報処理教育センターが学生の所持しているコンピュータへのウィルス対策ソフトのインストールとウィルスチェックを行い、コンピュータウィルスの被害拡大と個人情報漏洩などの事故が発生しないよう対応をしている。

定期的に行われる職員会議において、情報処理教育センターならびに総務課ネットワーク運用室の職員が教職員に対し、情報処理教室やコンピュータおよびネットワークの利用についての変更点ならびに諸注意を時期に応じて行い、セキュリティ対策に関する啓蒙を行っている。このような小研修の継続が教職員のコンピュータ利用技術の向上に役立って

いる。教職員に対しても学生と同様に「ヘルプデスク」サービスを提供しており、円滑な教育活動が行えるよう、コンピュータ利用に関する教職員からの相談・質問などに随時対応している。

新任教職員については、情報処理教育センターならびに総務課ネットワーク運用室が作成した「新任教職員研修会資料」を配布し、学内での情報共有・管理体制やコンピュータおよびネットワークの利用、セキュリティ対策に関する方針と諸注意、学内で共有利用されているコミュニケーションサービスやネットワークストレージサービス、教育用教授管理システムなどの各種システムの利用方法と諸注意などを周知している。

また、事務局と相談・調整の上、必要に応じ、全教員もしくは全教職員を対象とした研修会を開催している。以下に過去3年間に学内で開催された研修会を示す。

研修会テーマ	開催時期	備考
学外・学内との情報共有について	平成24年7月	全職員（教員は含まず）、メールワ イズ、文書のPDF化
CEAS 講習会	平成24年9月	全教員
学生の個人情報閲覧に関するデータの取 り扱い及び注意事項について	平成25年3月、 4月	全教職員
著作権講習会	平成26年2月	全教職員

(b) 課題の記述

FD 活動について、「授業見学週間」は参加者数の拡大と相互参観の定着が課題である。授業評価アンケートのうち、自由式記述は個々の教員に対する学生の要望を汲み取る上で参考になっていることが教員の改善報告書から読み取れる一方で、数値データについてはどの項目をどの程度重視するかは個人の判断に任されており、項目の見直しも含めてアンケート結果の活用が課題である。

図書館では図書館資料に関する利用サービスを、情報処理教育センターではコンピュータの利用に関する技術的な支援を第一のサービスとしてきたが、今後は主体的学習の場としてのラーニングコモンズの設置と、それにともなった学習支援、たとえばレポート作成に関する作文指導や学生の情報発信に関する個別支援などにもサービスを拡大していく必要がある。また、設備的な面では、図書館や情報処理教室の老朽化もあり、建て替えを含めた検討が課題である。

【区分】 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 現状の記述

本学では、入学当初の時期に、各課ガイダンスに加え、新入生研修会として「オリエンテーション・セミナー」（通称オリゼミ）を実施している。「オリエンテーション・セミナ

一」は、学科（及び専攻科）単位で、学内外の施設を利用して、2日間の日程で行われている。この研修会では様々なイベントが企画され、それらを通じて教職員や学生の間で親睦を深めるとともに、各学科の教育目的・目標、卒業要件や取得可能な資格、授業の内容について学科教員や上級生スタッフが解説し、学習方法や科目の選択について丁寧なアドバイスができるよう努めている。平成25年度に実施した内容は次の通りであった。

栄養学科では、新入生全員と学科教職員、上級生有志10名が参加し、1日目前半は学内で学科長の講話、学生委員と教務委員による学生生活ガイドを実施した。その後、湯郷温泉のホテルに移動・宿泊し、「おもてなし講座Ⅰ～Ⅲ」他の体験研修を実施した。2日目には、大学に戻って学内見学やグループ別ディスカッション等を行った。これらの行事を通して、学生生活の方向付けや栄養学科の学生としての意識付けを図る内容で構成されている。

幼児教育学科でも、新入生全員と学科教職員、上級生有志19名が参加し、2日間の日程で、学科オリエンテーションや学内見学、上級生とのトーク、レクリエーション行事等が行われた。幼児教育学科の場合は、宿泊研修はせずに、1日目の学内での行事と2日目の蒜山高原への日帰り研修とに分けている。また、保育士と幼稚園教諭を養成する学科の教育内容に合わせて、上級生が指導する実演タイムで、手遊び、エプロンシアター、紙芝居等が盛り込まれているのが特色である。

専攻科は、現在の入学者が全員、本学幼児教育学科からの進学者であるため、履修ガイダンスと介護福祉士への動機付け、少人数グループでの協働を意識して学生たちの一体感の醸成などに重点を置いて実施している。学内での活動に加え、1日目に日帰りで福祉施設「さやかなる苑」の見学や隣接する町にある「まきばの館」での交流行事を取入れている。

また、「1年次セミナー」は、栄養学科・幼児教育学科の新入生が短大生活へ円滑に適応できること、及び短大での勉学方法を身につけることを目的として設けられた初年次教育科目である。各学科の専任教員が10名程度の新入生を受け持つ個別ゼミでは、早い段階で卒業や資格取得をめざした授業の選択の仕方について指導し、高校までとは異なる授業スタイルに適応できるよう勉学方法についてもアドバイスしている。その後の段階では、各教員が方法を工夫しスタディスキルの養成にも力を入れることになるが、前期末や後期開始時などの時期には、必要に応じて履修に関する指導も個別に行うようにしている。この他に、各学期の開始前に行われる、教務課職員による履修登録ガイダンスや担任が指導するクラス会については、Ⅱ-B-1で述べた通りである。

学生向けの学習支援のための印刷物としては、『履修要項』『キャンパスガイド』『シラバス』『情報処理教育センター利用の手引き』、さらに「1年次セミナー用テキスト」がある。これらのうち、『履修要項』『シラバス』は短大の2学科と専攻科で1つの冊子となっており、これら以外は全学共通のものである。また、幼児教育学科には保育実習と幼稚園教育実習それぞれの「実習の手引き」がある。

『履修要項』には、冒頭に学年暦と「建学の理念」、短大の「理念・目的」「教育目標」「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」を掲載し、その後に、授業の履修に関わる一連の事項についての解説、各学科の人材養成の目的と教育目標、卒業要件、カリキュ

ラムを掲載し、さらに、付属資料として学則や教務関係諸規程、資格取得要件一覧を掲載している。カリキュラムの授業科目一覧には学年配当、さらに資格取得要件との関係を示す欄も設けており、本学ではこの授業科目一覧と後に付属する法令に基づく資格取得要件の解説表とを合わせて、実質的な履修マップとして活用している。

『キャンパスガイド』には、沿革や「建学の理念」等の他、キャンパススケジュールや学科・事務組織の構成図、諸手続き、各種届、学内施設の案内等、学生生活を送る上で必要な情報がひと通り網羅されている。

『シラバス』には、各授業の到達目標及び学習内容、授業の計画、履修上の注意・要望等、評価方法、教材、キーワードが記載されている。なお、Ⅱ-A-2 で述べたように、記載項目については、平成 26 年度分から一部を変更している。

初年次教育用の全学共通テキストとして作成されている『1 年次セミナー -学びのために-』は、コミュニケーション系、スタディスキル系、学生生活系の 3 分野で構成されている。ここでは、学習や学生生活に関わる事柄を分かりやすく解説するとともに、スタディスキル、キャリアデザインやタイムマネジメントなど、上級学年でも役に立つ情報を扱っている。主として個別ゼミで使用するが、図書館ガイダンスで利用する章も含んでいる。

この他の冊子としては、Ⅱ-B-1 で述べたように、情報処理教育センターが作成し新入生全員に配布している「情報処理教育センター利用の手引き」がある。

また、本学ホームページの学内者向けページには、図書館や情報処理教室の利用等に関わる情報をはじめとして、各種の「お知らせ」が随時掲載されており、学生が情報処理教室等のパソコンや学内無線 LAN からの接続によって参照できるようになっている。

次に成績が思わしくない学生に対する支援の現状を見ることにする。

学力不足の学生のための補習授業は特に設けてはいないが、定期試験で不合格になった学生への補習や追加のピアノレッスン等、学生の必要に応じて個別に各教員が指導を行っている。栄養学科では、化学や生物の学習が専門教育科目の理解のための基礎となるので、入学前の課題でそれらの基礎知識を取り上げることや解説講座を設けるようにしている。また、教養・基礎教育科目にも「基礎化学」と「基礎生物学」を設けて、専門科目の履修に備えてレベルの維持に努めている。幼児教育学科では、基礎技能、特にピアノについては能力の個人差が大きくなりがちであり、「器楽」の授業（ピアノの個人レッスン）は 1 年次だけでなく 2 年次にも引き続いて指導が受けられるよう配置している。

学習上の悩みについては、まずクラス担任に相談するのが一般的である。担任は学期毎に全員の個別面談を行っており、GPA 一覧等の成績データも持ち合わせている。また、Ⅱ-B-1 で述べたように、各授業担当者から学生が 3・4 回欠席した時点で教務課に報告し、その情報が学科長・教務委員とともに担任に伝えられる体制になっており、出席状況についても把握している。学習に何らかの問題を抱えていそうな学生については、随時呼び出して面談を重ね、学生相談室「ことりの森」等の部署とも連携しながら、適切な指導助言ができるよう努めている。

本学では、通信による教育は行っていない。

習熟度別の授業は短大では設けていない。両学科とも、養成する専門職に必要な資格取得の要件があり、それに合わせて各授業の学年・学期の配当が細かく決められている。そ

のため、進度の早い学生や優秀学生に対する特別措置は設けにくい事情がある。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣は行っていない。外国人留学生試験は設けているが、最近短大への出願はない状況が続いている。また、本学の学生に対して留学の便を図る制度も特に設けていない。短大の学生たちのほとんどが必要な資格を取得して地元に戻って就職することを目指しており、その方向性が地域社会の生活を支える専門的職業人の育成という本学の「理念・目的」にも合致しているため、現状で特に問題はないと考えている。

(b) 課題の記述

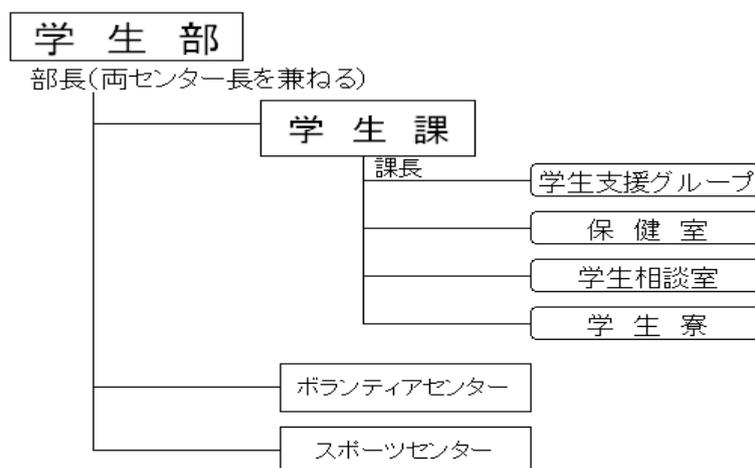
今日では、社会情勢の変化に伴って、学生の意識や生活状況の変化も急速である。学習や学生生活に関する印刷物については、本学では『キャンパスガイド』を学生に配布しているが、内容の刷新はもちろんのこと、使いやすさも考慮して、適宜見直していく必要がある。

[区分] 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現状の記述

◇ 学生の生活支援のための組織

本学の学生支援組織は、下図に示す通りである。



学生部長は、ボランティアセンター長及びスポーツセンター長を兼ねるとともに、「美作大学・美作大学短期大学部学生委員会規程」に基づき、全学的な学生支援案件を協議する「学生委員会」の委員長であり、学生課長が幹事である。学生委員会は、この2人の他、併設大学を含む「各学科より推薦された委員各1人」によって組織される。学生委員会での決定が実行に移される場合と、重要度に応じて部科（課）長会議、教授会を経て決定される場合とがある。

学生指導、厚生補導については、学生支援グループが中心となって取り組んでいる。所掌領域は、○学生生活安全確保のための支援、○1人暮らしの学生支援、○退学・休学発生の未然防止のための支援、○担任制による学生支援・指導の連携強化、○学友会活動への支援・指導、○クラブ・サークル活動活性化のための支援、○大学祭実行委員会への支援・指導、○奨学金等の事務及び経済上の相談窓口、○傷害・災害保険関係事務、○学生食堂・購買運営に関する業者への要望、○アルバイトの斡旋・紹介・指導、○駐車場・駐輪場・ロッカー利用学生の指導、○下宿・アパートの紹介、○家主・不動産業者との連絡・調整、○寮との連絡・調整、○学内諸施設の利用マナー等に関する指導、○その他、学内外における学生生活全般における相談・指導等の対応である。

◇ クラブ活動、学園行事、学友会などへの支援体制

学生の課外活動は、クラブ・サークル活動などの日常的なものから、浴衣登校（七夕祭）、白梅祭（大学祭）、イルミネーション点灯式（幼児教育学科主催）等の半ば学園行事となっている周年的なもの、さらには学外からの依頼に応じての不定形・イベント的なものなど様々である。学生の全学的組織である学友会傘下のものについては、学友会の意見を受けて学生課が中心となって支援している。また、不定形・イベント的なものについても、可能な限り学生課への情報提供を呼びかけ、活動に対応した支援態勢を心がけている。問題が生じたり、課題が提出されたときには学生委員会で協議し、必要な場合には部科（課）長会議や教授会の支援を要請する。

学友会は平成19年度から短大と大学の組織が統合され、クラブ・サークルも統合されて、平成25年3月末現在、全学のクラブ・サークル数は57となっている（クラブ、同好会、県人会等を含む）。当然ながら、クラブ・サークルは、活動が活発で実績も大きいものから、発足間もないものまで、状況は様々である。本学では、学友会と学生委員会との間での申し合わせによる「部活動支援内規」を設け、ランクづけに基づく活動支援費の配分を行っている。ランクは固定したものではなく、活動実績に応ずる可変的なものである。なお、平成18年度に、「課外活動において活躍、または活動を支える努力を惜しまず、かつ人物的にも優れた20名程度の学生を広く表彰する」という趣旨によるMAS賞（Most Active Student）を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に努めている。短大と大学を合わせたMAS賞受賞学生（参照：上写真）は、初年度の13人以来、累積で142人となっている。



◇ 学生食堂、売店等、キャンパス・アメニティについて

本学では、学生の休息のための施設・空間として、学生ホール、ジュネスホール、学生

ロビー、中庭エリア、学生食堂、売店、バンダーショップ、バーベキューコーナー等が設置されている。これらの施設・空間は、学生間の活発な交流の場となっており、学友会やクラブ・サークルなど自主的な活動を支える場ともなっている。

○学生ホール（5号館1階・東側）

食事、語らい、学習、待ち合わせ、休憩など、憩い・学習・自主活動の場として利用されている。平日および土・日・祝祭日・長期休業中を含め、年末年始や大学入試センター試験期間（準備日を含む）等特別な場合を除き、年中利用可能である。コピーサービスも利用できる。席数：150席

○ジュネスホール（3号館1階）

学生ホールと同じく、食事、語らい、学習、待ち合わせ、休憩など、憩いと学習の場として利用されている。席数：100席

○学生ロビー（本館入口）

学生ロビーは、本館の玄関および事務室に隣接し、学生への大学からの連絡事項の掲示スペースであり、また学友会やクラブ・サークルの連絡板、ボランティアセンターからの連絡板が配置されている。ベンチが設置されており、学生の待ち合わせ場所としても使われている。

○中庭エリア

3号館と5号館（食堂、学生ホール）、6号館、図書館などに囲まれた中庭スペースは、晴天時には食事、語らい、待ち合わせ、休憩などに用いられている。

○トレーニングルーム（体育館1階）

学生部スポーツセンター付設のトレーニングルーム（参照：右写真）には、トレッドミル、サイクルマシン、オーバーヘッドプレス、プロンレッグカール、ロータリーヒップ、グルート等のトレーニングマシンを設置しており、使用方法について体育系教員の指導を受けた後は、随時、ストレッチや有酸素トレーニング、筋力トレーニングなどが行える健康な体づくりの環境がある。



○学生食堂（5号館1階・西側） 昼食、夕食の提供を行っている。

営業時間：11：00～19：00（14：00～15：00は清掃のため食事の提供はない。）

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

座席数：160席

食事時間以外は、学生ホールと同じように学習スペース等としても利用されている。

○売店

学生ホール内に店舗（学内売店）がある。おにぎり、パン、お菓子、アイスクリーム、飲料などの食品のほか、ノート、筆記用具等の文房具類の販売を行っている。

営業時間：8：30～17：30

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

○ベンダーショップ

学生ホールとジュネスホールの2個所に合計11台の自動販売機を設置し、コーヒー、茶、ジュース類の販売を行っている。

○バーベキューコーナー（6号館と図書館の間）

20～60人程度のバーベキュースペースであり、バーベキュー炉が2基設置されている。放課後や土日に、クラスやゼミ単位、クラブ・サークル、学友会など、学生間及び学生と教職員との交歓に頻繁に利用されている。

◇ 学生寮、宿舍の斡旋等について

本学では、大学隣接地に第一白梅寮（女子のみ、定員53名）を設置しており、平日の朝食および夕食を提供し、常駐の寮職員が生活上の相談等に対応している。平成25年度の入寮生は41名（短大学生の15.6%）である。

本学学生の約半数が下宿・アパートで生活をしており、その約9割以上が大学から半径1km以内の地域に住んでいる。入試合格者には、大学から、入学案内書類とともに、学生課が制作した冊子『アパート・下宿情報』を送付している。なお、平成14年度から指定アパート制度（安い敷金・礼金、家電家具付）を設けているほか、大学と下宿・アパート管理人との懇談の機会を持ち、学生の生活状況や安全対策、入居状況についての情報交換を行っている。

◇ スクールバス、駐輪場・駐車場について

本学ではJR津山駅・大学間でスクールバスを運行している。授業時間に合わせて、午前に津山駅⇄大学を2便（津山駅発 8:05、9:55）、午後には大学⇄津山駅を3便（大学発 16:00、16:50、17:40）運行している。

また、自転車、バイク通学者が多いので、大学との併用で800台分の駐輪場、40台分のバイク置場を設置している。遠距離から通学している学生には自家用自動車での通学を認めており、学生駐車場（162台分）を用意している。駐車場の利用は無料であるが、登録を義務付けている。

◇ 奨学金等、経済的支援のための制度

経済的な支援策として、日本学生支援機構や都道府県育英会の外部奨学金制度の利用に加え、本学独自の奨学金制度として、美作学園特別奨学金制度、美作学園育英会一般奨学金制度、美作学園教育ローン奨学金制度を設けている。平成25年度の、それぞれの利用（取得）者数を表（参照：次頁「奨学金制度と利用（取得）者数」）に示した。

日本学生支援機構の受給学生は本学学生の57.2%を占めている。また、美作学園特別奨

学金給付者が 16.4%となっている。

【本学独自の奨学金制度の概要】

美作学園特別奨学金制度：a. 新入生対象。入学金の全額と授業料の半額を給付。

b. 入学後、1年次末までの成績により、優秀者を各学科から 1 人採用。授業料の半額を給付。

美作学園育英会一般奨学金制度：新入生対象。月額 25,000 円を無利子貸与。日本学生支援機構の奨学金が不採用となった学生のみ。

美作学園教育ローン奨学金制度：教育ローン（日本政策金融公庫に限る）を入学時に利用する学生に対し、在学期間（標準修業年数内）の利息分を奨学金として給付。

授業料奨学融資制度：在学する全学生を対象に「山陰合同銀行」と提携し、半期ごとに学納金（授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費）の全額について山陰合同銀行により融資を受けることができ、在学期間の利息について本学が負担する。

進学支援特待生（一般）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、一定の学力水準に達しながら入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び年額授業料のうち 20 万円を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生及び入寮を希望したがかなわなかった女子学生には月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

進学支援特待生（S）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、一定の学力水準に達しながら入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び年額授業料のうち 40 万円を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生及び入寮を希望したがかなわなかった女子学生には月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

奨学金制度と利用（取得）者数

	奨学金制度名	取得学生数(平成25年度)
外部	日本学生支援機構	150人 (一種44人/二種94人/併用12)
	岡山県以外の県市町村育英会	11人
本学独自	美作学園特別奨学金	21人
	美作学園育英会一般奨学金	0人
	美作学園教育ローン奨学金	2人
	授業料奨学融資制度	0人
	進学支援特待生（一般）	10人

	奨学金制度名	取得学生数(平成25年度)
	進学支援特待生 (S)	10人

この他、学生寮を利用する学生のうち、沖縄県等の遠隔地出身者には寮費を減免し、希望しながら入寮できない遠隔地出身学生には月額 10,000 円の遠隔地奨学金を給付している。また、廉価で安全な民間のアパートや下宿の斡旋・紹介や、リスクの少ない、学生に相応しいアルバイトの情報提供などを間接的支援として行っている。

なお、地元の信用金庫との提携により、福祉人材養成のための奨学金「つしん福祉人材養成奨学金制度」として、平成 22 年度以来、毎年 100 万円の支給を受けている。これは、当初は大学学部生を対象とするものであったが、平成 26 年度からは対象が短大専攻科学生にも広められている。さらに、平成 25 年度には、本学からの働きかけにより、津山ロータリークラブから介護福祉士養成支援として 30 万円の支給を受けたが、平成 26 年度にも同額の支給を受けることが決定されている。

また、在学生に対しては、家計の急変により学業継続に困難をきたしている学生のための「就学支援特待生制度」を設けて、学生が安心して勉学に専念できる環境の整備に努めている。

◇ 健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学では、保健室で学生の健康管理、健康相談活動を、また学生相談室「ことりの森」で、メンタルヘルスケア・カウンセリングの心的支援を行っている。

保健室には職員 1 人（看護師、保健師、日本学校教育相談学会認定カウンセラー及び養護教諭資格の取得者）を配置し、学生の健康管理、健康相談及びケガや病気の簡単な応急処置を行う他、必要に応じて医療機関や専門機関等の紹介を行っている。毎年 4 月には、全学生を対象にした定期健康診断で、身体測定・視力及び聴力検査・血圧測定・尿検査・胸部 X 線撮影検査（新入生及び希望者）・内科検診を実施している。定期健康診断結果に基づいて、実習・ボランティア活動・就職活動等のために「健康診断証明書」を発行している。

学生相談室は愛称で「ことりの森」と呼ばれ、月・水・金の 9:30～16:30 に臨床心理士が相談対応している。（開室時間に利用できない場合にも、別途相談に応じている。）相談内容は学業・進路に関する事、休学・復学・退学に関する事、自己探求や人間関係（学内・学外・家族）に関する事、学生生活に関する事、精神保健・心身の不調に関する事、経済的問題に関する事、セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメントに関する事等、多岐にわたっている。平成 14 年度以降、単に個別の学生の悩み相談だけではなく、学科や学生課との連携を強化し、学生指導の事例検討会、精神科医師コンサルテーション制度の設置、学生課職員の全国学生相談研修会（日本学生相談学会主催）の受講を行っている。

◇ 学生生活に関する意見や要望の聴取

学生支援に関することでの学生の不満や要望は、その度合いが比較的軽度もしくは小さ

いものであれば学生課の対応で解消・改善されるが、全学的な関わりを有するような事柄は、通常、担任 → 学科 → 学科の学生委員 → 学生委員会のルートを取ることが多い。担任は日常的に学生と身近に接することで、常に学生の意識や心のあり方を押し量れる状態にあるから、不満や要望の内容如何に関わらず、親身に相談を受け得る。担任に発し、学生委員会での協議を得て改善策が実行に移される場合と、重要度に応じて部科(課)長会議、教授会を経て決定・実行される場合とがある。

学生生活における身の回りの・日常的な要求は学生ホールに置かれた学長ポストに投函される。これは学友会が置いているもので、学生の声として届けられる。なお、全学学生(併設の大学を含む)を対象に行った組織的な実態調査として、平成 19 年度の「学生生活に関するアンケート」、平成 24 年度の「2012 キャンパスライフに関するアンケート」、平成 25 年度の「食堂アンケート」がある。なお、平成 25 年度には、別途に、寮生を対象として「寮食堂アンケート」を行っている。

このほか、2年に1度の頻度で、学長を中心とした教員と学生の懇談会を開き、主に学生支援に関する学生の意見を直接聞く機会を設けている。また、在学生の保護者によって組織される短大後援会や、不定期ではあるが下宿・アパートに関する懇談会などを通じて学生の意見を汲み上げている。

◇ 留学生、社会人等への支援について

留学生に対する支援については、これまで栄養学科と幼児教育学科に留学生を迎えたことはないが、日本語教育のできる教員が在籍しており、教務部や学生部で支援できる体制はある。社会人学生は現在はいないので、特に制度としては設けていないが、必要がある場合には対応する。

障がい者の受け入れのための施設整備については、栄養学科と幼児教育学科の特性上、肢体機能的な障がいを持つ人が入学することはほとんどないが、発達障がい等までを含めた支援体制の整備が必要である。

本学では長期履修生を想定しておらず、長期履修生を対象とした募集を行っていない。

◇ 学生の社会的活動に対する評価

本学は、平成 17 年 4 月より学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、地域社会と学生との橋渡しの役割を果たすべく、「美作大学・美作大学短期大学部ボランティアセンター」(以下、ボランティアセンター)を開設し、活動を続けている。平成 19 年度に規程を整備したことで、運営をめぐる諸業務が合理化されるとともに、学内における位置づけが明確になり、大学の付置センターとしての体裁と機能が整えられた。規程整備の 3 年後、平成 22 年度においてボランティアセンターを經由してボランティア活動に参加・登録した学生数は、併設大学の学生を併せて延べ 233 人に上り、平成 25 年度は 363 人となっている。平成 23 年度からは、東日本大震災に対するボランティア活動も活発に行われ、ボランティアセンターと津山市社会福祉協議会、つやま NPO センターとの共催による東日本大震災被災地の復興支援としてのチャリティーマーケット開催は、単年度に 2 回(春と秋)、平成 25 年度までに計 6 回を数えている。

ボランティアセンターを経由しないクラブや同好会によるボランティア活動も活発であり、本学の学生に対する近隣の幼稚園や保育所からの、あるいは市町村や県等からの特定のクラブ・サークルや団体への行事協力のボランティア要請が数多く寄せられ、学科や学生課の呼びかけのもと、多くの学生が地域への貢献活動を行っている。これらのボランティア活動や地域への貢献活動等に対しては、本学広報室が可能な限り学生の活動を拾い上げ、ホームページその他の媒体によって学内外への周知に努めるとともに、MAS 賞授賞を含めた報奨の機会を設けている。

(b) 課題の記述

学生部の所掌領域は広範であり、スタッフで分掌する業務も実際には協業となる部分が多い。近年、とくに支援を要する学生の増加にともない、これまで行ってきた担任等からの要請に応じてその都度組織するチーム支援では対応しきれない事態になりつつある。学生支援に関する業務密度が増大するなか、専門家が常駐する全学的な支援体制の組織が必要となっている。

本学キャンパスの施設・設備の大部分は併設の4年制大学との共用ということもあり、授業時間帯の教室等の稼働率が非常に高く、限界に近い。このため、授業の合間の学生の居場所となる空き教室や空間・スペースが不足がちであり、その確保と拡充が求められる。

食堂の座席数の増設とともに休憩場所の増加にも繋がるカフェコーナーの設置、コンビニ化も視野に入れた購買の改善はキャンパス・アメニティの向上にとっての大きな要因であると思われる。

公共交通機関の利便性が低い本学への通学には自家用車を使用する割合が高いが、駐車スペースに限りがあるため一定の通学距離を基準として制限を加えているものの、今後に向けての拡充が求められる。

【区分】 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 現状の記述

本学では、「美作大学・美作大学短期大学部就職委員会規程」に基づき、就職支援充実・促進のため、全学的な「就職委員会」を組織している。構成員は教員及び事務職員双方で組織し、学長が委員長、就職部長が副委員長を務める。委員構成は次表のとおりである。

就職委員会の委員構成

教 員	学長、就職部長、学生部長、広報部長、各学科長・専攻主任、各学科から（福祉のまちづくり学科は2専攻から）選出された者
事務職員	事務局長、総務課長、就職支援室長、学生募集広報室長、就職支援室総括参与

就職委員会では、①学生の就職指導、②求人開拓、③就職斡旋、④その他、就職支援に関することの企画研究及びその適正な運営方法について審議し、その決定に基づいて就職

員が業務を遂行している。

本学の学生の就職状況の第一の特徴は、両学科・専攻科ともに専門職への就職希望者の割合が高いことである。この専門職への就職は、一般企業とは異なり、定期採用、大量採用が望めないため、就職委員、担任そして就職支援室が連携を図り、学生個々の動向を把握し、個別指導を行うよう努めている。そのため、学生への就職情報提供を強化することとし、求人情報、就職関連情報の案内を学生個々の携帯電話にメールで配信し、学生からもメール返信させることで、速やかな情報提供と情報共有に努力している。同時に就職委員と卒業年次の担任教員へも、メールによって、学生に提供した情報を配信し、求人票のコピーの配付と併せ、学生への周知を図っている。

併設の大学を含めた本学学生の就職状況の第二の特徴は、地方出身生の割合が毎年約7割と高く、そのほとんどが、取得した資格を持っての地元へのUターンを希望している点である。そこで、求人情報と学生とのマッチングを図るため、必要な県・地域に就職参与を置き（島根・高知及び沖縄県に配置）、常に就職先の開拓及び就職先とのコミュニケーションを心がけ、更に学生及び卒業生、就職対象事業所などの情報をデータ化している。またこれに加えて平成26年3月には、出身者の多い高知県との間で就職に関する協定を結び、出身地への就職の可能性を広げた。今後は、島根県や愛媛県等との協定締結も進めていく計画である。

なお、特筆すべきものとして、夏季の就職開拓と就職懇談会がある。夏季の就職開拓とは、学生の夏季休業中に本学教職員が一丸となって卒業生の就職先並びに卒業年次生の希望職種・希望勤務地を中心に訪問し、就職学生へのフォロー・励ましとともに現場からの要望を聴取して就職指導に役立てるのに加え、新たな就職先・求人開拓を行うものである。この就職開拓訪問で収集した生の情報は、事後の就職開拓報告会や就職懇談会において、実際に訪問した教職員から報告され、全学の共有する情報になるとともに、学生への就職指導へとフィードバックされている。就職懇談会は、そもそもは保護者を対象にするものであるが、学生が同席することで、就職に向けての学生本人と保護者との意思一致・確認・決意の場として機能している。これは1年次の冬（2月中旬～3月上旬）に開催されている。

就職支援室及び就職資料コーナーは、学生の利便性を考慮し、就職支援室を8:30～18:00（月～金曜日、長期休暇中を含む）、就職資料コーナーを8:30～20:00（年中無休）まで開放し、求人情報ファイル、就職試験の受験報告書、情報収集のためのパソコン4台とプリンタ1台、就職活動支援のためのビデオソフト、DVDソフトとビデオデッキ、TV、DVDプレーヤーを備え、学生が自由に活用できるようにしている。また、就職関連書籍では就職活動の指導書、就職活動マニュアル、問題集等を自由に閲覧できるようにしている。なお、本学の学生は各学科の教育課程に応じた専門職種に就く割合が多いことを考慮し、求人情報は学科の専門職種ごとに分類し、学生が検索し易いようにファイリングしている。

本学は両学科、専攻科ともに専門職の養成機関であり、専門職への就職に必要な資格が取得できるようにそれぞれのカリキュラムが構成されている。このカリキュラムに基づく学習への支援については基準Ⅱ-Aで見てきた通りであるが、個別の就職試験への対策についても各種模擬試験の実施や面接指導のほか、エントリーシートや履歴書の書き

方などの個人指導を行っている。就職ガイダンスは、1年生の10月から、年間で10回行っており、内容は次表のとおりである。実施に際しては各回とも出欠確認を行うとともに満足度アンケートをとり、内容の理解度と欠席者のフォロー、ガイダンスの更なる充実などに役立っている。なお、アンケートの結果は各学科の就職委員と担任及び学科長に知らせることで状況把握の共有を行っている。また、アンケートの結果を確認し、自由記述で疑問や不安がある学生には事後に学生を就職支援室に呼び出して、個別面談を実施して対応している。

就職ガイダンスの講座内容

1	携帯メール登録、学内求人情報	6	リクルートファッション・メイク講座
2	就職活動の概要 ～先輩の就職活動・進路～	7	自己分析講座①
3	電話対応講座	8	自己分析講座②
4	手紙・ハガキの書き方講座	9	志望動機・自己PRの書き方講座
5	就職情報収集におけるインターネットの活用法	10	面接講座

※この他に、栄養学科は「栄養学特別演習」の中で独自の講座を行っている。

卒業年次生については年間を通じて両学科及び専攻科の就職内定状況をチェックしている。とくに後期からは、毎月、定例の全教職員が出席する職員会議において内定状況を報告し、全学で状況把握を共有しつつ目下の就職支援に活用している。卒業時の就職状況の分析・検討はひとつの区切りとして当然行っているが、卒業時点で未就職である者へのフォローを欠かさず、毎年、年度を越えて就職指導を継続し、最終的な分析・検討を経て次年度の就職支援に活用している。

栄養学科の場合、進学は大学の食物学科または他大学の食物栄養系の学科への編入学が一般的である。短大で取得した栄養士の資格を基礎に管理栄養士を目指したい学生に対しては、学科長や担任が個別に相談に応じて、編入学試験の情報や希望する大学の情報等を提供している。特に本学食物学科に進学する場合は、同一キャンパスにあり、教員も相互に関連科目を担当している事情から、一層細やかな情報交換や指導ができる利点がある。編入学生は、短大と大学の科目・学年配当等の違いから、他の大学3・4年生と比べて時間割の組み方に苦勞することが多い。そのため、進学希望のある学生に対しては、特別聴講学生（単位互換）制度により、空きコマを利用して、教養・基礎教育科目を中心に大学の授業科目を可能な範囲で履修しておくよう指導している。

幼児教育学科でも、学科長や担任が個別に希望者の相談に応じる点は同様であるが、これに加えて約10人の学生と1教員とで構成する「2年次セミナー」の担当教員の力も大きい。これはゼミ単位での初年次教育のグループがそのまま2年次も維持されたもので、教員は担当グループの学生の適性などを1年次から継続して見てきており、就職と進学を合わせた進路指導を親身に行っている。進学先は福祉分野では本学専攻科介護福祉専攻が主であり、毎年十数名が進学している。子ども分野では他大学への編入もあるが、同一キャンパスに大学の児童学科があり、小学校教員免許状の取得希望者がこちらに進むことが多

い。

これまで両学科から留学を希望する者は出ていない。今後希望者が出てきた場合には学科長や担任が個別に相談に応じることから対応していくことになる。

(b) 課題の記述

就職支援は学生をとにかくどこへでも就職させることを目的とするものではなく、就職した職場での勤務を続ける中で専門職としての十分な力を身につけていけるような職場に就かせることを目的として取り組むことが大切である。資格・免許の取得は専門職就職へのパスポートではあるが専門職としての力量を保障するものではないということを念頭に置き、ブラック企業対策のための情報の集約と学生への周知を含め、この方向に沿ってのリーサーチと支援方法の研究が求められる。

就職活動に対する学生の集中力やモチベーションの向上へ向け、就職ガイダンスの開催時期や内容の見直し、就職懇談会の実施時期や説明対象（家族・保護者と学生）の見直しが必要である。また、OB・OGによる体験報告会（実際の仕事の様子、やりがい、就職活動の体験談、学生時代に取り組んでおくことなどについての講話など）の機会も必要である。

【区分】 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 現状の記述

アドミッションポリシーは、『学生募集要項』の巻頭に、基準Ⅱ-A-3 で述べた内容を掲載している。また、本学ホームページ（学部・学科・コースの紹介の箇所）においてディプロマポリシー等とともに公表している。『学生募集要項』は毎年5月上旬には完成するよう作成し、入試説明会等で配布してアドミッションポリシーの周知に努めている。『学生募集要項』は『大学案内』とセットで、各資料請求者に対してはもちろんであるが、中国・四国及び沖縄地域を中心とする高等学校にも、各高校を訪問する学生募集活動で、他の参考資料とともに『学生募集要項』と『大学案内』を持参している。

受験生や高校からの問い合わせについては、学生募集広報室が窓口になって対応している。しかし、問い合わせの内容は多岐にわたるので、出願手続き等に関しては入試事務室の担当者が、教育内容については当該学科が、下宿先等の学生生活に関わる内容は学生課がというように、それぞれの部署の職務に応じて、学生募集広報室と連携して対応に当たっている。

入学試験関係の広報については、「美作大学・美作大学短期大学部 学生募集委員会規程」に基づき、全学的な組織である「学生募集委員会」が基本方針を策定し、高校訪問やオープンキャンパス等を実施している。学生募集委員会は、学長を委員長とし、広報部長、教務部長、学生・就職部長、図書館長、各学科長、事務局長、総務課長、経理課長、教務課長、学生課長、就職支援室長、大学広報室長、学生募集広報室長、学生募集総括参与、広報主幹、その他学長が必要と認めた者で構成される。高校訪問では、年に4回、教職員が中国・四国及び沖縄県を中心とする地域の高等学校等を訪問し、本学の教育の特色や就職

実績等を説明している。この他に、高等学校の進路担当者向けには、入試説明会を毎年 6 月から 7 月にかけて中四国地域の 10 会場で実施している。

オープンキャンパスは本学を会場に年に 5 回、出張オープンキャンパスを高知県四万十市と沖縄県那覇市で各 1 回実施している。オープンキャンパスは高校生やその保護者に直接語りかけることができる絶好の機会である。全体会では「美作の良さ」に焦点を当てて本学の特色を紹介するプレゼンテーションを行い、昼の時間帯に合わせて学食体験や大学構内の案内も行う。希望の学科別に分かれる午後のイベントでは、各学科の教員と在学生在が中心となって、ミニ授業等の体験的な内容も取入れながら、各学科の教育内容のアピールに努めている。

広報事務については、広報部に大学広報室と学生募集広報室とを置き、前者が「大学全体の広報」を、後者が「学生募集と入学試験に関わる広報」を担当する体制としている。大学広報室は、公式ホームページの作成、及び大学の情報誌『学報みまさか』の編集等を担当する。学生募集広報室は、前述の通り入試関係の問い合わせの窓口になっており、各種の入試相談会・説明会、オープンキャンパス、高校訪問の準備等を担当する。大学案内やテレビ CM の制作は、学生募集委員会の広報ワーキンググループが中心となって行っている。

入学試験については、「美作大学・美作大学短期大学部 入学試験委員会規程」に基づき、全学的な組織である「入学試験委員会」が基本方針を策定する。入学試験委員会は、学長を委員長とし、教務部長、広報部長、学生・就職部長、各学科長、事務局長、総務課長、学生募集広報室長、入試係長で構成され、入学試験の適正な実施のため、アドミッションポリシーに沿った受験生受け入れのための入学試験の方法、各入学試験の方法毎の募集人員、更には出願日程や、合格者に対する入学手続き日程等に関する事、及び実施・運営に関する事項について審議する。

委員会の定める基本方針の下、入試問題の作成と試験の実施・運営については、教務部長と入試事務室が中心となって、学長が委嘱する問題作成等の担当者や他の事務部門と連携しながら行う。試験問題については、学長が委嘱する入試問題作成委員（各教科複数で構成）が作成し、別に委嘱される入試問題点検・校正委員が 3 名 1 組で原稿を点検する。採点委員（作成委員が兼務）の採点結果は、入試事務室職員が複数で点検するようにしている。

入学者の選抜については、入学試験委員会の専門委員会である「入学者選考会議」において、教授会に諮る合否判定の原案を作成する。入学者選考会議は学長、教務部長、広報部長、各学科長、事務局長、学生募集広報室長、入試係長で構成されている。ただし、A0 入試については、面接及び作文課題の作成等を各学科が主体となって行うため、学科毎に合格内定審査会を開き、学長の決裁を受けて、判定結果を教授会に報告するようにしている。A0 入試合格内定審査会は、学科長を含む各学科からの 3 名の委員と教務部長、広報部長、事務局長、学生募集広報室長、入試係長で構成されている。前述の通り、出願等の諸手続きについては入試係長を中心とする入試事務室が扱う。

基準Ⅱ-A-3 で述べたように、本学では A0 入試、特別入学指定校推薦入試、一般公募推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試を行っており、多様な観点から本学の

求める能力をもった人物を適切に選考できるよう努めている。平成 25 年度に実施した入試（平成 26 年度入学試験）は、社会人特別選抜入試や専攻科入試も含め、次の通りである。

選抜方法	試験期・試験日
A0 入試（注）	面談日 1 平成 25 年 8 月 10 日 面談日 2 平成 25 年 9 月 13 日 面談日 3 平成 25 年 12 月 21 日
特別入学指定校推薦入試	平成 25 年 11 月 2 日
一般公募推薦入試	推薦 A 平成 25 年 11 月 3 日 推薦 B 平成 25 年 12 月 15 日
一般入試	一般Ⅰ期 平成 26 年 2 月 2 日 一般Ⅱ期 平成 26 年 2 月 22 日
大学入試センター試験利用入試	一般Ⅰ期 平成 26 年 2 月 2 日 一般Ⅱ期 平成 26 年 2 月 22 日 一般Ⅲ期 平成 26 年 3 月 11 日
社会人特別選抜入試	平成 25 年 11 月 3 日 平成 26 年 2 月 2 日
専攻科入試	7 月期 平成 25 年 7 月 13 日 9 月期 平成 25 年 9 月 16 日 12 月期 平成 25 年 12 月 15 日

（注）栄養学科は第 2 回面談日のみ実施。

この他に、外国人留学生入学試験も 11 月期と 2 月期に設けている。

入学手続き者に対しては、総務課より「入学される皆様へ 大学生活の案内」と題した冊子を送付している。この冊子では、学長・各学科長からのメッセージとともに、入学当初の行事予定や短大 2 年間のスケジュール、学外実習、1 年次の開講科目等、授業や学生生活に関する情報提供を行っている。さらに、学生課作成の下宿・アパート情報の冊子も同封している。また、12 月期までの入学の手続き者に対しては、各学科からの入学前課題を送付しており、課題以外にも当該学科として入学してくるまでに心がけておいて欲しいこと等、入学に向けての準備に関するアドバイスが含まれている。

入学後は、学習や学生生活のためのオリエンテーションとして、前述の各課ガイダンスと学科・専攻科毎の「オリエンテーション・セミナー」を実施している。この他に、「1 年次セミナー」では、合同セミナーとして 4 月中の土曜日を利用して大学生活に関連する一連の講義を行っている。平成 25 年度の講義は、本学教員による「学生の食生活について」、「自分の身を守る（精神面）」、「自分の身を守る（身体面）」、及び、岡山県警津山少年サポートセンターによる「自分の身を守る（防犯・薬物防止面）」、消費生活センターによる「悪徳商法への対処」の 5 つの内容であった。

(b) 課題の記述

これまで A0 入試では、学長は合格内定審査会に出席していなかったが、各学科の状況把握や入学者受け入れ方針を徹底させる上では、他の入試と同様に学長も関与した方が好ましい。

◇基準Ⅱについての特記事項

特になし

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

(a) 要約の記述

人的資源に加え教育に欠かせない情報処理教育関係の施設・設備、あるいは実験・実習室等の物的資源、体育館・グラウンド等の体育施設更には音楽教育関係の施設・設備等については、その充実度が当該教育機関の教育の成果や社会貢献度を左右する重要なファクターである。これら教育資源については、短期大学設置基準あるいは資格に関連する栄養士法施行規則等の関係法令に照らして、十分な対応を行っている。

教員に関しては、短期大学設置基準に基づいた「教員選考規程」に則り、採用・昇任人事を行っており、専任教員数・教授数共に設置基準を充たしている。事務職員についても大学との兼務で業務を行っているが、十分なスタッフを配置しており、どの部署においても日頃から教員との連携の下で業務を遂行する体制としている。

教育環境については、情報処理教育演習室は勿論、化学実験室・調理実習室や集団給食実習室、更には音楽関係の演習室・練習室、介護実習室、運動施設等、設置している学科・専攻科で必要な施設・設備については十分に基準を充たしている。

個別の内容として、バリアフリー化、耐震化など施設等に対する充実・改善が課題としてあげられるが、平成 27 年の学園創設 100 周年記念事業の一環である記念館建設を機に、記念館及びそれと関連する建物のバリアフリー化や耐震化を進めるなど、今後の施設改修計画等の機会を利用して対応を重ねていく。

財的資源については、本学は収容定員を充足してきているが、収容定員が 240 人と小規模であるため、短期大学のみの実績ではマイナスとなっている。しかし本学園は大学と短期大学が同一敷地内にあり、施設・設備の多くを共用し、教職員も一体となって学校運営に当たっている。大学も収容定員を充足していることもあり、大学・短期大学を合わせた帰属収支差額は、多額ではないが黒字の状態が続いており、また借入金もほとんどなく安定的な運営が行われている。

ここ数年来、学生数は収容定員を満たしており財政的には比較的安定してきた。しかし低金利状態の長期化が予測される状況で長期的資金運用については十分検討がなされてこなかった。安全性を第一に据えた資金運用の検討が必要であると考えている。

(b) 行動計画の記述

准教授と助教 2 人相部屋となっている件については、平成 26 年 4 月からそれぞれに 1 室ずつ研究室を確保することとした。

バリアフリー化の課題については多額の費用を要するため、一挙に進めることは困難である。平成 27 年 9 月にはバリアフリー化された学園創立 100 周年記念館が竣工する予定である。また、耐震化についても現在の図書館については学園創立 100 周年記念館へ移す計画であり、その時点で現図書館建物の耐震化を行うこととしている。

他の建物のバリアフリー化や耐震化については、学園創立 100 周年を契機として、耐震化計画等、施設・設備の更新長期計画を策定することとしている。

事務関係諸規程の整備や職員の SD に関する規程については、平成 26 年度中に整備し SD

研修体系の整理を行うことと、併せて外部研修について報告会を実施する等、研修内容について職員間の共有化をめざす。

【テーマ】Ⅲ-A 人的資源

(a) 要約の記述

本学では短期大学設置基準に照らし、栄養学科及び幼児教育学科の合計で同設置基準で求められる教員数を2人上回り、十分な教員組織を編成している。専攻科介護福祉専攻においても所管の厚生労働省の定める基準を充足する教員を配置している。教員の職位(採用・昇任)についても同設置基準に基づいた本学「教員選考規程」に基づいて行っている。専任教員1人当たりの学生数も、両学科合計で見ると15人以下であり、専攻科介護福祉専攻においては総定員20人に対し3人の専任教員の配置となっている。担任制度や「1年次セミナー」を介し、個々の学生への指導・支援ができる体制となっている。

教育課程と教員配置の関係についても、それぞれの学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、主要な専門分野毎に専任教員を配置し、充実した教育が推進できる体制としている。これらが相俟って、両学科共にそれぞれの専門資格を生かせる職場への学生の高い就職率を実現している。同様のことは、専攻科についても言える。

専任教員は本学及び学科や専攻の教育目的・目標、また自らに求められる専門分野についての資質について深く理解し、教育研究活動を展開している。そしてそれを支援するための研究助成のために必要な一連の規程の整備を図るとともに、研究環境等の整備も行っているが、これについては少し改善の余地がある。更に、FD活動についても規程を整備し、それに沿って教育力向上のための取組みを推進している。

また、事務組織は大学と共通の組織として編成しているが、各学科に専任の職員(教務職員)を配置しており、教務職員は学科の教育目標・教育課程や教育内容を熟知しており、学生の指導者であり相談相手ともなっている。また学科教育と事務組織との連携を図る役割も担っている。

SD活動については外部研修が中心であり、個々人の研修後の成果については十分把握できていないことや、研修内容の共有化が十分に行われていない。

(b) 改善計画の記述

准教授と助教が相部屋となっている研究室については、平成26年4月時点でそれぞれに1室ずつの研究室を確保する計画である。また、研究時間の確保については、平成26年度以降の時間割作成において、各専任教員について極力授業のない曜日が1日は確保できるよう努力する計画である。

事務関係諸規程は見直し・改正が必要である。その中でも組織規程の改正、整備が課題であり、事務課室長会議、部科(課)長会議等で検討し、平成26年度中に整備する。

職員を外部研修に派遣した際の研修内容の共有化が課題である。外部研修の参加者による発表会の実施や研修報告書等を作成し、年度ごと冊子にまとめるなどの方法を検討する。

また研修出張や参加費は公費扱いであるが、今後、業務に係る能力開発のための資格取得を支援し、積極的に参加できるよう資格取得の費用補助を検討する。

【区分】Ⅲ-A-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 現状の記述

大学がその目的・教育目標の達成を進める上で必須の要素が、人的資源である。短期大学設置基準で定められた本学の教員数は、栄養学科5人以上、幼児教育学科8人以上及び別表第Ⅰが3人以上、計16人以上である。平成25年度における専任教員数は、栄養学科7人、幼児教育学科11人計18人、内教授は栄養学科3人、幼児教育学科3人計6人である。またこれとは別枠で、厚生労働省の所管下にある専攻科介護福祉専攻については、同省が定める教員数及び教員資格を充たした教員が3人以上必要であるが、現在3人の要件を充たした教員を配置している。

このように、いずれの学科、専攻科においても設置基準等を充たす教員が配置、また、教授数も設置基準を充足している。専任教員一人当たりの学生数は2学科合計で見ると、平成25年度で15人未満であり、それ故、教員が所属学科学生個々の名前と顔をおぼえるのは勿論であるが、教務課や学生課等の職員も同様であり、個々の学生の状況に即応したきめ細かな指導・支援ができる体制を整えている。

専任教員の採用及び昇任人事については、本学「教員選考規程」に定める手続きと基準に基づき、厳正に審査を行い進めている。なおこのことについては、下記の「教員の採用、昇任について」で詳述することにする。採用のための審査においては、研究業績・教育能力・実務経験の有無・人物面・学生指導や業務遂行への熱意など様々な面から総合的に選考を行い、採用の可否や職位を決定している。昇任人事についても上記規程に基づき、教育研究業績に加え学生指導や大学・学科の諸業務遂行の実績や熱意、更には地域社会への貢献度などを元に総合的に審査している。

「教員選考規程」で定める教授、准教授、助教などの資格要件は、短大設置基準の第23条～第26条に定める教授、准教授、助教などの資格要件に基づいて「教員選考規程」の第2～第5条で定めている。従って、専任教員の職位は、学位、教育実績、研究実績、その他経歴等、短期大学設置基準で定める資格要件を充足している。また介護福祉士専攻においても、看護師や介護福祉士の有資格者で且つ必要な実務経験を有し、その上で介護教員講習会修了者を配置している。

教育課程に関しては、設置基準を遵守しつつ学科・専攻科の教育目的・目標に即して、栄養学科では栄養士法施行規則に定められた科目群と、それに加え専門的技術の更なる向上のための科目群を、同様に幼児教育学科においても教育職員免許法及び児童福祉法施行規則に定められた科目群と専門的技術の更なる向上のための科目群を、2年間の各学期に適正かつ体系的に配列している。

以上のように、学生個々が最大限にその能力を開発し、専門的職業人としての資質を向上させ、卒業後職場において活躍できるように教育課程を編成している。1年課程の介護

福祉専攻においても、同専攻の教育課程で重要な位置を占める学外実習の実施時期との関係で、各科目の開講時期を決めている。

教員の配置については、栄養学科では「社会生活と健康」・「人体の構造と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」、幼児教育学科では「保育の本質・目的の理解に関する科目」・「保育の対象の理解に関する科目」・「保育の内容・方法の理解に関する科目」・「基礎技能」・「保育実習」といった学科の教育課程の柱となるそれぞれの分野で、当該分野についての教育研究業績に加え、本学が実践力を備えた専門職の養成を目指していることもあり、可能な限り専門分野に関連した実務経験を豊富に有する専任教員を配置している。また介護福祉士の養成を行う専攻科においても、「介護福祉士の養成に係る学校の指定基準」に定める実務経験豊かな介護福祉士・看護師などの有資格者を配置している。

専任教員数については既述のようにいずれの学科においても設置基準を充足しており、また専攻科においても厚生労働省の定める指定基準を充足している。また非常勤講師については、栄養学科では非常勤講師は 17 人(内 11 人は併設大学の専任教員)、幼児教育学科では 29 人(内 8 人は併設大学の専任教員)、専攻科では 13 人(内 2 人は併設大学の専任教員)を配置している。幼児教育学科では、毎年新年度の開始直後に専任教員と非常勤講師との情報交換の機会を設け、教育目的や教育方針、学科の学生の状況などについて理解を深めてもらい、学科の教育方針に沿った教育を進めてもらえるように努めている。栄養学科については非常勤講師の人数が少なく、また同一学園の教員が過半数と言うこともあって、学科長や隣接科目担当の専任教員が個々に非常勤講師と話し合いの機会を設け、学科の教育目的に沿った教育が組織的に行えるよう努めている。

補助教員については、栄養学科では助手 1 人と教務職員 2 人(3 人共に管理栄養士の有資格者)、幼児教育学科では 1 人の教務職員を配置している。いずれもベテランの職員であり、実験・実習を中心とした教育の補助、学外実習に係る事務など学科教育に必要な事務の円滑な遂行に重要な役割を果たしている。

教員の採用については、既述の「教員選考規程」の第 6 条及び第 8・9 条に基づいて行っている。学長・教務部長・当該学科長及び事務局長から構成される採用選考予備会議で、採用人事を進めることの可否、専門分野・担当科目・職位・審査員及び募集方法等採用人事を進める上での必要要件を検討し、部科(課)長会議次いで教授会に諮り承認を得、公募等により募集を行う。次いで応募して来た者について、教授会で承認された審査員(当該学科長・同じ専門分野の教員 1 人及び近接する専門分野の教員各 1 人、計 3 人で構成される教員採用審査委員会)は「教員選考規程」に定める選考基準に基づき一次審査(書類選考)、次いで二次審査(面接、模擬授業 なお面接には審査員の他に学長も加わる)を行い、候補者について「教員選考規程」の第 2 条(教授の資格)～第 5 条(助教の資格)の規定に基づいて、経歴・研究業績の内容・学位の種類や人格、教育・学内諸業務に対する意欲の確認、更には教育能力など多方面に渉る審査を行い、最終候補者を 1 人に絞る。最終候補者については改めて理事長・学長及び事務局長が面接を行い、本面接で本学教員にふさわしいと判断した候補者について審査委員会の主査が審査結果を教授会に報告し、その議を経て、理事会で採用を承認することとしている。

昇任についても「教員選考規程」の第 7～9 条に基づき、学長・教務部長・当該学科長及

び事務局長から構成される昇任候補者選考会議で、昇任候補者の資格(研究業績や教育実績、大学や学科の諸業務に対する取組み、地域社会に対する貢献活動の実績など)について審査し、その結果を部科(課)長会議次いで教授会に諮り承認を得る。次いで候補者について審査員(当該学科長・同じ専門分野の教員1人及び近接する専門分野の教員各1人、計3人で構成される教員審査委員会)は「教員選考規程」に定める第2条～第5条の選考基準に基づき資格審査を行い、その結果について教授会に報告し、その議を経て、理事会で昇任を承認することとしている。

(b) 課題の記述

特に課題について認識していない。

【区分】Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基いて教育研究活動を行っている。

(a) 現状の記述

専任教員は教育・学生支援や大学等の業務多忙な状況にありながらも、学会誌などへの論文掲載・口頭発表においては勿論、専門分野・担当科目と関係の深い審議会委員として、あるいは講習会の講師として、所属学科等の教育課程編成・実施の方針に基いた活動を活発に行っている。研究活動の成果については、学会誌への発表は勿論、今年度で56号となる本学研究紀要への掲載、附置の『地域生活科学研究所所報』への掲載など、発表の機会を保障している。

研究活動をバックアップするため、研究助成金支給申請書(研究計画)を提出した者に対し、審査の上「研究助成支給規程」及び「研究助成金の額に関する内規」に基づいた研究助成(年間25万円を上限として助成)、「研究旅費に関する内規」に基づいた学会参加を助成するための旅費支給(年間12万円を上限として助成)、また、上記研究所の所員活動助成費に係る内規に基づいた、研究助成(研究の内容などを勘案して年間20万円～10万円の範囲で助成)を行っている。

これら専任教員の教育研究活動については、「個人調書」及び「教育研究業績書」のデータを定期的に更新したものを総務課で管理し、それらの主要な部分(学位、略歴、主な担当科目、研究テーマ、主要研究業績・研究活動、社会的活動など)を本学ホームページに掲載し、広く公開している。

研究活動に関する規程については、「研究助成審議会委員会規程・研究助成支給規程」、「研究旅費に関する内規」、また海外における学術研究・学会での発表や国際会議への参加及び発表に関する「海外研修規程」(平成26年度から研究のための「外国出張規程」に変更)、国内・国外の研究機関への留学に関する「教員留学規程」、「学術研修のための派遣規程内規」、これに加え、本学で設置している地域生活科学研究所の下での「所員活動助成費に関する内規」など、一連の研究促進・助成の規程を制定し、それに基づいて助成を行い、研究の推進を促している。

言うまでもなく大学教職員には業務・研究遂行の上で、各種の法令の遵守等高い倫理性が求められる。そのため本学では「倫理綱領」を制定し、教職員に対し各種業務を遂行する上で高い倫理性を求めている。そして本綱領に基づき、各種助成金の公正かつ適正な使用をはじめとする研究遂行上の倫理規範として「教育研究倫理基準」、「研究倫理審査基準」、「動物実験委員会規程」、「動物実験に関する指針」、「科学研究費補助金事務取扱要領」、「科学研究費補助金旅費取扱に関する内規」などの規程を設け、周知と適正な運用に努めている。

外部研究費の獲得については、本学は基本的に教育を中心とした大学であることもあり、目立った実績はない。科学研究費補助金についてここ3年間を見ても、申請は年1ないし2件で、採択された実績はない。地域企業等と連携した研究・開発は、特に栄養学科教員を中心に行ってはいるが、地元の中小企業がほとんどであるため、共同研究での受託研究費については、年間1ないし2件獲得しているが、その額はわずかである。

地域生活研究所を中心として、地域の主に食品関係の企業等と共同で新たな食材や食品の開発など活発に行っているが、それらの企業等が地域の零細企業が主であることもあり、受託研究費の獲得に至らないのが実情であり、やむを得ないと考えている。

物的環境である研究室については、教員に対しては、原則1人に1室の研究室が割り当てられている。一室当たりの広さはそれぞれ異なるが、平均面積は約28㎡であり、研究・学生指導を行う上で十分な広さを確保している。現在2室で2人共用の研究室となっているが、その内の1室は当該教員が学外実習担当ということもあり、実習のための業務の都合上学科の教務職員との相部屋である。

研究時間の確保については、月～金曜日を授業日とした時点から特に研究日は設けていないが、各教員には研究に資するよう可能な限り週1日は授業のない日を設けるよう努めている。平成25年度、前期3人、後期2人の教員がやむを得ない事情で全ての曜日で授業があるようになっているが、それらの教員についても後期または前期において、授業のない日を少なくとも1日は確保するよう努めている。

FD活動に関する規程として「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を平成17年度に設け、会議の中で研修内容について関係部署と連携を図りつつ検討を行い、FD活動の推進に努めてきている。

今年度は教務課との連携の中でGPAの表記についての改善を行い、それを活用した担任による学習支援の充実のための研修会、これまで行ってきた教員相互の授業見学週間についての見直しとその一層の徹底、学生による授業評価についても評価内容についての改善へ向けた取組の推進、図書館との連携の中では図書館機能の活用による教育力向上のための研修会、1年次セミナーワーキンググループと連携した1年次セミナーの内容の共有のための研修会、総務課等との連携による初任者を対象とした研修会及び本学の教育への理解を深めることを目的としたオープンキャンパスでの本学教育・学生支援全般についての説明(通称「オープンキャンパス全体説明会」)への出席の義務化等、各部署との連携の中で多方面にわたる取組みを進めている。

事務組織と教学組織の関係は、教学と関係の深い事務組織(教務部、学生部、就職部及び広報部)の部長職に教員を充てることにより、強化されている。各組織での運営に関する重

要事項を審議するために、それぞれ委員会を設けており、教学組織である各学科の教員を委員として委嘱し、当該事務組織が委員会事務局を担当することにより、教学組織と事務組織の連携が確保されている。

また本学では、毎月教職員が一同に会する職員会議を月 1 回開催し、各種会議や委員会で決まったこと・重要な変更事項等についての周知徹底を行っている。勿論それらについては、学内メールでも行っているが、教職員が一同に会することで周知の徹底に加え、教職員間の意思疎通の上で重要な機能を果たしている。また、教務・学生・就職委員会など各種委員会活動を通しての関係部署との緊密な連携、精神的あるいは身体上の問題を抱えた学生については、その内容により担任と関係する部署(学生部の下にある学生相談室や保健室スタッフ)、更に必要と判断される場合は当該学生の所属学科長もまじえ、緊密に連携しながら問題解決に当たっている。

(b) 課題の記述

現在、准教授と助教とが相部屋となっている研究室が 1 室ある。また、実習科目の学年配当の変更により一時的に担当時間数が増加といったやむを得ない事情もあったわけではあるが、全ての曜日に授業がある教員が若干名ある。これらの教育研究環境の改善が課題である。

【区分】 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している

(a) 現状の記述

本学の事務組織（次ページ参照：事務組織図）は併設している 4 年制大学と共通の事務局として、総務部（総務課）、ネットワーク運用室）、経理部経理課、学生部（学生課、学生相談室：通称「ことりの森」、ボランティアセンター、スポーツセンター、保健室）、教務部教務課、就職部（就職支援室）、広報部（学生募集広報室、大学広報室）、図書館という構成となっている。学科に独立した事務組織は置いていないが、教務職員（教務課所属）を配置し、学科の教育補助事務等を主業務とするほか、事務局や学科（教員）との連携を図る役割を担っている。

総務部総務課は大学の管理・運営全般、教授会、部科（課）長会議、ネットワーク運用室の管轄、科学研究費取扱、学外連携に関する業務、附属の地域生活科学研究所の所管事務、公開講座の主幹、事務局課・室の連携事務等全般を所管としている。また、経理部経理課、他部署と連携しながら校地・校舎・施設設備の維持管理、学内環境美化、清掃等の業務を所管する。経理部経理課においては本学の会計部門と管財部門を併せ持つ業務全般を担っている。即ち大学の教育・研究に係る予算統制、機器・備品、消耗品等の物品の購入・管理を所管としている。

教務部教務課は、教育課程の編成、授業時間割、学生の履修や成績、科目等履修生、単位互換、授業出席状況の把握、入試業務等の事務を所管している。

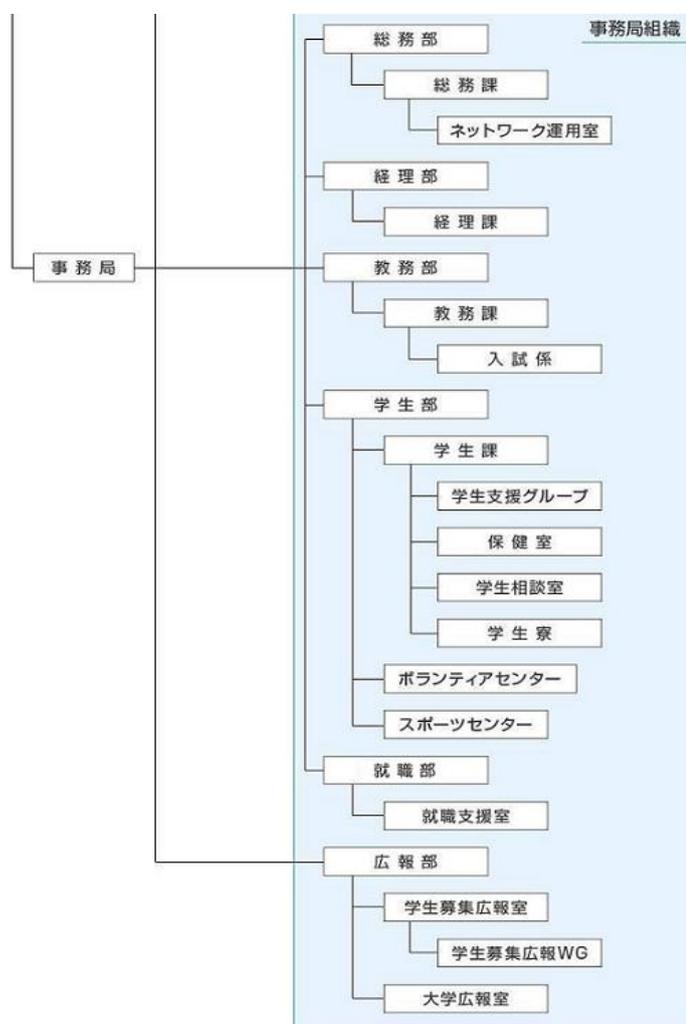
学生部は、学生課が学生の生活指導、課外活動、学友会活動、奨学金等に関する事務を

所管する。ボランティアセンターにおいては、学生と協働で学生のボランティア活動の支援を行い、スポーツセンターは体育系教員と連携し体育施設を利用した地域貢献や課外活動の体育施設の活用管理等を管轄している。また、学生相談室（通称「ことりの森」）は悩みを持つ学生の相談業務を担い、「保健室」は体調等を崩した学生が利用する保養室兼相談室である。

就職部就職支援室は各学科と連携して実施する就職活動支援業務（就職ガイダンス、求人情報提供、求人開拓活動等々）、就職指導、キャリア開発支援等に関する事務を所管している。

広報部は平成 24 年度以降、従来学生募集広報室が担ってきた学生募集と大学広報の業務を 2 つに分室し、学生募集広報室が学生募集に関する企画、募集活動の主幹事務、大学広報室が大学活動全体の広報、ホームページの企画、管理等に関する業務を所管することとした。

図書館は教育・研究図書、刊行物等の購入、貸出・閲覧、学位論文、研究論文の管理、図書館活用にかかる学生指導、パソコンの貸出、図書館ボランティア学生の指導等、図書管理用の促進業務等々、図書館利用に関わる一切の業務を担当している。



以上が事務組織とその業務概要であるが、小規模、少人数である本学では、教員との連携、協働による運営が密に行われている。教務部、学生部、就職部、広報部の各部長は教員が担っており、事務組織と教学組織が連携して、企画・立案・実行する体制が整備されている。また、教授会に付議する審議事項の事前協議や、大学運営にかかる事項を協議する「部科（課）長会議」では、教員の役職者と事務局全部署の課（室）長相当者が当該会議の構成員となっている。さらに教授会の下部組織である各委員会（教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、学生募集委員会、他）には事務職員が幹事、構成員として加わり、教育研究支援及び学生支援などのための大学運営に参画している。

事務局の各課室は幾つかの部屋に分かれており連絡、情報共有が途切れがちであった反省を受けて、平成 19 年度より週一回の事務局課長会議を開き、各課室の主要行事の伝達や

連携協力依頼、情報交換、必要な協議等を行っている、また毎週月曜日 9:00 に事務局職員が全員集合し朝礼を実施、各課室からの連絡を徹底するよう努めている。

事務関係諸規程については「学校法人美作学園就業規則」以下に「学校法人管理組織規程」「学校法人美作学園事務分掌規程」、「学校法人美作学園文書取扱規程」「学校法人美作学園文書保存規程」、「学校法人美作学園稟議規程」、「学校法人美作学園公印取扱規程」「学校法人美作学園経理規程」、「学校法人美作学園経理規程実施細則」等の規程を整備している。これら事務関係諸規程は最近の大学運営を取り巻く環境の変化や多様化に伴う業務の様態変化に対応できているとはいえず、見直し・改正が必要である。さらに、事務分掌については特に本学のような少人数組織では部署間の隣接業務については担当者の遂行能力により他部署に業務移動するケースが多々あり、実態に応じた組織規程等整備が課題である。

事務部署の執務室は、本館 1 階に総務課、経理課、法人事務室、学生課、教務課、入試事務室、2 階に学長室、事務局長室を配置している。1 号館 1 階に就職支援室、大学広報室、学生募集広報室、白梅記念館 2 階にネットワーク運用室を配置している。図書館職員は附属図書館で業務を担当している。

事務職員には一人 2 台のパソコンを準備しており、事務局の重要なデータを扱う事務系 LAN、外部インターネットに接続する LAN と 2 系統を利用することから 2 台必要としている。これは、誤操作等により重要データがインターネット上に流出する危機の未然防止によるものであるが、そのため反面、経費面の負担、操作面でも煩雑化しており、効率化の観点と危機管理技術の高度化により、この 2 つの LAN 系統を、近い将来統合するよう検討を始めている。

防災対策、情報セキュリティ対策について危機管理に関するマニュアル等は整備していないが、防災対策については防火管理者を配置し、年に 1 回消防・防災訓練を実施している。平成 24 年度は津山消防署員の指導の下で、9 月に消防・防災訓練を実施し、消防器具の設置場所の確認や避難経路の確認と、消火器の実地訓練を実施した。平成 25 年度は 9 月、同消防署員の指導を受けて AED 利用の実地訓練を実施した。また、毎年度当初の職員会議で、各室の防火責任者及び緊急時の避難経路、緊急時の連絡網を配布し防災に関する意識を高めている。

情報セキュリティ対策は上述の通り、重要データはインターネットに接続しない事務系 LAN サーバーに保存しているが、全教職員共通の外部ネットワークについては、情報処理教育センター指導の下で、ファイアウォール等必要なセキュリティ対策を実施している。また、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するために、毎月 1 回の職員会議では、情報処理教育センターの職員が毎回情報機器の操作やセキュリティに関する注意事項を説明、研修している。また、職員会議では十分理解できない場合は、ネットワーク運用室の職員が操作の仕方について助言を求めた教職員に個別に操作説明やセキュリティ対策を実施している。

本学では SD 活動に関しては規程を整備していないが、事務職員の能力開発のための主な SD 活動は学内の集合研修、職員会議を利用した SD/FD 合同の研修や学外研修の参加であり、基本は自己啓発、自己研鑽する職員を目指している。平成 23 年度から 25 年度の SD

研修について下記の表にまとめたとおりである。平成 25 年度は教員の FD 研修と合同で 2 回実施した。また、学内で業務上必要な情報共有のための情報機器等の利用方法、注意事項等については、上述のとおり、毎月 1 回実施する職員会議で情報処理教育センターの職員が毎回説明を行っており、SD/FD 研修の一環として情報処理機器の操作スキルアップ並びに使用上の注意事項等、教員の授業や教職員の日常業務に関連する能力開発に関係することを中心に説明している。特にインターネットの高度の発達によりそれに伴う危険性等の対応措置についても臨機対応している。

事務職員の過去 3 年間（平成 23～25 年度）の学内集合研修、外部派遣研修及び平成 24 年度の防災等研修は以下の表の通りである。

平成 23～25 年度 学内集合研修

年度	研修内容	対象	備考
平成 23 年度	学生を理解する研修	教職員（希望者）	講師：本学教員（教職員組合主催）SD/FD 研修
	ビジネスマナー研修	全職員	講師：(株)パソナから派遣
平成 24 年度	学外・学内の情報共有研修	全職員	講師：情報処理教育センター長 SD/FD 研修
	情報セキュリティ研修会（学生データの取扱）	全教職員	講師：情報処理教育センター長 SD/FD 研修
平成 25 年度	学生の成績通知書の変更と指導方法の研修	全教職員	講師：教務部長 SD/FD 研修
	著作権研修	全教職員	講師：図書館職員 SD/FD 研修

平成 23～25 年度 事務職員外部研修一覧

年度	参加部署	研修主催者	参加人数	年度別参加数
平成 23 年度	学生課	私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本国際教育支援協会、日本学生支援機構、他	11 名	23 年度 28 名
	教務課	日本私立短期大学協会	1 名	
	就職支援室	ノートルダム清心女子大学、岡山県就職問題連絡協議会	2 名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、岡山県大学図書館協議会、岡山県立図書館、文化庁、他	9 名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部	5 名	
	大学広報室	なし	0 名	
	法人事務室	東京海上日動岡山支社、岡山県労働局・岡山県産業労働部	3 名	

平成 24年度	学生課	私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本国際教育支援協会、日本学生支援機構、おかやま発達障害者支援センター、全国学生相談研修会、他	16名	24年度 34名
	教務課	日本私立短期大学協会、日本私立大学協会中四国支部	2名	
	就職支援室	なし	0名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、岡山県大学図書館協議会、岡山県立図書館、島根県立大学メディアセンター、他	9名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部、文部科学省	6名	
	大学広報室	なし	0名	
	法人事務室	一般社団法人岡山県労働基準協会	1名	
平成 25年度	学生課	大学コンソーシアム岡山、日本学生支援機構、日本学生支援機構、他	8名	25年度 30名
	教務課	日本私立大学協会、日本私立大学協会中四国支部	2名	
	就職支援室	厚生労働省、日本私立大学協会、岡山県私立大学就職指導者研究会、日本私立大学協会中四国支部	4名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、図書館総合展運営委員会、岡山県図書館協会、文化庁、他	9名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部、文部科学省、グレープシティ（株）	7名	
	大学広報室	三菱電機株式会社、学校広報ソーシャルメディア活用法勉強会	2名	
	法人事務室	日本私立大学協会中四国支部、岡山県労働局・岡山県産業労働部	2名	

平成 25 年度 職員会議での情報処理教育センターからの指導研修

開催月/日	研修内容	対象	備考
4/1、4/25、6/5、 8/7、9/24、10/23、 11/26、1/6、2/6、 3/6	情報処理機器、ネットワーク運用、コンピュータ利用上危機管理(情報漏洩、コンピュータウイルス対策)、スケジュール管理、無線 LAN 接続等々	全教職員	平成 25 年度 10 回開催

平成 24 年度 防災等研修

年度	研修内容	対象	備考
平成 24 年度	防災に関する教職員研修	全教職員	講師：津山市危機管理課長
平成 25 年度	防災・消火訓練	全教職員	指導者：津山消防署員

	AED の使用方法	全教職員	指導者：津山消防署員
--	-----------	------	------------

上記の表の通り、SD 研修は FD 研修と合同で実施することもあるが、中心は外部研修に参加して、業務に必要な知識や他大学との情報交換、能力開発を行っている。

外部研修には積極的参加をしているが、研修の内容については出張復命書に記載することや、出張者の課室内で報告を行っているが、事務職員全体での研修内容の共有化が課題である。外部研修の参加者による発表会の実施や研修報告書等を作成し冊子にまとめた時期もあり、研修内容の共有を図るなどの対応を検討している。また研修出張や参加費は公費扱いであるが、今後、業務に関係する能力開発のための資格取得を支援し、積極的に参加できるよう資格取得の費用補助を検討している。

本学では日常業務の遂行の中で、教職協働で業務の見直しや事務改善を行っている。事務関係部署内や教員組織からの課題の指摘、提案や意見を受けて、教職協働で実施するケースが多い。特に学生の教育、学生生活に関する部署である教務部、学生部、就職部や学生募集に関する広報部については教員が部長職を務めており、教員組織と事務組織が協働して業務の見直しや事務改善を行っている。また業務が部署を跨る場合、見直し・改善意見は週一回の課室長会議で協議し実施しており、課室での業務見直し、変更・改善等は当会議で改善変更等の報告、説明を行っている。

(b) 課題の記述

事務関係諸規程は見直し・改正が必要である。その中でも組織規程の整備が課題である。

SD 活動のについては規程を整備し、外部研修の参加者が、その研修で修得した業務知識・スキルや他大学との情報交換の内容、研修参加によって発見した本学の課題等々を共有するための機会を設けることが課題である。

[区分] 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 現状の記述

教職員の就業に関する諸規程は「学校法人就業規則」を基本に関連諸規程を整備しているが、社会情勢の変化、関係法令の改正等を踏まえて適宜改正を行っている。また倫理規定を設け遵守するよう周知、説明している。特に就業規則とその関係規程の改正にあたっては、部科(課)長会議で説明、審議等を行い理事会に諮り改正を行っている。特に教職員の不利益変更になる場合は、教職員組合に諮り意見書(相互に写しを保存)を得て改正している。

教職員の就業に関する諸規程は採用時に手交、初任者研修時に説明しているが、それにあわせ教職員は必要に応じて閲覧できるよう法人事務室に配置している。

教職員の就業については、学校法人美作学園就業規則並びに関係諸規程に基づき適正に実施している。近年、土・日、祝日等の休業日に振替授業、オープンキャンパス、入試等の業務が多くなり、それに比例して休日出勤や残業が増加傾向にあるが、現時点では、業務日に休日を振り替えることで対応している。

(b) 課題の記述

教職員の就業に関する規程は整備し、適宜改正しているが、定年延長やその待遇について課題を残している。また、近年教職員の入れ替わりが多くなり、従前からの職場慣行が不明瞭になっているため、新任者が業務上で戸惑うケースも増加している。本学園の良き慣行はそのまま継続する必要があるが、職員会議、部科(課)長等でそれを周知する機会を設ける必要がある。

[テーマ] Ⅲ-B 物的資源

(a) 要約の記述

物的資源については併設する4年制大学との共用が多く、大学運営に必要な資源は確保、整備できていると考えている。

課題は施設のバリアフリー化の未整備部分並びに校舎の耐震化の課題、老朽化した施設、設備の改修、更新であるが、平成27年度には学園創設100周年を迎えるのを機会に、平成26年度より図書館機能や情報処理教育施設を備えた「学園創立100周年記念館」の新築工事着工(平成27年度前期竣工予定)をはじめ、今後の耐震化計画、施設設備の更新長期計画を検討する予定である。

(b) 改善計画の記述

平成26年前期後半の着工をめざし、耐震および構造に課題のある図書館(「学園創立100周年記念館」の中に図書館機能を設置)を新築するために、当該設計を行っている。計画では1～3階部分を図書館に、4階部分を情報処理教室、5階を記念ホールとする計画である。エレベータやスロープを利用したバリアフリー化を念頭に置いて計画を進める予定である。

また、地震や火災等への対策は、平成26年度9月～12月の期間に消防署の職員を講師に招いて防災講習会や避難訓練を実施する計画である。

[区分] Ⅲ-B-1 学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他物的資源を整備、活用している。

(a) 現状の記述

本学は同一の敷地内に4年制大学である美作大学を併設しており、施設、設備等の物的資源の自己点検・評価については4年制大学と併せて記述する。校地、校舎、運動場、体育館、情報処理教室、図書館等の施設は大部分は幼児教育学科と栄養学科、及び専攻科介護福祉専攻と4年制大学と共用であり学科専用の施設、教室については別途記載する。

本学の校地は、津山市北園町の平坦な土地に36,136.61㎡を、またこれより北約3kmの津山市大田に13,149.00㎡の未利用地(山林)、及び鏡野町奥津(本学より北西約20km)

に 29,384 m²の未利用地（山林）を所有している。短期大学設置基準で定められた必要面積は 2,400 m²であるが、併設の大学では大学設置基準に定める必要校地 8,560 m²である。従って、短期大学・大学のある北園町の敷地だけで設置基準を充分満たしており、3 敷地を合わせると、約 67,700 m²の超過である。

運動場は北園町の本学の同一敷地内に 18,163 m²のグラウンドを整備しており、全天候型 400m 陸上競技トラックとそのフィールド内を利用して陸上競技部（大学、同一法人の高校のクラブ活動）、サッカー部、女子ソフトボール部、軟式野球部の課外活動に利用している。

施設・設備を共用する併設大学を含めた本学の校舎面積は 16,966.86 m²であり、短期大学設置基準により幼児教育学科の収容定員 140 名の必要校舎面積 2,100 m²と、栄養学科の収容定員 80 名の必要校舎面積 2,000 m²、及び専攻科介護福祉専攻の定員 20 名を収容する必要面積 1,600 m²、合計 5,700 m²で、併設の大学を含めた必要校舎面積は 12,920 m²であるが、16,966.86 m²の校舎を要しており設置基準上は問題ない。

本学は昭和 26 年に津山市山北 50 に短期大学を開設し家政科を設置した。次いで昭和 29 年には岡山県下では最初の栄養士養成課程を設置し、その後社会情勢の変化に対応しながら、昭和 40 年に保育科（現在の幼児教育学科）を増設、昭和 52 年に短期大学部の校舎を建設し併設の大学と同じ現在の北園町に移転した。さらに改組、再編成しながら平成 14 年専攻科介護福祉専攻を設置し、現在の 2 学科と専攻科に再編した。平成 12 年に 4 年制大学を再編成し学生数が増加したため平成 15 年に本館を新築し、平成 19 年に体育館を改築した。それ以外の建物は築後相当の年数が経過し老朽化しており、古い建物にはエレベーターが無くバリアフリー化、耐震化工事と合わせた改修工事か、将来を見据えて改築かの課題があり、学園の長期計画の中で検討する必要がある。

専攻科介護福祉専攻は 4 号館を専用で使用しており、実習室、講義室は築後の経過年数も少なく課題はない。

附属図書館は 4 階建て、1,309 m²の延べ床面積があり、約 13 万冊の図書、約 1,400 点の学術雑誌、約 1,100 点の資料を整備している。図書館の席数は 130 席で、学生が自由に利用できるパソコンやタブレットを設置している。また、学生にはタブレットを貸し出すサービスを実施している。また、学生が持ち込んだノートパソコンがインターネットに接続できるよう無線 LAN のサービスを行っている。図書館も老朽化と耐震化の問題があり、現代的図書館機能を持ち合わせるように整備する課題があるが、平成 27 年度中に別途新築予定で現代的図書館機能を備えた「学園創立 100 周年記念館」の建設を検討しており、平成 27 年度前期を目途に新図書館が竣工する計画である。

屋内運動施設は、平成 18 年 3 月に 2 階建て体育館に改築し、1 階メインのアリーナは 1,502.95 m²、2 階のサブアリーナは 236.97 m²あり、1 階のアリーナはバスケットボール、バレーボールは同時に 2 面が利用できる。また、各種トレーニング機器を備えたトレーニング室(194.18 m²) やシャワールームも設置しており学生利用の利便を高めている。併せて体育教員の研究室を 2 室備えている。

各学科及び専攻科の専用施設は以下の通りである。

栄養学科

栄養学科では現場で活躍できる栄養士の養成を目的とする専門教室は食品学実験や生化

学実験を学修する実験室を1室と、調理実習、栄養学実習を行う調理実習室及び準備室を1室設置している。

幼児教育学科

幼児教育学科では保育士・幼稚園教諭として保育現場で活躍できる人材を育てる目的として講義室、演習室、実習室等を設置している。特に音楽系の能力を向上させるためにキーボード45台とグランドピアノ1台を備えた第一音楽室、ピアノの個人レッスン用の個室を33室、また声楽や身体表現能力を高めるためにグランドピアノ1台を備えた第二音楽室、図画・工作の表現能力を向上させるための実習・演習室として図画工作室を1室設置している。

専攻科介護福祉専攻

専攻科介護福祉専攻の専用教室については、実習室は2室で、介護実習室、入浴実習室を設置している。

(b) 課題の記述

本学の校舎は一部を除き老朽化が進んでいることや障害者の移動に不都合な箇所が多くバリアフリー化と併せて耐震化の問題がある。平成26年度には図書館機能を有する耐震化基準を満たす「学園創立100周年記念館」の建設に着手し、平成27年度前期には竣工予定である。また、現図書館については、平成28年度に耐震化工事を実施し、教室、演習室、同窓会事務室、学生の課外活動等に利用する予定である。他の校舎については改修を進めるか長期的視野に立ち改築するかの重要な課題があり、次年度以降学園全体で長期計画を検討する必要がある。

【区分】Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 現状の記述

経理課において固定資産台帳を作成し、資産の購入や除去を記録に基づき、施設設備、物品等の財産管理を行っている。施設設備、物品の運用及び維持管理は経理課が所管しているが、総務課を中心に各課室の協力を得ながら実施している。教室等の施設は、毎日事務担当者が交代で授業終了後に点検を行っており、専門的な保守管理が必要な施設設備(火災報知器、放送設備、エレベータ等々)は外部委託し定期点検を実施している。校舎周辺、校舎内の環境美化や小規模の修繕等は総務課の技術員三名(1名は二級建築士)が対応し、教室等の施設が支障なく使用できる体制を整えている。

施設設備は減価償却期間が終了し更新の必要な老朽化した資産も多いが、従来使用可能な資産は償却後も利用を推進してきた。しかし、老朽化した資産のうち機能的価値が滅失したものを区分整理し、更新する必要があると考えている。

火災・地震対策、防犯対策についてマニュアルは整備していないが、火災報知器等防災設備、危険物等については自主点検を行うとともに専門業者に定期点検を委託している。消防防災訓練は平成24年9月に実施したが、今後は隔年で防災訓練を実施する予定である。

防犯対策については、平日の 17:30 以降翌朝 8:00 までと休業日は警備会社に委託し、警備員が在駐し巡回し構内警備にあたっている。特に本学の位置する津山市を含めた岡山県北部は、犯罪や地震などの自然災害も少ない。こういった地域の性格上危機感が少ないため、ややもすると対策が甘くなる点、普段から充分留意して必要な対策・訓練の計画・実施を肝に銘じておく必要がある。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は「情報処理教育センター」で対策を検討し、ネットワーク運用室の職員が実務的に対応している。

学内の重要データ（学生の基本情報、成績情報や管理部門の機密事項データ）はインターネットに接続しない事務系 LAN サーバーに保存しているが、全教職員共通の外部ネットワークについては、「情報処理教育センター」指導の下でファイアウォール等必要なセキュリティ対策を行っている。また、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するために、毎月 1 回の職員会議で情報機器の操作やセキュリティに関する注意事項を説明、研修している。また、職員会議では十分理解できない場合は、ネットワーク運用室の職員が「ヘルプデスク」サービスとして教職員や学生に対し個別に操作説明やセキュリティ対策を実施している。

省エネルギー・省資源等環境保全の対策に関しては総務課、経理課が中心となってムダな電気使用のないよう学内への啓蒙活動を中心に行っている。これに関しては、電力会社と電力デマンド契約を結び、日常電力のモニターを経理課が行い、デマンドピーク前に総電力消費を抑制してデマンドピークを超過しないよう事務職員で協力して管理している。これを月に一度の職員会議では、デマンド目標の報告を行い職員全体に省エネルギーを呼びかけている。特に電力需要の多い時期である 7～8 月、12 月～2 月については効果的な方法である。また、使用していない教室の照明、エアコン、研究室の不在時の電気使用中断等々や特に、夏季の 6 月～9 月の間は一斉に「クールビズ」を実施している。また事務室の南側壁面をグリーンカーテン（参照：右写真）にし、省エネに心がけると共に、それを通じて教職員及び学生に省エネの意識を持ってもらうよう努めている。さらに照明器具を交換時期に合わせて漸次省エネ型に切替えてその目的を果たすよう努めているが、全体的には未整備の箇所が残っている。



(b) 課題の記述

当地域は自然災害が少なく犯罪の発生も少ない。地域柄自然と災害や犯罪に対する危機管理意識が少なく、定期的な啓蒙活動や防災防犯訓練が必要である。しかし本学では十分な訓練が行われていないので、学生を含み訓練の実施を検討している。

また、施設設備では、老朽化した資産のうち機能的価値が滅失したものを再点検し更新する必要があると考えている。

[テーマ] 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源**(a) 要約の記述**

本学短期大学部の学科・専攻科においては、全学的組織である情報処理教育センターと「情報処理教育センター委員会」が中心となり、教育課程編成・実施の方針に基づいた適切な学習成果を学生が獲得できるように、ハードウェア、ソフトウェア、人的資源の観点から学習環境を整備、更新し、サービスの拡充や見直しを行っている。また、円滑に学生情報を共有・参照するための学内データベースの構築や、学校運営に必要な情報共有のためのコミュニケーションツールあるいはストレージサービスの整備、提供、学生利用も含めた無線 LAN ネットワークの整備とセキュリティ対策の実施を行うなど、学内のコンピュータ資源やネットワークの整備を行っている。

(b) 改善計画の記述

栄養学科、幼児教育学科・専攻科とも、大学に比べて自習における教室利用やヘルプデスク、無線 LAN 接続サービスなどの利用が少ないが、こうした現状を踏まえ、情報処理教育センター委員会の委員を中心に「情報リテラシー」科目の教育内容の見直しを進める予定である。

[区分] 基準Ⅲ-C-1 短期大学部は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。**(a) 現状の記述**

本学では、全学的な組織として情報処理教育センターが存在し、各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づいた各種技術サービスや専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの導入計画の立案、維持・管理、運営、保守ならびに更新作業を行っている。

学科・専攻科レベルでは、大学に比べて情報機器や情報通信技術サービス等の積極的な利用が少なく、授業に関連しての要望も多くないが、学生が学習すべき実情に合わせて十分整備されている。

各学科・専攻科では、各学科・専攻科の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業等で学生に対し、必要な科目（栄養学科は「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」が選択必修科目、幼児教育学科は「情報リテラシー」が必修科目）を開講し、資格取得に合わせた内容の教育を実施している。この他、専門教育科目としては栄養学科で「栄養情報処理演習Ⅰ」「栄養情報処理演習Ⅱ」が開講されている。これらの授業においては、履修する学生の人数を考慮して情報処理教育センターの職員が指導補助員として配置されており、理解が不十分な学生のサポートを行っている。

また、併せて同センターでは学内においてヘルプデスクを開設しており、上記の授業以外においても随時、情報技術の取り扱いに関する学生からの質問等に対応し、問題解決へ

の支援を行っている。また、教員に関しても、学生同様ヘルプデスクを開設しており、授業ならびに授業以外の業務に関する情報技術上の質問等に随時対応している。

平成 25 年度現在、本学では全学共用利用施設の情報処理教育用教室として学内に 4 教室があるが、このうち、短期大学部・専攻科の学生が常時利用できる教室は 2 教室となっている。これらの全学共用利用施設の導入計画、維持、整備については、情報処理教育センター委員会が中心となって計画を策定し、設備の維持、整備は情報処理教育センターが担当している。

このほか、附属図書館 1 階の閲覧室内にも情報処理教育センターが情報機器を設置し、短期大学部・専攻科の学生が自習時や課外時間帯などで利用できるよう整備を行っている。また、3 号館 1 階ジュネスホールにおいては電源コンセントが使える自習コーナー（定員 34 名）を整備し、インターネット接続が可能な無線 LAN 接続サービスと併せて、学生個人が所有するノートパソコンの学内持ち込みに対応している。

情報処理教育センター委員会は基本的に年 2 回開催され、前期、後期ごとに情報処理教室やヘルプデスク、学内での無線 LAN 接続サービス、CEAS (LMS) システムの利用状況、貸与物やソフトウェアライセンスの管理などの各種サービスの運用状態を確認し、過不足や改善すべき点がないか検証を行っている。委員会での議論は次年度の整備計画に反映され、予算の獲得を通して実現化されている。

本学では、全専任教職員に対し、学内の専用ネットワークに接続されたパソコンとプリンタを 1 台ずつ貸与し、業務に利用する環境を整備している。このパソコンを通じて、教職員は学内の教育活動のための準備をはじめ、事務的な処理、ならびに指導上必要な学生の個人情報の閲覧等を行っている。

情報共有のためのシステムとして、インターネット接続が可能な端末から利用できる Web アプリケーションツールを導入しており、原則として学内での情報共有はこのシステムを利用することになっている。また、ファイル単位での共有に関しては、別途学内専用のストレージサービスを導入しており、こちらも専用ネットワークに接続されたパソコンから利用することができる。

本学では、学生が利用できる学内無線 LAN 接続サービスを提供しており、この管理・運営・整備は情報処理教育センターが担当している。このサービスは、学内に持ち込みが可能なノート型パソコンやスマートフォン、タブレット型コンピュータを所持している学生が申請すれば、自己負担なく利用することができる。また、通信可能なエリアは全学内となっており、学内で学生が利用することが可能な教室や図書館、体育館内ではこのネットワークに接続することができる。

学内無線 LAN 接続サービスを利用する学生に対しては、本学指定のウィルス対策ソフトウェアを無償提供しており、セキュリティ対策も併せて実施している。

学生支援を充実させることを目的として、学内の情報共有サービスから参照が可能な学生個人情報のデータベースを整備しており、専任教職員はこのデータベースを利用することで随時、教育上に必要な学生の個人情報を閲覧することができる。

本学では、全学での利用が可能な情報処理教室のうち、2 教室を短期大学部・専攻科の学生が利用できるようにしており、これまでのところ、使用上の支障は生じていない。マ

ルチメディア教室や CALL 教室については、コンピュータ教室がその機能を兼ねることができるよう整備している。

(b) 課題の記述

栄養学科は情報系科目の選択科目履修者が少ない傾向が続いており、履修を行うよう学生への働きかけを強化する予定である。幼児教育学科は開講授業が 1 科目のみと少なく、専攻科においては情報系科目の授業自体が開講されていない。授業以外でも短期大学部・専攻科の学生の自習時における教室利用、ヘルプデスクや無線 LAN 接続サービスなどの利用が学部と学生と比較すると少なく、それほど必要性がないことが見て取れる。これは各学科の専門性を鑑みて、授業内容にそれほど情報機器や情報通信技術サービス等を盛り込む必要性がないためであり、学科・専攻科の特徴ともいえる。

こうした現状を踏まえ、より適切な教育課程と内容が編成できるよう、情報処理教育センター委員会の委員を中心に、平成 26 年度より「情報リテラシー」科目の教育内容の見直しを進める予定である。

[テーマ] Ⅲ-D 財的資源

(a) 要約の記述

本学が教育研究活動の適切な水準を維持しながら永続的に運営して行くには、安定した財政基盤が必要である。そのために、本学園の帰属収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入及び補助金収入の安定的確保を前提として、基本金組入、積立金等を計画的に行いながら消費収支の均衡を図ることが必要である。本学は収容定員を満たす適切な学生数を確保しており、健全財政を維持しており適切に管理している。

基準Ⅰ・Ⅱで記述した通り、本学はいずれの学科・専攻科においても「建学の理念」、大学の「理念・目的」及び目標に基づいた教育を展開することにより、高い教育成果を上げてきている。今後も社会から求められる教育の質の向上に努め、卒業後、専門的職業人として地域社会の人々の生活を支える人材の育成に注力していくことにする。その成果により社会の評価が得られ、持続的に定員充足が達成され、健全な財政を維持することが可能となる。

(b) 改善計画の記述

財的資源の安定性のためには本学と共に併設大学の定員確保の継続性が課題となる。18 歳人口の急激な減少と競争環境激化の中で今後の展望は厳しいが、本学の教育成果や教育効果を生む学修環境を堅持しながら学生募集の更なる工夫を行い、定員確保に努める。また、中長期事業計画を策定し健全財政の維持に努めていく。

[区分] Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している

(a) 現状の記述

本学は、持続可能な学園経営を目指し、安定した財政基盤を確立することを目標に予算編成を行い、消費収支の均衡を図り予算執行している。

下の表は、平成 23 年度から平成 25 年度の法人全体と短期大学部門の繰越支払資金を除く資金収支及び消費収支である。

本学園は大学と短期大学部が同一敷地内にあり、大部分の施設・設備を共用している。また、教職員も大学、短期大学部一体となって学校運営にあたっている。計算書上では短期大学部門のみの実績ではマイナスとなっているが、これは平成 12 年度に短期大学部から大学へ改組転換を行った結果、短期大学部の定員数が大学と短期大学部を併せた全体の約 21%と少なくなったためである。このように短期大学のみで見ると財政的には厳しい現状ではあるが、地域社会で必要とされる人材養成という本学の使命、また本学が立地する地域社会からの強い要望も踏まえ、支出の抑制を図りながら、現在の教育体制を維持していくこととしている。

資金収支計算書

(単位：百万円)

部門別	法人全体			短期大学部門		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
資金収入	2,312	2,344	2,320	318	313	322
資金支出	1,971	2,011	2,064	335	348	370
収支差額	341	333	256	△17	△35	△48

消費収支計算書

(単位：百万円)

部門別	法人全体			短期大学部門		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
消費収入	2,278	2,283	1,933	318	320	207
消費支出	2,108	2,125	2,165	365	381	396
収支超過額	170	158	△232	△47	△61	△189

次に消費収支の詳細について述べることとする。本学園は、大学、短期大学部、高等学校、附属幼稚園を有しており、各校とも収容定員数及び入学定員数を確保できてきている。従って、学生生徒納付金収入は計画通り確保されている。平成 23 年度から平成 25 年度における財務比率は日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政（平成 24 年度版）」の「大学部門 単一学部 家政学部 P. 242」を参照し、消費収支計算書関係比率を比較した。

平成 23 年度から平成 25 年度の学生生徒等納付金比率は 70.3～72.4 と全国平均を下回る。これは補助金比率が高いことに起因している。また、帰属収支差額比率が平均値の 2 倍程度あるが、実際にはこれは施設等の更新等をできるだけ控えてきていることによる。

法人全体 消費収支計算書関係比率 (単位：%)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度 全国平均
学生生徒等納付金比率	70.3	70.8	72.4	74.7
補助金比率	22.4	22.1	20.9	15.4
人件費比率	59.1	58.4	60.3	57.1
教育研究費比率	25.5	25.1	26.3	30.1
管理経費比率	6.8	6.6	6.9	7.6
基本金組入比率	0.8	2.8	15.9	10.4
消費収支比率	92.5	93.1	112.0	106.6
帰属収支差額比率	8.2	9.5	5.8	4.5

平成 23 年度から平成 25 年度における財務比率は日本私立学校振興・共済事業団発行「今日の私学財政（平成 24 年度版）」の「財務比率比較表（大学法人） P. 42」を参照し比較した。

自己資金構成比率は 89.5～90.6%で推移し、全国平均を上回っており安定していると言える。固定資産構成比率は平均より低いものの、負債に備える資産の蓄積状況となる流動比率は全国平均を大きく上回っており、前受金保有率も全国平均を大きく上回っていることから、資産の蓄積は十分になされている。総負債比率も全国平均より低く健全な財政状況を維持している。今後も引き続き財政基盤の安定を図りつつ、毎年度の収支の均衡に注力し、施設設備の更新を行っていけるよう取り組んでいきたい。そのためには、安定的に学生を今後とも確保することが欠かせない。

法人全体 貸借対照表関係比率 (単位：%)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	全国平均
自己資金構成比率	89.5	90.1	90.6	86.9
消費収支差額構成比率	3.8	5.2	1.8	△10.5
基本金比率	99.6	102.4	109.3	97.1
固定資産構成比率	69.3	67.6	66.7	87.0
流動資産構成比率	30.7	32.4	33.3	13.0
流動比率	715.4	783.9	885.2	230.3
前受金保有率	819.0	879.3	981.7	311.7
総負債比率	10.5	9.9	9.4	15.1

これまで主に学園全体の財政状況について見てきたが、次に短期大学に目を向けてみたい。平成 23 年度以降、短期大学部の定員確保は継続的に行われている。定員確保の要因は、それぞれの学科・専攻科において、人材養成の目的に即した教育研究活動を全学的に取り組んできたこと、それに加えて進学支援制度による授業料減免にかかるところが大きい。

専攻科においては、少ない定員にもかかわらず定員確保が困難な状況が続いている。その原因の一つは経済的事情によるものであり、これに対処するために地元企業に進学支援の協力を働きかけた結果、平成 25 年度より地元の津山ロータリークラブから、平成 26 年度より地元の金融機関である津山信用金庫から合計 8 名の学生に支給型奨学金を受け取ることができるようになった。

先述の通り専攻科を含む短期大学のみでは収支均衡は図れないが、本学は併設する大学と一体となって収支均衡の予算編成を行い、教育研究経費、管理経費の削減に努めている。

短期大学部の入学定員と入学者

部門別	入学定員			入学者		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
短期大学	110	110	110	114	114	130
専攻科	20	20	20	17	14	15

本学は、教職員の退職に備えて退職給与引当金を引き当てており、期末要支給額の 100% から私立大学等退職金財団の掛金調整額を減算して計上している。同時に退職給与引当特定資産として計画的に積立を行っている。

次に本学園の資産運用面について現状を述べることにしたい。本学園の資金等の保有については、安全性を最優先とするため、現在は銀行預金に限っており、有価証券等の運用は行っていない。理事会、理事長の決裁事項となっている。老朽化した施設もあり、学園規模が比較的小さいこともあり、黒字の状態が続いている。

現在、収入の増加を図るため、資産運用収入において銀行の定期預金以外の有価証券等の運用の検討を行っている。元本保証等の安全が確約されているものに限り資産運用を行っていくことが必要である。本学が、これからも存続発展し続けるためには、学生生徒等納付金収入だけに依存することなく適度な資産運用益を得ることは重要なことである。今後はリスクとリターンのバランスを取って資産運用益を得るよう、新たな資産運用方針や資産運用体制を進めていく必要がある。

平成 23 年度～平成 25 年度の短期大学部における教育研究経費比率は下表の通りである。教育研究活動の継続・発展のためにこれからも収支の安定を図りつつ高い比率になることが望ましいと考えている。

教育研究経費支出

(単位：千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育研究経費支出 (a)	62,115	63,040	67,286
帰属収入 (b)	318,790	320,299	322,138
教育研究比率 (a) / (b)	19.5	19.7	20.9

施設設備関係支出

(単位：千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設設備関係支出 (a)	9,286	6,825	19,422
帰属収入 (b)	318,790	320,299	207,862
同上の比率(a) / (b)	2.9	2.1	9.3

平成 23 年度から平成 25 年度の短期大学部の収容定員と在籍数は下表の通りである。平成 23 年度以降安定して定員を満たしている。人材養成の目的に沿って、教職員一体となって専門職業人の育成を続けていること、その結果として例年専門職への高い就職率を確保していることにより、評価を頂いた結果であると認識している。但し、専攻科介護福祉専攻においては、定員数が少ないものの定員を満たすことが出来ていない。地元の金融機関等の支援を受けて定員充足に向けて努力が必要である。

収容定員充足率

(単位：%)

区 分	収容定員充足率		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学科(人数)			
栄養学科(80)	111.3	107.5	112.5
幼児教育学科(140)	107.9	100.7	112.1
合計(220)	109.1	103.2	112.3
専攻科介護福祉専攻(20)	85.0	70.0	75.0

(b) 課題の記述

本学では専攻科を除き収容定員充足率は過去から 100%を維持しており定員割れを起こしたことはない。短期大学と併設の大学は施設、設備を始め教員組織、事務局も大部分を共有しているため、大学・短大を合わせた場合、収容定員の約 70%を占める併設の大学に大きく依存している。

本学では短大単独での運営は行っておらず、常に大学と短大が一体となって教育面や財政面を考えていかなければならない。

[区分] Ⅲ-D-2 定量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し管理している

(a) 現状の記述

本学は、教育研究活動を目的としてその経費の大半は学生・保護者の納付金、国・自治体からの補助金や寄附金によって賄われている公共性の高い学校法人であり、安定的な財

政基盤と永続的な運営が求められている。経営実態を把握し学校経営の健全性を確認する上で「学校法人活性化・再生研究会」が取りまとめた公表した経営判断指標に照らし合わせて本学園の経営状態を判断すると「A3」の段階に属し概ね健全な財政状態である。

◇経営判断指標に基づく経営状態

- ・教育研究活動のキャッシュフローは2年連続の黒字である
- ・借入金はない
- ・帰属収支差額は黒字である
- ・帰属収支差額比率は10%未満であるが数年来黒字である

また、本学が教育研究活動の一定水準を維持しながら、これを永続的に行っていくためには、安定した財政基盤が不可欠であり、帰属収支差額を黒字になるよう毎年度の予算編成を行っている。予算編成では、帰属収入の大半を占める学生生徒等納付金収入、補助金収入の安定的確保を前提に基本金組み入れ、積立金等を計画的に行い、消費収支の均衡を図るよう努めている。帰属収入においては、学生生徒等納付金収入以外の外部資金、補助金、寄附金等の増収を常に目指し、支出面では有期雇用契約者の活用により人件費の削減や、教育研究費の見直し、管理経費の抑制を図りながら収支の均衡を保っている。

短期大学は「食と子どもと福祉」のキャッチコピーの通り、栄養学科と幼児教育学科、専攻科介護福祉専攻があり、併設の4年制大学と同系列の学科を設置している。本学の教育施策と教育成果が一定の評価を受けており、社会的ニーズを満たしている結果、立地条件の不利な地域であるが、今までの定員確保につながり、学生納付金等収入の安定的確保が実現されてきた。

近年、短期大学進学率の減少が続いており、全国的には定員割れが目立つ短期大学であり、厳しい環境は改善が望めない。しかし社会的要請に応えるよう教育の更なる充実、教育研究機能の一層の改善や学生の満足度の向上を図り、さらに魅力ある短期大学を目指すものである。

教育研究実績を上げることと同時に、その高い実績を自らの大学のブランドとして、効果的にPRに活用することが、安定した学生確保には何よりも重要である。

現在オープンキャンパスは年5回実施しており、オープンキャンパス充実の工夫を行うことで参加者からの志願率を高めている。また、テレビコマーシャルと併せ中国、四国地区、京阪神西部、沖縄地区への高校訪問を実施し、本学の教育成果と魅力をPRし受験生を確保することに努めている。また、高校から出前講座の要請にも積極的に応え、高校との信頼関係の構築を図っている。さらに、多様な奨学金制度を充実・活用させていることが学生募集の成果に繋がっている。

中長期財務計画の策定はしていないが、教職員の年齢層等を勘案しながら人員計画、採用計画を行っている。教員数は設置基準を確認しながら数年後の年齢構成、職位を見据えた採用を行っている。また職員については、有期雇用契約者の活用と年齢層等の偏りを中途採用等、補強人事で対応している。

外部資金の獲得状況は下表の通りである。本学では、地域貢献や人材養成・福祉介護の啓発を行う補助金への申請を行い採択されている。私立大学等経常経費補助金においても特別補助金の対象となり外部資金の増加となるように努めている。短期大学は小規模で教

員数が少ないため採択が少ないが、4年制大学と共に外部資金の獲得に努めている。

外部資金獲得状況

(単位：千円)

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
文部科学省科学研究費補助金	0	0	0
大学改革推進補助金	0	0	0
岡山県補助金	814	1,403	514
私立大学等経常経費補助金	58,312	65,089	59,580
一般補助金	54,352	58,999	54,470
特別補助金	3,960	6,090	5,110

私立大学等経常経費補助金の支給対象である短期大学の定員の割合は下記の通りであり、交付基準の範囲内であり適切に定員管理を行っている。なお、栄養学科、幼児教育学科の経費の配分は学生数比によって按分を行っている。

(1) 収容定員に対する在籍学生の割合

(単位：%)

人数 (定員)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
栄養学科(80)	111.3	107.5	112.5
幼児教育学科(140)	107.9	100.7	112.1

(2) 入学定員に対する入学者の割合

(単位：%)

人数 (定員)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
栄養学科(40)	1.10	1.02	1.20
幼児教育学科(70)	1.00	1.04	1.17

本学は、公共性・公益性の高い存在であることを自覚し、関係法令等を遵守すると共に社会的責務として教育研究活動をはじめとして管理運営等の透明性、適切性を高め、常に積極的に情報公開を行い、社会に対する説明責任を果たすことを目標としている。私立学校法 42 条第 2 項及び寄附行為 32 条第 2 項に基づいて、財務情報に関しては引き続きホームページ等で公開すると共に本学関係者には学内広報誌「学報みまさか」により情報公開し、さらに学生には一定期間掲示版で公開し、ステークホルダーからの情報開示請求にも対応することとしている。

また、学校教育法施行規則に定められた学校情報の公開についてもホームページで適切に掲載している。

(b) 課題の記述

短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増している。近年、相当数の短期大学は四年制大学に改組し短期大学数は減少しているが、その多くは定員確保に苦慮している。本学では定員は確保しているものの、一時期と比べ受験者数は減少している。

しかしながら未だ短期大学士は一定の役割と需要があり、地域社会からもその存在を評価されている。特に本学のキャッチコピーである「食と子どもと福祉」の分野においては生活に密着した専門職を要請しており今後も需要があると考えている。今以上に教育力、教育効果を高め広報、学生募集を強化しつつ、今後の国の行政動向を見極めながら地域社会のニーズに合致した短期大学の将来像を検討する。

◇基準Ⅲについての特記事項

特になし

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

(a) 要約の記述

本学の健全で持続的な発展のためには、法人の理事長と学長の緊密な連携と両者による強いリーダーシップに併せて、その業務運営の監査・チェックを果たすガバナンスが重要になる。理事長の短期大学を含めた学園運営については理事会、評議員会及び監事はその任を担っており、学長の短期大学部運営については、経営会議、部科(課)長会議、とりわけ教授会がその重要な役割を果たしている。

理事会は学校法人の最高意思決定機関として理事長の運営をチェックすると共に、重要業務の執行を決定する。評議員会は、決算及び事業の実績に対し意見を収集・交換する場として機能している。監事は、業務監査としてすべての理事会、評議員会に出席し、理事会の動向、評議員の意見等を確認し、財務監査についても毎年5月に公認会計士の意見を聴取し、決算書類・財産目録等に基づいて会計監査を行っている。経営会議の検討事項の一つが本学の教学の方向性や課題の検討・協議であり、それを受けて部科(課)長会議で必要な事項について教授会への提案内容について協議し、承認された議案について教授会に提案し決定している。このように各種会議委員会は、それぞれの規程に則り、本学の教学について審議を尽くす場として機能している。

本学園及び本学は、私立学校法等の法令を遵守し、加えて、自主努力を通して、理事長及び学長が強いリーダーシップが発揮できると共に、監査制度や会議相互間のチェック機能により、健全な発展が図れるよう取り組んでいる。

ガバナンスについても、現在3人の監事が就任し、法令で定められた監事の職務、即ち学校法人の業務、財務の状況について適切に運営されているか否かをチェックし、その上で理事会、評議員会で意見を述べ、監事としての役割を適正に果たしている。

理事会の諮問機関として重要な役割を有する評議員会についても、関係法令及びそれに基づく本学園の寄附行為の中で評議員の選出・人数そして評議員の役割等について規定し、それに基づいて適正に運営している。

学長は学則で定められた教授会で審議する事項は当然のことであるが、我が国の高等教育の充実へ向けた中央教育審議会の議論や答申、それを受け文部科学省の大学教育改革に関する諸施策に常に注意を払い、本学が学士課程の教育改善・充実のために取り組む必要のある事項についても、手続き上必要な会議・委員会での議論を促し、教授会での議論を経て速やかに実行に移すことを心がけており、リーダーシップを発揮している。

なお、三つの方針については必要な手続きを踏んで制定したが、学則上に位置づけがなされていなかったため、早急に改善を図ることとする。また、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの記述についても改善を図る。

学校法人においては日常的に理事長と学長が相互に意思疎通を図りながらリーダーシップを発揮し本学園のガバナンスは適切に行われている。監事は公認会計士と意見交換しながら財政状態のチェックし、理事会、評議員会に出席し業務執行状況を監視している。評議員会は寄附行為に基づいて選任された評議員により構成され、理事会の諮問機関として機能しており、法人の管理運営を監督する仕組みが確立している。また、本学では理事長

が招集する「経営会議」を毎週開催し、理事会と教授会との意思決定並びに事務局執行での確認、調整機関として機能している。

(b) 行動計画の記述

三つの方針の学則上の位置づけについては、平成 25 年度中に部科(課)長会議に諮り、教授会の議を経て 3 月末の理事会で学則の改正の承認を得ることとする。また、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては、部科(課)長会議に諮り、教授会の議を経て、平成 26 年度中に学科毎のポリシーを定める。

安定した財政基盤を確立するために、長期資金運用について事務局関係機関で本年度中に計画すること、併せて継続的に広く寄付金を募ることが課題であり、平成 27 年度の学園創立 100 周年記念を契機に実現へ向けた計画を立案する。

[テーマ] IV-A 理事長のリーダーシップ

(a) 要約の記述

理事長は、「建学の理念」に基づき、学校法人が設置する学校の教育研究活動により、少子高齢化の進行の中で様々な深刻な課題に直面している地域社会の人々の生活の向上に貢献できる人材の養成に意を注いできている。そして、社会から本学校法人が必要であるとされる持続的な存在であるため、より充実した質の高い教育研究の推進に努めながら、安定的な経営を行うため、強いリーダーシップを発揮している。

(b) 改善計画の記述

特に改善計画を認識していない。

[区分] IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している

(a) 現状の記述

理事長は「建学の理念」を深く理解し、学校法人が設置する学校の教育活動により社会に貢献できる人材の養成を行い、地域社会から学校法人が必要であるとされる存在であり続けるため、学校の長との緊密な連携を心がけている。具体的には理事長・学長・事務局長・理事である広報部長及び前理事で学生・就職部長の 5 人からなる経営会議を毎週 1 回開催し、各種の重要な懸案事項について検討することで、より充実した質の高い教育研究を推進しながら、安定的な経営を行うため、強いリーダーシップを発揮している。

理事会は 12 人の理事で構成され、より質の高い教育を目指し、安定した学校経営を行うために、理事には「建学の理念」を十分に理解し、高い見識・学識を持った理事を選任している。理事会は最高意思決定機関として、学校法人の重要な事項が適正に実行できるよう、強い責任意識を持ってその役割を果たしている。理事長はその理事会の長そして学校

法人の責任者として、設置する附属幼稚園、高等学校、短期大学部及び大学間の連携協力と教育の充実に努めている。平成12年における大学・短期大学部の改組、その後の男女共学化、また大学院の設置を推進、そして現在は平成27年の学園創設100周年へ向けた取組み、それを契機とした本学園の新たなステージへの飛躍へ向け、強いリーダーシップを発揮している。

また、学校法人の代表責任者として、健全な財務体質のための効率的な資金管理、法令に則った学校法人の業務の遂行、諮問機関である評議員会への報告等、学校法人の健全な運営に尽力している。具体的には、理事長は、会計年度終了後2ヶ月以内(例年5月中旬)に監事の監査を受け、5月下旬に理事会を開催し、決算案及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を議決している。その後、理事会開催の同日に評議員会を開催し、決算及び事業の実績を報告し、評議員の意見を求めている。

私立学校の設置者は学校法人であり、学校法人の最高意思決定機関は言うまでもなく理事会である。短期大学の運営に学校教育法・私立学校法などにより法的な責任があることを、理事会は十分に認識しており、学校法人を代表し学校法人の業務を総理する理事長の業務運営をチェックし、学校法人の運営に強い責任と役割を果たす必要がある。

理事長は、この理事会を適正に行うため、私立学校法及び寄附行為に基づき理事会を開催し、議長となり、学校法人の重要な業務について理事の判断を受け、執行の決定を行っている。

理事会の業務については、寄附行為第16条第2項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。この規定に基づいて学校法人の管理・運営に関し必要且つ重要事項である学科の改組、収容定員の変更、学則の改正、運営に伴う予算・決算の承認、事業計画の承認等について理事会で審議し、執行する業務を決定している。

理事会の開催については、寄附行為第16条第3項に「理事会は、理事長が招集する。」、同条第7項に「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と規定している。この寄附行為の規定により、理事長は理事会を招集し、議長を務めている。また理事会議事録については、第17条第1項で「議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。」と規定し、同条第2項の規定に則り、作成した議事録は出席した理事全員が署名押印した上で、法人事務室に常備している。

理事会は、短期大学の教育研究活動等について一定の基準に達しているかどうかをチェックし、短期大学が自ら改善を図ることを促すため、定期的な自己点検・評価の実施に関心を持つのは勿論、認証評価機関による第三者評価の受審について、平成19年度及び平成26年度の重要な事業計画として、受審前年度の経営指針に盛り込むことを議決した。平成19年度の受審については、理事会で学長及び事務局長から、受審へ向けた取組の進捗状況、評価員による訪問調査時の状況、審査の結果の内示、評価結果の報告が行われた。このように、理事会は第三者評価の重要性を十分認識しており、短期大学に第三者評価を受けさせる役割を果たし、調査の経過、評価結果の確認を行った。

学校法人は高等教育の動向をめぐる諸情報の収集に努め、それらの情報を下に、今後の大学教育・進む方向などについて検討する必要がある。本学園では学内理事を中心に所属

する協会からの情報、中央教育審議会の大学分科会等の大学教育や大学のあり方に係る審議結果の答申、それら答申を踏まえた文部科学省からの通達、他の短期大学の動向など幅広く情報を収集している。そのため、所属する協会の主催する研究・協議会への出席、また、通知文書の関係部署の責任者への回覧などにより重要な情報の共有に努めている。学外の理事は、短期大学の評価、短期大学に求められるものなど、学外から見た情報を提供している。

情報公開については、私立学校法第 42 条第 2 項の規定に基き、寄附行為第 34 条第 2 項において「この法人は、前項の書類及び第 15 条第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と規定し、法人事務室に財産目録、貸借対照表等の書類を常備し、請求者が閲覧できるようにしている。更に財産目録等は本学ホームページに掲載、また、大学が発行している広報誌「学報 みまさか」にも掲載し、幅広く財務情報の公開を行ってきている。

理事会は、学校法人の運営及び短期大学の運営に必要な規程として、「学校法人寄附行為」、「学校法人美作学園就業規則」、「学校法人美作学園就業規則実施規程」等を制定し、それに則った運営に努めている。

理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、近親者選任の禁止、欠格者の任用禁止等の法令を遵守し、外部理事を含み、適正に選任されている。

選任された理事は、本学の「建学の理念」を十分に理解しており、高い見識・学識を有した者であり、法令に基づき適切に構成されている。

理事の定数は、寄附行為第 6 条で 6 人以上、13 人以内と規定しており、現在理事は 12 人である。その内訳は内部理事 8 人と外部理事 4 人となっている。

内部理事の 8 人の内訳は、法人の事務局長 1 人、大学・短期大学部の事務局長 1 人、法人の設置する大学・短期大学部学長と高等学校長及び附属幼稚園長各 1 人、大学・短期大学部の広報部長(教授)1 人、高等学校の事務長 1 人、元附属幼稚園長 1 人である。

このように内部理事は、学校法人が設置する学校を運営する経営層の役職を持つ理事であり、当然ながら学校法人の「建学の理念」を十分に理解しており、教育目的、運営方針に基づき適切な学校法人の運営に当たる学識、経験を有している。

外部理事の 4 人は、高等学校の卒業生(同窓会長)1 人、前岡山県県議会議員 1 人、一般企業役員 2 人であるが、4 人共に学校法人の「建学の理念」を十分理解し、学校法人の健全な経営について高い学識及び見識を有している。このように理事は学内・学外理事共に理事の業務・責任を充分自覚しており、理事会への出席についても良好である。

理事の選任については、私立学校法第 38 条第 1 項で理事として選任される者を規定しており、第 1 号理事は学校法人の設置する私立学校の長、第 2 号理事は学校法人の評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者、第 3 号理事は寄附行為の定めるところにより選任された者となっている。

この私立学校法の規定に基づき、理事の選任の規定を寄附行為第 6 条第 1 項において規定している。

「理事は次の各号に掲げる者とする。

- 1 校長で理事となる者は1人とし、理事会において選任する者 1人
- 2 評議員のうちから、選任される者 2人以上、5人以内
- 3 理事会において理事総数の過半数の議決により選任する者 3人以上、7人以内

この規定に基づき、本法人理事は第1号理事1人、第2号理事4人、第3号理事7人、計12人としている。これら理事の任期は、寄附行為第8条第1項で2年とすることを規定し、第2項において再任されることができると規定し、この規定に基づいて選任が行われている。

学校法人の管理運営が適正に行われているかを監査する重要な役割を担っているのが監事である。この監事の選任については、寄附行為第5条第2項において3人または4人と規定し、第7条において理事や職員または評議員以外の者で、理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任すると規定し、この規定に基づいて行っている。現在監事は3人で、2人は大学及び短期大学部の各同窓会長、1人は隣接する市の前市長である。監事は私立学校法で定められた監事の職務・役割を十分理解し、法人の財産の状況や理事長を含めた理事の業務遂行の状況等を監査し、その結果を理事会において報告している。

学校教育法第9条の規定は、成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑に処せられた者等は校長又は教員になることができないことを規定している。

私立学校法第38条第8項には、「学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に準用する。」と規定されている。

この私立学校法の規定に基づき、役員退任の規定として、寄附行為第10条第2項に「役員は次の事由によって退任する。」と定め、同条同項第1号「任期の満了」・第2号「辞任」に加え、第3号に「学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と規定しており、学校教育法第9条の校長及び教員の欠格事由の規定が、寄附行為に準用されている。このことから役員(理事及び監事)は、正常な判断をできない状態にある場合、あるいは禁固以上の刑に処せられた場合など、私立学校法に定める欠格事由に該当した場合、役員を退任することとしている。

(b) 課題の記述

特に課題について認識していない。

[テーマ] IV-B 学長のリーダーシップ

(a) 要約の記述

学長選考規程に基づき選考された短期大学部の学長は、「建学の理念」、短期大学部の「理念・目的」及び教育目標に沿って、教育研究の質の充実・向上は勿論、教職員による学生の教育・生活及び就職支援の充実に向けて努力している。

経営や運営の重要な事案については、理事長を含めた経営会議において検討、教授会での審議事項については、教務、学生・就職及び広報の3部長や事務局長と緊密に連携を図

りながら、事項により担当の委員会で原案の作成を要請し、それらを部科(課)長会議で議論した上で、教授会に諮る手続きを踏みながら、学長の考えが反映されるよう規程に基づく手続きを踏んで、意思決定が行われている。また、日常的な事案については、関係部長の下での委員会と事務部門、あるいは学科で検討し、その結果の報告を受け了承している。このように、学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制としている。

(b) 改善計画の記述

課題としてあげたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーの三つの方針について、学則の中で何ら触れられていないことについては、平成 25 年度中に必要な手続きを踏んだ上で学則改正を行い、改善を図ることとする。また、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては、平成 26 年度中に学科毎のポリシーを定める。

【テーマ】 IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 現状の記述

学長は、「美作大学・美作大学短期大学部学長選任規程」の規定に基づき選任され、美作大学の学長を兼務している。学長の任期については、同規程の第 3 条第 1 項で、「学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合、任期は 2 年とし、再任 2 回を限度とする。」と、同一人による学長職は最長 8 年間と制限を設け、取組の継続性を保証するとともに、他方では同一人によるあまりに長期にわたる学長職の弊害を防止する規程としている。

第 4 条において、学長候補者は「学識、経歴、人格、識見等において、本学学長として適任と思われる者」と規定しており、それに則って教授会の議を経て、理事会が決定することとしている。学長は「建学の理念」・大学の「理念・目的」及び教育目標に基づく教育研究の推進に意を尽くし、そのことを通して、本学の向上・充実に向けて次のような取組に尽力している。

学長は、本学の「理念・目的」及び教育目標に沿い、かつ各学科等の教育目的・目標を達成するために、教務部長・学科長等と連絡を密にしながら、教員の採用人事や昇任人事、教員の教育活動(カリキュラム、シラバス、授業方法、内容、成果等)について、個別具体的に指示・示唆を与え、各学科等の資格・免許に必要な教育課程についての全般的な把握は勿論、教育の状況やその成果についての全体的な把握と更なる充実に常に努めている。研究活動の保証・推進については、基準Ⅲの A：人的資源で前述した通りであり、十分な支援に心がけている。

教育研究上の事項や学生支援に係る事項については、内容によっては教務部長や学生・就職部長が各学科長等へ学科会議での審議を要請、また、学科等個々の教育に関わる事項については当該学科等での学科長主催の学科会議での審議を経て、関係委員会へ審議結果

が提案され、委員会はこれについて検討し、重要な議案については学長が主催する部科(課)長会議に提案し、承認を得る手順を踏んでいる。そして、教授会の審議事項に係る議案については教授会に諮り、教授会の議を経て決定している。

アドミッションポリシーに則った学生の受入のための入学試験のあり方、更には私立大学の経営基盤の要である入学定員を確保するための学生募集広報活動についても、それぞれの担当責任者や部署と情報の共有に努め、本学の教育目的に沿った学生の受入、定員確保の方策策定や実施に常に心がけている。

そのため、部科(課)長会議、入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会等重要な会議・委員会の委員長となり、重要な事項についての現状や課題の把握、更には進むべき方向性を示すよう努めている。

また、本学のように地方小都市に立地する大学にとっては、地域社会との産官学の連携による貢献は特に重要な課題であり、地域社会からも強く求められている。学長はそのことを深く理解し、上記の学内における重要事項へのリーダーシップに加え、津山圏域工業会顧問・つやま新産業創出機構顧問及び津山食料産業クラスター推進協議会会長として、一定の役割を果たしている。

このように、学長は教育研究・学生支援の全体の状況を視野に入れつつ、個別の問題への対応も行っており、リーダーシップが十分に発揮できる仕組みになっている。

教授会は、美作大学短期大学部学則第 50・51 条及び美作大学短期大学部教授会運営規程に基づき開催している。教授会は同運営規程の定めにより、定期的に学長がこれを招集、開催し、学則で定められた教育課程に関する事項、教員の資格及び任免に関する事項、教育及び研究に関する事項、学生の入学・休学・復学・退学・転学科・転学及び除籍に関する事項、学生の試験及び卒業・修了に関する事項、学生の褒章及び懲戒に関する事項などの教育研究上の事項について、学長が議長となり、審議している。

教授会運営規程第 3 条に定めるように、定例の教授会は 4 月・7 月・9 月・10 月・11 月・12 月・2 月・3 月に開催しているが、年度末の 2 月と 3 月については、入学試験判定や卒業判定、また年によっては急を要する教員採用人事など多くの重要案件が山積することもあり、それぞれ 2 回ずつ開催している。これら定例の教授会に加え、必要に応じ臨時の教授会も開催できることとしている。開催回数は、平成 24 年度は 11 回(臨時教授会 1 回を含む)、平成 25 年度は 10 回である。また、教授会の審議事項については、予め教授会の諮問機関である部科(課)長会議に諮り、そこでの議を経た議案について審議することとしている。

議事録については、教授会の議事内容を記録するため、総務課で記録し、その記録したものを教授会で指名された議事録書名人が点検・確認の上、議長である学長及び議事録書名人が署名・押印した上で、総務課で保管管理している。なお、教授会での決定事項について、教職員が理解しておくことが重要であることから、パスワード保護を施した電子文書として学内の共有システム上で閲覧できるようにしている。なお、議事録の閲覧については、教授会の諮問機関である部科(課)長会議についても同様に行っている。

三つの方針については、平成 17 年度制定の本学の「理念・目的」、教育目標、そして平成 19 年度に制定した学科・専攻科の人材養成の目的・教育目標を踏まえ、平成 21 年度に

部科(課)長会議での議論、そして教授会での慎重な議論を経て決定された。平成 22 年度からは、三つの方針の内ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーは『履修要項』の冒頭に掲載し、教職員及び学生に周知を図り、アドミッションポリシーについては『募集要項』に掲載、併せて本学ホームページでも公開し、広く社会に対し、また特に、本学への受験を考えている生徒とその保護者の方々への周知に努めている。

本学では、教育研究・学生支援上の各種委員会を大学と合同の委員会として設けており、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。主な会議・委員会としては次のようなものがあり、平成 25 年度におけるそれぞれの開催回数は以下のとおりである。なお、入学試験委員会、就職委員会そして学生募集委員会など重要な委員会については、本委員会に先だって小委員会を開催し原案を作成したり、就職委員会及び学生募集委員会についてはその他に就職先開拓訪問や学生募集高校訪問へ向けた勉強会や訪問後はその報告会等を開いている。

委員会	規程	平成 25 年度
部科(課)長会議	部科(課)長会議規程	10 回
入学試験委員会	入学試験委員会規程	3 回
就職委員会	就職委員会規程	4 回
学生募集委員会	学生募集委員会規程	4 回
自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会規程	5 回
ファカルティ・ディベロップメント委員会	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	2 回
図書館運営委員会	図書館規程	3 回
情報処理教育センター委員会	情報処理教育センター規程	2 回
人権教育委員会	人権教育委員会規程	0 回
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止等に関する規程	0 回
予算委員会	予算委員会規程	2 回
職員研究助成審議委員会	職員研究助成審議委員会規程	1 回
教務委員会	教務委員会規程	12 回
学生委員会	学生委員会規程	7 回
教職課程委員会	教職課程委員会規程	1 回
紀要編集委員会	紀要編集委員会規程	4 回
公開講座企画運営委員会	公開講座企画運営委員会規程	5 回
研究倫理審査委員会	研究倫理審査規程	10 回
動物実験委員会	動物実験委員会規程	0 回

(b) 課題の記述

既述のように三つの方針については、平成 17 年度の大学の「理念・目的」、教育目標の制定、次いでそれに基づいて平成 19 年度の学科・専攻科の人材養成の目的及び教育目標の制定に続いて、平成 21 年度には学科等での議論、部科(課)長会議での議論、そして教授会

での慎重な議論を経て決定され、平成 22 年度からその周知を図ると共に、それに基づいた教育、学生募集や入学試験を進めている。ただこれら三つの方針については、必要な一連の手続きを踏んで制定はしたわけであるが、学則の中でそのことについて述べていない現状である。言わばその根拠規定がない状態で、現在に至っている。このことの速やかな改善を図ることが課題である。また、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーについては、短大全体の方針だけが記述されているので、学科ごとのポリシーを記述する必要がある。

【テーマ】 IV-C ガバナンス

(a) 要約の記述

学校法人においては設置する学校の管理運営を適切に行うために、先述の通り理事長と学長がリーダーシップを発揮し、本学園のガバナンスは適切に行われている。監事は定期的に公認会計士と意見交換を行って予算執行の確認、会計監査、財政状態の監視を行っており、さらに理事会、評議員会に出席し業務の執行状況を確認している。評議員会は学校法人の教職員、学校法人の設置する学校の卒業生、学識経験者による評議員で構成し、理事長の業務執行状況の監視機能を果たしている。また事業計画に基づき予算作成、予算執行、公認会計士監査、教育情報・財務情報の公開など適切に行っており法人の管理運営を監督する仕組みが確立している。

さらに、本学は小規模の短期大学であり、理事長、学長、学生部長、就職部長、事務局長、及び理事長が指名した者で構成する「経営会議」を毎週水曜日に開催し、理事会と教授会との意思決定並びに事務局での執行状況に齟齬がないよう確認、調整機関として機能している。

(b) 改善計画の記述

資金運用については安全性が第一であるがこれまで十分な努力を行ってきたとは言えない。低金利時代が当面継続することが予想されており、学園の永続的運営に資するよう長期資金の運用について安全第一を基本とした資産形成を検討すること、併せて継続的に広く寄付金を募ることを課題として平成 27 年の学園創設 100 周年記念事業を契機に実現するよう努力する。

【区分】 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現状の記述

寄附行為に定める監事の定数については、第 5 条第 1 項第 2 号に「監事 3 人又は 4 人」と規定され、現在 3 名の監事が就任している。

監事は寄附行為第 14 条に定める監事の職務に基づき、学校法人の業務、財務の状況につ

いて適切に業務を行っており、学校法人の運営に重要な役割を果たしている。

業務監査については、本学園監事はすべての理事会、評議員会に出席しており、業務が適切に運営されているか否かをチェックしている。その上で理事会、評議員会の席上で意見を述べている。また、監事の監査を適正に実施するために、毎年実施される「学校法人監事研修会」（文部科学省高校教育局主催）に参加を求めており、3名の監事の内2名が参加している。

財務監査については、例年の決算業務等の監査のために5月に監査会を実施し、公認会計士と同席し意見交換の機会を設けている。また、毎年11月中旬に中間監査を実施し、監査会において公認会計士と意見交換を行い、また適宜意見を述べている。

以上のように3名の監事は、適切に業務監査、財務監査を行っている。

全ての理事会の開催に際し、3名の監事に理事と同様に開催通知により出席を求めており、開催された理事会、評議員会に出席し、議案の内容、審議状況を聴取し、評議員会での意見を理事会で確認している。また、場合によれば意見を述べることもある。なお、出席を求めた理事会等については、いずれの監事も出席状況は良好である。

監事は、学校法人の業務について、理事会、評議員会に出席し、学校法人の重要な業務について理事会の動向、評議員の意見に問題がないか把握に努めている。

財産状況の監査については、主に勘定元帳、会計帳票類、銀行預金通帳・証書、決算書類、財産目録等を確認し、運用資産の実査や施設設備の整備状況、資産の運用方針、運用状況等についての説明を受けている。また、公認会計士には監査状況について意見を聴取していることは先述のとおりである。

監事は、これらの業務を行い、私立学校法及び寄附行為の規定により、学校法人の業務、又は財産の状況について、毎回会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2ヶ月以内に理事会、評議員会に提出している。

(b) 課題の記述

特に課題について認識していない。

【区分】 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現状の記述

評議員会については私立学校法に基づき寄附行為第四章「評議員会及び評議員」で組織、開催方法、議事録、諮問事項、役員への意見具申、選任方法、任期、解任及び退任等が規定されている。

評議員会では、理事会への重要な諮問事項である予算（補正予算を含む）、事業計画のほか、必要に応じて諮問される寄附行為の変更、重要事項である学部学科の設置・改組等についても理事長が評議員に意見を求め、また、毎年度決算について意見を述べるなど、評

議員会は理事会の諮問機関として適切に運営している。

本学園の評議員会の組織については、私立学校法第 41 条第 2 項に「評議員会は、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって組織する」と規定されている。この規定に則り、本学園の寄附行為に定める役員については、第 5 条第 1 項に「この法人に次の役員を置く。(1)理事 6 人以上 13 人以内、(2)監事 3 人又は 4 人」と規定している。また、評議員会については第 18 条第 1 項に「この法人に、評議員会を置く。」、第 18 条第 2 項に「評議員会は、27 人以上 31 人以内の評議員をもって組織する」と規定している。

以上のとおり寄附行為における理事の定数は 6 人以上 13 人であり、評議員の定数は 27 人以上 31 人以内となっており、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える評議員で組織されている。

開催については、第 18 条第 3 項に「評議員会は、理事長が招集する」と規定しており、理事長が評議員会を招集し、同第 7 項の規定により議長は「評議員のうちから評議員会において選任し」協議している。

評議員の選任については第 22 条第 1 項 1～4 号に規定している。

「評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において理事総数の過半数の議決により選任される者 6 人又は 7 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決により選任されるもの 6 人又は 7 人
- (3) 理事の互選で定めた者 5 人又は 6 人
- (4) この法人に関係のある学識経験者のうちから、第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により選任された評議員の過半数により選任される者 10 人又は 11 人」

以上のように私立学校法第 44 条の規定に従って寄附行為に選任する評議員の区分を定めており、評議員の選任は適切に行なわれ組織されている。

次に、評議員会の運営について現状を述べることにする。私立学校法第 42 条第 1 項では、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項を規定している。この私立学校法の規定を受けて寄附行為では理事会の評議員会への諮問事項の規定として第 20 条に規定している。

「次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) この寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」

以上のとおり、私立学校法第 42 条第 1 項の規定により、理事長から評議員会への意見聴取を行なうことを定めている。

評議員会は理事長からの諮問事項について意見を述べることとなっているほか、理事会及び評議員会の議決による学校法人の解散については、寄附行為第 37 条第 1 項の「この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。」、同条同項第 1 号に「理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決」と規定しており議決を行なうことになっている。

また、評議員の解任については、寄附行為第 24 条第 1 項に規定している。

「評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

このように、評議員の解任は、議決を行なうことになっている。

評議員会は、5 月（前年決算）、9 月、11 月、3 月（次年度予算）に開催しており、また、寄附行為の定めにより必要が生じた場合は随時開催している。

(b) 課題の記述

適切に運営しており、特に課題は認識していない。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現状の記述

私立学校の公共性を一層高め、学校法人運営制度の改善を図るため、平成 17 年 4 月に私立学校法が改正、施行された。これは私学経営の透明性を図り、理事会の業務をチェックする監事による監査制度や評議員会の機能を明文化することで相互牽制によるガバナンスの強化を目指すものであり本学では監事 3 名が担っている。

また、年 2 回の法人監査の際、監事と公認会計士は適宜懇談会の場を設け、法人業務の履行状況や財務状況の全般について意見交換を行い監査の適切性を維持するよう努めている。本学ではガバナンスが適切に機能するよう理事長、学長のリーダーシップの下で、経営の透明性、明確化に取り組んでいる。

予算の編成については、本学では、教育研究条件の質的向上及び業務の効率化を図りながら、経営の健全性を高めるために、毎年度の消費収支の均衡を保つよう予算編成を行っている。

短期大学及び併設大学の予算編成にあたり、例年 11 月中旬に各学科長並びに事務局課室長に次年度の教育研究費、管理経費及び設備等関係予算の事業計画と所用経費の予算要求書を求めている。

予算要求書の査定については、次の通りである。まず、教育研究等に関する予算は各学科で要求予算の優先順位を調整後、併設の大学を含む各学科長と経理課長、事務局長で構

成する「予算委員会」で審議し、優先順位に基づき不急の事業等を削減し調整する。事務局各課室の事業予算は、予算要求書の提出後、課室長と経理課長、事務局長が予算請求の調整を図ることとしている。さらに、学生募集委員会、就職委員会の予算については委員会で予算審議を行い、調整している。基本的には当該年度予算を目安にして上限を設定し、事業目的の重要度に応じ優先順位を設定して、多額に上る場合は翌年度以降に予算編成するよう年度ごとの支出額の変動を極力抑制している。

次に法人本部の予算編成を兼任する大学経理課で法人全体の予算をとりまとめた後、消費収支の均衡を図るため支出が多い場合、さらに経理課長、事務局長と担当学科長、各課室長と調整を図り法人全体の予算を編成する。法人全体の予算案は、理事長、事務局長、経理課長で確認し、学園財政会議の議を経て評議員会に諮り理事会で決定する。

このような手続きを経て決定された予算の執行の進め方については経理規程に定め、ならびに各学科、各課室で承認予算に従って執行を行うが、経理担当者は予算申請の有無を確認し執行している。予算の執行は、5万円以下は「購入伺書」それ以上は「物品購入稟議書」により理事長決裁後に予算執行している。

本学の予算単位は、法人本部、短期大学、大学、高等学校、附属幼稚園の各校長を予算責任者としてその責任を負うものとしている。

また、理事長、大学事務局長、高校長、附属幼稚園長、および事務担当で構成する学園財政会議を毎月開催して、月次資金収支計算書等を作成し適正に予算執行がなされているかを確認している。

本学では3名の監事を置き、職務の明確化と機能の強化を図る上で、毎回理事会、評議員会に出席し、大学運営に関する意見を述べている。また、公認会計士とともに同時期に監査を実施し、その報告会である中間監査会(11月)、本監査会(5月)に出席し、公認会計士と意見交換し、学園関係者に意見を述べている。

公認会計士による監査報告は上述の通り本学園の監事が同席し毎年2回開催しているが、近年は公認会計士からの会計処理上の重大な指摘は受けていない。

月次の収支会計処理は学校法人会計の原則、諸規定に基づき集計し、月次収支計算書等は公認会計士の指導を受けながら処理しており適正に行われている。また、図書台帳、固定資産台帳等を作成し、有形固定資産の廃棄・除却の手続きは経理課長が主管し稟議申請手続きにより理事長決裁の後に、図書、有形固定資産の廃棄、除却を行っている。

資金の管理、運用に関しては、資金運用規程に基づき適切に管理している。本学では近年になって学生数が比較的安定的に推移し、財務内容も好転してきたと判断している。従ってそれまでは資産運用については十分な余裕がなく検討してこなかった経緯がある。しかし、低金利時代が続いており、安全を第一に確保しながら資産運用を図り、長期的な視点に立って学園経営に資するよう学園財政会議のメンバーで検討し始めたところである。

本学では教育研究の充実を図ることを目的として、学生の卒業時に寄付金(一般寄付)を募集しているが、例年寄付者数は卒業生の3割程度である。それ以外には経常的には寄付を募っていない。ただ、平成27年度は学園創立100周年を迎えるため、その事業を行うために教職員、卒業生、現役学生及び同窓生、更には本学に関係する業者に呼びかけている。また、寄付金募集にあたり税法の優遇措置を受けるための特定公益増進法人であるこ

との証明書の交付を受けている。なお、学校債は発行していない。

今後は周年行事に拘わらず、ホームページ等で寄付金募集を行うことが課題である。

学校教育法施行規則等の改正に基づき、公表すべき教育情報の内容については、本学では下記の内容についてホームページに掲載し、広く社会に公表している。

本学の「理念・目的」・特色、本学の沿革、本学の特徴、3つの人材養成の分野、学校行事、学歌、交通アクセス、教員組織・教員紹介、学生状況、授業計画、学修の評価基準、教育施設、学納費用、学生支援、経営・財務情報、第三者評価、個人情報取り扱い、教育研究上の関連情報、社会貢献、入試結果、教育成果等。

以上の内容について、本学ホームページと各省令との情報公開項目対応表をホームページに表示して一般に分かりやすく表示している。しかし過去に情報公開のページまでたどり着くことが難しいとの意見があり、トップページに「学校情報」のバナーを設けその中の「情報公開」にリンクを貼って改善した。

ただ、財務情報については、学校教育法施行規則等の改正以前からホームページ等で公開しており、勘定科目の金額の増減理由等について説明を加えているが、更に理解しやすく、見やすい説明書きを検討している。

また、決算書の概要を付した資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表のほか、監査報告書、事業報告書を掲載し、一般社会に公開している。また、本学の利害関係者から情報開示請求があれば閲覧対応できるよう帳票書類等を経理課に準備している。

(b) 課題の記述

低金利時代が継続することを念頭に置き、学園の永続的運営に資するよう長期資金の運用について安全第一を基本とした資産形成を速やかに検討することやホームページで寄付金を募ることが課題である。

◇基準Ⅳについての特記事項

特になし

選択的評価基準

3. 地域貢献の取り組みについて

本学の「理念・目的」には、「地域社会の課題を反映させた教育研究の取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す」が含まれている。これは、岡山県北の4年制大学を持つ数少ない高等教育機関という、本学の地理的条件から要請される点でもある。

そのため、平成15年4月に「地域生活科学研究所」を設置、また平成20年4月には津山市や津山高等工業専門学校と包括連携協定を締結した。また、地域社会の課題を反映させた研究、地域の産業・農産品などと結びついた産学官民協働の研究や商品開発を行っている。加えて、各種審議会などへの職員の派遣や、社会人及び現職教員を対象とした研修や種々の講座の開設を行っている。また、高大連携による高校への講師派遣や生徒科目等履修生の受け入れ、社会福祉協議会の子育て支援事業とタイアップした「みまさか子育てカレッジ」、地域住民を招いた「イルミネーション点灯式」などの取り組みを継続して行っている。

なお、地域貢献の取り組みは大学と短期大学部が一体となって取り組んでいるため、明確に分けて記述していない事例もある。

基準(1) 地域社会に向けた公開講座等

(a) 現状の記述

本学の「理念・目的」の一つである「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す」を具現化すべく、地域住民を対象とした大学施設の開放や、公開講座の実施等に毎年積極的に取り組んでいる。また、本学地域生活科学研究所のフォーラム、及び公開研究会では、食と子どもと福祉という本学の3つのテーマに沿った討論や、教員の研究発表を広く地域社会に公開している。加えて、大学コンソーシアム岡山や県からの講座提供の依頼も積極的に受け入れ、地域社会の文化力向上に寄与できるよう努力している。

1) 大学施設の開放

本学では、可能な限り地域の人々に施設・教室を開放し、学習の機会の提供に努めている。主なものは次の通りである。

スポーツセンターは地域の小学生から高校生までを対象として会員を公募し、会員のスポーツ技術、技能の向上とともに健康の維持・増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的としている。教室は下表のとおり開講している。その中でも特に技能の高い会員に対してはプレミアムクラスを設けるなど、更なる向上が目指せるようクラス分けを行っている。

【教室】

種 別		対 象	会 費		定員
児童運動教室	低学年クラス	小学校1～3年生	半期	14,250円(19回)	30名
	高学年クラス	小学校4～6年生	半期	19,000円(19回)	20名
	プレミアクラス	小学校(選抜者のみ)	半期	14,250円(19回)	10名
Hip-Hop 教室	小学生以下クラス	小学生以下	半期	15,000円(20回)	30名
	中学生以上クラス	中学生以上	半期	15,000円(20回)	20名
児童体操教室		小学生	半期	13,000円(13回)	15名

【会員数】

	実 施 曜 日	平成23年度		平成24年度		
		前 期	後 期	前 期	後 期	
児童体操教室	土	21	21	24	24	
児童運動教室	低学年	火	30	31	33	30
	高学年	火	10	14	22	22
	プレミア	金	9	9	13	13
Hip-Hop 教室	小学生	木	30	32	44	44
	中高生	木	28	26	28	28

グラウンドは、主に休日などを利用し、学生の部活動の妨げにならない範囲で、各種行事等の開催に会場として提供している。

平成24年度は、岡山県美作高等学校ソフトボール部主催のソフトボール教室を下記のとおり開催した。美作大学・美作大学短期大学部及び岡山県美作高等学校では女子ソフトボール部を強化部として指定しており、ソフトボール関係者への人脈も広い。その人脈を生かし、トヨタ自動車ソフトボール部員・北京オリンピック金メダリストなど、普段体験することのできないトップ選手からの指導の機会を設け、地域の中学・高校生の一層の飛躍と健全なる心身の育成を図り、地域ソフトボールのレベル向上を図ることを目的として開催した。

日時：平成24年10月18日(木) 8:30～16:00

対象：岡山県中心の中学・高校生

図書館は、地域住民に対して、閲覧はもとより資料の貸出や複写サービスも行っており、パソコン端末の利用希望者には、インターネット検索等のサービスも提供している。平成25年度には、学外者の入館はのべ128人、貸出者は74人、貸出冊数は332冊であった。

2) 公開講座等

本学では、地域社会の人々に広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目的に毎年、公開講座を開催している。ここ2年間に開講した講座は以下の通りである。

平成 24 年度

テーマ 「充実した日々を生きる～こころとからだの健康を考える～」

期日 平成 24 年 9 月 1 日～8 日 全 4 回

	日	時間	内容	担当講師
1	9 月 1 日	10:00-12:00	生活習慣病予防と生活習慣の改善	美作大学短期大学部 桑守 正範
2	9 月 1 日	13:00-15:00	竹の音に耳をすまして	美作大学短期大学部 木暮 朋佳
3	9 月 8 日	10:00-12:00	健康料理教室 (美味しく楽しく食べることのできる食事)	美作大学 人見 哲子
4	9 月 8 日	13:00-15:00	健康体操	美作大学短期大学部 居原田 洋子

平成 25 年度(兼 岡山県生涯学習大学委託講座)

テーマ 「美作の歴史再発見」

期日 平成 25 年 8 月 11 日～9 月 21 日 全 15 回

	日	時間	内容	担当講師
1	8 月 11 日	10:00-12:00	近世内陸都市の海産物流通 ～津山藩の魚町支配をめぐって～	津山郷土博物館長 尾島 治
2	8 月 11 日	13:00-15:00	磯野計と津山	津山郷土博物館前館長 佐野 綱由
3	8 月 21 日	10:00-12:00	中世美作の武士団と公家 自然・人・モノの支配	九州大学学術研究員 前原 茂雄
4	8 月 21 日	13:00-15:00	中世美作を生きる村人たち ～戦乱・飢饉、そして祈り～	九州大学学術研究員 前原 茂雄
5	8 月 24 日	10:00-12:00	美作にまつわる話と語り伝える 意義	美作大学短期大学部 横川 知之
6	8 月 24 日	13:00-15:00	松平家の時代、お城の中の儀礼 の様子	津山郷土博物館学芸員 梶村 明慶
7	8 月 28 日	10:00-12:00	津山松平家の「国元日記」	津山郷土博物館学芸員 杉井万里子
8	8 月 28 日	13:00-15:00	都と美作	津山市教育委員会文化課 仁木 康治
9	8 月 31 日	10:00-12:00	美作の陶棺について	津山市教育委員会文化課 豊島 雪絵
10	8 月 31 日	13:00-15:00	津山藩と美作国絵図	津山郷土博物館 小島 徹
11	9 月 7 日	10:00-12:00	1300 年の食の変遷	美作大学短期大学部

				藤井わか子
12	9月7日	13:00-15:00	美作地域の食の再現	美作大学短期大学部 藤井わか子
13	9月14日	10:00-12:00	津山のわらべうたと洋楽輸入期の日本の音楽事情	美作大学 杉山 知子
14	9月14日	13:00-15:00	戦前期、岡山県北における小学校教員養成所の発達	美作大学 遠藤 健治
15	9月21日	10:00-12:00	西東三鬼と津山	津山郷土博物館前館長 佐野 綱由

本学主催の公開講座に加えて、大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が平成19年4月から共催方式で開講している生涯学習講座である「吉備創生カレッジ」にも講師を派遣している。「吉備創生カレッジ」では、講師は主として大学コンソーシアム岡山加盟校の大学教員が務め、山陽新聞社本社ビルの会場「さん太キャンパス」に、地域づくり、歴史、文化、教育、医療福祉、社会、生活、科学などの領域で、各大学の特色をいかした多彩な講座がある。本学も、毎年前期、後期合わせて2名以上の教員が参加している。具体的な開講講座は、以下のとおりである。

平成24年度前期

担当教員	所属	講座名
荻野 真介	美作大学	やさしい相対性理論入門
和田百合子	美作大学	心理検査の体験と自己探検

平成24年度後期

担当教員	所属	講座名
桑守 正範	美作大学短期大学部	健康維持に効く食べ物の力

平成25年度前期

担当教員	所属	講座名
亀井 正治	美作大学	食と健康をとりまく話題

平成25年度後期

担当教員	所属	講座名
三宅 元子	美作大学	消費生活を考える

「みまさか子育てカレッジ」事業の一環として、子育てや子育て支援に関する情報の発信という趣旨から「親塾公開講座」を実施している。平成25年度からは託児も始めたため、参加希望者が増加している。内容は以下の通りである。

平成24年度テーマ「子どもの知性を育むための親の関わりについて」

回	月日・時間	内容	講師
1	9月6日 10:00~11:30	あなたのお子様は魚が好きですか?	美作大学 講師 森本 恭子
2	9月14日	拍に乗らない動きの大切さ	美作大学短期大学部

	10:00～11:30		准教授 木暮 朋佳
3	9月29日 10:00～11:30	本当に「賢い子」に育つために	東京大学文学部卒 岡田 由佳
4	10月24日 10:00～11:30	メディアとの上手なつきあい方	美作大学 准教授 三宅 元子

平成 25 年度テーマ「学習の土台作りを進めるために」

回	月日・時間	内 容	講 師	会 場
1	8月5日 10:00～11:30	子どもの心のつまずき から学べること	美作大学 臨床心理士 准教授 和田 百合子	附属幼稚園
2	10月10日 10:00～12:30	幼児期の脳活について ～食事から～	美作大学短期大学部 教授 藤井わか子	美作大学 227H
3	11月4日 10:00～11:30	子どもの気持ち 親の気持ち	美作大学 生活科学部 教授 渡邊 淳一	附属幼稚園
4	11月26日 10:00～11:30	子どもを伸ばせる親・ 子どもを伸ばせない親	美作学園 理事長 藤原 修己	附属幼稚園

地域生活科学研究所は、本学生活科学の教育研究の蓄積と、現有する人的・知的資源を生かして、近隣、広域を問わず地域に存在する研究課題について、主体的に、あるいは外部ニーズを受け止めるかたちで実践的に取り組んでいる。また、その成果を地域社会や教育の場に還元することを目的とした組織である。平成 15 年に開設され、平成 25 年度で 10 年目となる。

研究所では、その時々で議論になっているテーマや焦点のあたっているテーマについてフォーラムやシンポジウムで取り上げ、議論をする中で理解を深めていく取り組みを行っている。フォーラムやシンポジウムでは、毎回熱心な質疑が繰り返される。最近の取組みは以下の通りである。

- ・シンポジウム「フードバンクをつくろう」平成 25 年 3 月 2 日(土)実施
廃棄物工学研究所 石坂薫「フードバンクとは何か(その内容と意義)」
えくぼホームヘルプステーション 糸山智栄
「フードバンクをつくるということ(フードバンク岡山を立ち上げて)」
NPO 杜の家 大森浩史「フードバンクの考え方と課題」
NPO オレンジハートつやま 角野いずみ「つやま拠点についての提案」
於 本学 32 教室 (総参加人数 約 20 名)
- ・シンポジウム『「シアワセナラ テラ タタコウ」
～アートに見る 幸せのカたち～』平成 25 年 10 月 6 日(日)実施
アートを通じて地域を、人(障がい者)を、福祉を見直してみるシンポジウム。
シンポジスト
・田野 智子(NPO 法人ハート・アート・おかやま代表理事)
・高本 敦基(アーティスト/岡山県真庭市在住)
・中野 厚志(株式会社ぬか 代表取締役)

- ・岡本 永 (株式会社ぬか)
- ・宮野 美紀(社会福祉法人ももぞの学園)
- ・神楽谷さん(スカイハート灯アーティスト)

於 本学多目的ホール(総参加人数約 40 名)

地域生活科学研究所では、地域住民、本学教職員を対象に研究所より研究助成金を受けた教員が研究成果を公開の場で発表する公開研究会を設けている。毎年度、2 回以上開催している。近年の発表者と発表題目を以下に記す。

平成 24 年度

実施日	発表者	発表題目
4 月 27 日	宮原 公子	献立の機能を生かした特定給食施設における実践的食教育の試み
4 月 27 日	北本 裕之	横野滝トイレ・浄化槽の性能と維持管理に関する実証研究
4 月 27 日	藤井わか子	本学における食育推進と地域社会への参画(第 2 報)
4 月 27 日	人見 哲子	津山産巨大胚芽米「COCORO」を使用した製パン
4 月 27 日	三宅 元子	高校生の朝食の献立に関する一提案 「朝食レシピ」の作成を通して
2 月 8 日	三宅 元子	高校生の献立作成能力の向上を目指した調理実習授業の一提案
2 月 8 日	桑守 正範	低アレルギー化小麦グルテンの調整と製パンへの応用
2 月 8 日	藤井わか子	本学における食育推進と地域社会への参画(第 3 報)
2 月 8 日	堀川 涼子	高齢化が進む中山間地域におけるまちづくり

平成 25 年度

実施日	発表者	発表題目
5 月 6 日	曾我 郁恵	保育計画に位置づけた保育園給食を活用した食育の体系化
5 月 6 日	森本 恭子	学校給食施設と協働した食育のアプローチ
5 月 6 日	土海 一美	健康料理教室をとおした発達障がい者に対する社会的支援に関する研究
5 月 6 日	人見 哲子	食品・料理重量見積もり力に関する検討
5 月 6 日	中田 稔	地域の芸術文化活動において学生の地域貢献度を高める方策についての実践
5 月 6 日	北本 裕之	横野滝トイレ・浄化槽の性能と維持管理に関する実証研究

(b) 課題の記述

県北部に離れて立地する小規模大学である本学の場合、吉備創生カレッジなどのように大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が共催方式で開講している生涯学習講座では、県内の他の大規模校のように毎回違うテーマで、新たな講師が講座提供するということが、人的資源の面から厳しいのが現状である。

また、本学地域生活科学研究所のフォーラム、シンポジウムや公開研究会では、テーマにもよるが主催者側が期待しているほどの参加者が集まらない場合があり、広報等に工夫が必要と考えられる。

(c) 改善計画

講師派遣については、本学の規模と地理的条件、教員の負担等を考慮し、当面は現状程度を維持することを目標とする。フォーラム、シンポジウムや公開研究会に関しては、より積極的な学内外への情報発信や発信媒体の拡充などを検討する。

基準(2) 地域社会の行政等との交流活動

(a) 現状の記述

本学は美作地域における行政、商工業、教育機関等と連携して、以下に記述する様な各種の地域貢献活動に取り組んでいる。

まず、本学は平成元年に発足した津山市の産官学連携組織である「美作大学技術交流プラザ」の中心となり、主に津山市内の企業や農家からの研究相談窓口として機能してきた。その後、学内に地域貢献に目的を特化した機関である「地域生活科学研究所」を平成15年4月に発足させ、それ以降、「地域生活科学研究所」は対外的な研究相談窓口として機能してきた。「美作大学技術交流プラザ」は現在「津山食糧産業クラスター」に名称変更し、その活動を継続している。最近の主な取組みは以下の通りである。

平成24年度

- ① 岡山県新庄村 ひめのもちについての研究・分析
委託契約に基づき化学分析と調理特性等を研究・報告
・ひめのもちの他の品種と比較して特性をさぐる。成分分析など
・食感、弾性などを含む官能評価試験
- ② 奈義町「さといも」に関する商品開発 サトイモパンなど
- ③ 美作県民局 小麦粉加工適正調査に係る業務委託
津山産の小麦の特性をいかした商品開発研究（パンの作成）
- ④ 同上 ジビエ料理レシピ開発 業務委託
鹿肉を利用した料理レシピ開発、試食用試作料理作成など
- ⑤ 津山市 バイオマストイレの研究開発（最終管理マニュアル作成など）
津山市横野のバイオマストイレの設置後の運用マニュアル作成

平成25年度

- ① 株式会社マルイ 弁当製造部門（ハートデリカ）との共同事業
学生の企画作成の弁当を店頭販売にまで仕上げ、販売する。2013.5月開始
- ② 「高校生・大学生による商品開発プロジェクト」
美作の国建国1300年を記念する行事の一環として、岡山県美作県民局などが主催し、高校生・大学生が地元企業と連携して弁当やスイーツの商品化や販売を行い、それを通して地域の活性化を図る企画である。本学短期大学部藤井わか子教授らの指導の下、本学から11グループがエントリーし、5チームが入賞した。「サークルKサンクス」（「岡山の恵み そずり肉入り煮込みご飯弁当」8000食）、「両備ストア」（美作大学短期大学部栄養学科監修「てんこ盛り弁当」100食）として販売された。
- ③ 小規模事業者地域力活用新事業
作州津山商工会からの委託により、ドレッシングの開発仕上げを担当。アンケート調査も併せて実施する。
- ④ 美作県民局よりの委託を受け、本学短期大学部桑守教授研究室にて青大豆（ごんご豆）の成分分析を行なう。

また、本学では社会福祉協議会の子育て支援事業とタイアップした「みまさか子育てカ

レッジ」において、次のような取組みを行っている。

① 学生が参加して実施する親子交流等

親子で運動遊び：津山市近隣の親子を毎回募集し、大学体育館において運動遊びを中心とした活動を安全にかつ乳幼児の発達の促進をねらいとして実施している。短期大学部松坂仁美教授の指導の下、運動遊びを中心とした遊びの空間を体育館に学生が環境構成し、より自由に親子遊びが充実するように支援した。遊びの内容は、大型遊具の遊び(功技台・マット・平均台など)、ポリ袋の風船プール、ピーナッツボールの広場、ハイハイ遊びのコーナー、手作りおもちゃや段ボールの家や乗り物などで遊ぶことであった。「親子で運動遊び」は、70組定員で募集している。毎回予約が殺到しており、申し込みの初日で定員がいっぱいになっている。参加者は津山市内だけでなく、鏡野町、美作市、勝央町などからもある。

・平成 24 年度

対象 未就園児(0～3才)親子

活動 年間 5 回 1 回の活動時間は午前 10:30～11:30 の 1 時間

参加者	第 1 回	5 月 11 日	参加者	89 組	189 名
	第 2 回	6 月 8 日	参加者	96 組	201 名
	第 3 回	7 月 13 日	参加者	90 組	187 名
	第 4 回	10 月 12 日	参加者	93 組	202 名
	第 5 回	11 月 9 日	参加者	91 組	199 名

場所 美作大学体育館

・平成 25 年度

対象 未就園児(0～3才)親子

活動 年間 4 回 1 回の活動時間は午前 10:30～11:30 の 1 時間である。

参加者	第 1 回	6 月 14 日(金)	参加者	93 組	201 名
	第 2 回	7 月 12 日(金)	参加者	80 組	178 名
	第 3 回	10 月 11 日(金)	参加者	77 組	168 名
	第 4 回	11 月 8 日(金)	参加者	74 組	160 名

場所 美作大学体育館

② 保育・幼児教育ステップアップ研修会および情報交換会

美作地域(津山市・真庭市・美作市・久米郡・苫田郡)の幼稚園教諭・保育士等を対象とした学びの場の提供として年 1 回研修会を実施している。平成 24 年度は、講師として寺崎光宣氏(日本コーチ協会岡山代表)を招き、「子どもが楽しく伸びるコーチング」の演題で講演を行った。(8 月 18 日開催、美作地域幼稚園教諭・保育士 23 名参加)。平成 25 年度は「子どもの鼻かみスキル向上への支援～息を使った遊びを通じて中耳炎を予防しよう～」のテーマで角井都美子先生より、子どもの鼻呼吸ができることの大切さについて講演を行った。(8 月 10 日開催、美作地域の幼稚園教諭・保育士約 30 名参加)。

③ 「保育所給食がつなげる食育の実践」セミナー

開催日時 平成 25 年 8 月 24 日(土)、10 月 5 日(土) 13 時～17 時

開催場所 美作大学

- 参加者 津山市内保育園の調理担当者 20 名
- 活動内容 1. 保育所における食事の提供ガイドラインの理解(基礎編)
2. 保育所における食事の提供ガイドラインの理解(実践編)

以上の活動の他に、毎年 11 月下旬に実施している幼児教育学科の「イルミネーション点灯式」も地域住民との交流に役立っている。「イルミネーション点灯式」では、イルミネーションの制作、点灯式に伴う活動や発表を通して地域住民や附属幼稚園児、その保護者との交流や連携を図っている。また、その活動を通して、学生の自主性と学科全体の連帯感を高めている。また、授業で制作した作品や合唱の、学内及び外部の方への発表場面として定着させることで、学習意欲の向上を図っている。幼児教育学科の 1,2 年生全員が協力して行なう唯一の事業であり、企画や運営、準備、練習等を通して、学生が主体的に取り組んでいる。

また、本学は例年 8 月上旬に行われる津山市主催の「津山納涼ごんごまつり」における「ごんご踊り」に参加している。これは津山市のみならず近郊の各種団体がそれぞれのパフォーマンスを持って参加するもので、本学はこの「ごんご踊り」において最大人数で参加し、大いにこの祭りを盛り上げる役を担っている。

「ごんご踊り」は短期大学部の学生だけでなく、美作大学・美作高等学校・美作大学附属幼稚園と共に美作学園全組織を挙げて参加している。また卒業生、幼稚園児保護者等もこれに加わり、祭り全体の活気を高めることに多大な貢献をしている。

本学図書館は、先に述べた地域住民への開放を行うとともに、他の図書館との連携により利用者へのサービス向上に取り組んできた。平成 19 年 5 月には津山市立図書館と、平成 20 年 4 月には津山市立図書館・津山高専図書館との 3 館で相互協力協定を結んだ。この協定により、毎日津山市立図書館の職員による巡回便が動いており、相互に資料の貸借・複写を行っている。また、本学図書館は津山市立図書館資料の貸出・返却窓口となっており、近隣の住民や学生たちはインターネットで予約した津山市立図書館資料の受け取り・返却を本学カウンターで行うことができる。

	貸出冊数	借受冊数	市立図書館 個人受渡冊数	市立図書館 個人返却冊数
H24	2 冊	43 冊	391 冊	1137 冊
H25	7 冊	45 冊	406 冊	1217 冊

津山市立図書館・津山高専図書館との 3 館での相互協力協定締結による事業の順調な動きを見て、平成 20 年 10 月には、この 3 館と津山市内 6 高校図書館との相互協力協定を結び、メーリングリストを作って連絡を取り合い、各高校から要請があれば、巡回便により資料の貸出・複写を行っている。また、平成 23 年からは会場持ち回りで、図書館支援学生の交流会も開催している。

津山市内の相互協力と平行して、平成 20 年 5 月には、岡山県図書館横断検索システム・図書館間相互貸借システムに参加し、岡山県立図書館をはじめとした県内公共図書館との資料の相互貸借を岡山県立図書館の搬送便で行っている。また、本学図書館は岡山県立図

書館資料の貸出・返却窓口となっており、近隣の住民や学生たちはインターネットで予約した岡山県立図書館資料の受け取り・返却を本学カウンターで行うことができる。

	貸出冊数	借受冊数	県立図書館 個人受渡冊数	県立図書館 個人返却冊数
H24	33 冊	73 冊	149 冊	199 冊
H25	25 冊	36 冊	160 冊	131 冊

(b) 課題の記述

対外的な研究相談窓口として「地域生活科学研究所」を設置しているが、本学の場合、人的資源の面から専従の教員、職員は配置できておらず、他の業務と兼任しているのが現状である。また、研究所、子育てカレッジの運営においても予算面での制約が存在する。

(c) 改善計画

当面専従の教職員を配置する計画はないが、予算枠については、今後の財政状況を見ながら可能な範囲で拡充を検討していく。

基準(3) ボランティア活動等を通じた地域貢献

(a) 現状の記述

1) 人的地域貢献

津山市包括連携協定事業により、大学図書館の研修会に津山市立図書館の職員が参加するなどの図書館司書同士の交流があり、ボランティアの学生を派遣したりしている。平成25年には、津山市立図書館「図書館まつり」に本学教員が講師として「子どもの育ちと絵本の力」の演題で講演を行った。(松岡信義 短期大学部教授；津山市立図書館視聴覚室：H25. 1. 27)

また、「みまさか子育てカレッジ」の一環で、以下のように、勝央町の「子育てネット」事業の支援を行なっている。

①「勝央町子育てネット」の事業支援

開催日時 平成25年7月14日(日)10時30分～・10月27日(日)10時30分～

開催場所 岡山県勝田郡勝央町立勝間田小学校及び公民館

参加者 勝央町近隣の親子50組

活動内容

- ・ 7月14日(日)「親子であそぼ」

短期大学部教授 松坂仁美と学生27名が、勝央町の未就学児と親子50組を対象に運動遊びを中心とした支援を行なった。

- ・ 10月27日(日)「親子であそぼ」

短期大学部教授 松坂仁美と学生25名が、勝央町の未就学児の親子40組を対象に運動遊びを中心とした支援を行なった。

- ・ 10月27日(日)「ニュースポーツであそぼ」

短期大学部准教授 居原田洋子の指導の下、幼児教育学科学生が小学生 30 名を対象にレクリエーション、ニュースポーツを中心とした様々な活動を支援した。

② トライアングルサークルの活動

発達につまずきのある子どもたちを含めた子どもと保護者の交流会を定期的に行なうボランティアサークル。運動、制作、クッキング、外部講師による活動を行なっている。

③ 真庭市障がい児「水遊びの会」活動への支援

日時 平成 24 年 毎月第二日曜日 10 時 30 分～11 時 30 分

平成 25 年 毎月第二日曜日 10 時 30 分～11 時 30 分

場所 真庭市勝山健康増進施設 水夢(温水プール)

内容 短期大学部教授 松坂仁美とボランティアの学生による水遊び・水泳の指導を通して、水遊びの会の支援を行なった。

④ 第 41 回つやま市民スポーツ祭

日時 平成 24 年 10 月 6 日

参加者 津山市民、美作大学学生 18 名

内容 短期大学部准教授 居原田洋子と学生 18 名が支援しながら、ラダーゲッター・ダビンゴ・ダブルダッチの三つのニュースポーツコーナーで幼児から高齢者までの市民を対象に楽しい時間を過ごした。

⑤ 親子ふれあいフェスティバル「笑顔の親子!一緒にあそぼ」

対象 津山圏域の未就学の幼児とその保護者 80 組 160 人

日時 平成 24 年 6 月 24 日

場所 美作大学体育館

内容 幼児教育学科学生 50 名と、短期大学部准教授 居原田洋子の指導の下、親子のふれあいあそびを楽しんだ。

○ ボランティアセンターの活動

平成 17 年に「ボランティアセンター」を開設した。現在は、同センターが各種ボランティアの受け入れ窓口となっており、学生のボランティアへの意欲を高め、学生たちと地域社会との橋渡しの役割を担っている。

平成 23 年度は、5 月 29 日に、ボランティアセンター・津山市社会福祉協議会・つやま NPO 支援センター主催により、東日本大震災被災地の復興支援として第 1 回チャリティーマーケットを開催し、その売上金の一部を義捐金として被災地に送った。それ以後、チャリティーマーケットは学期ごとに開催し、平成 25 年 6 月に第 5 回を数えている。なお、ボランティアセンターが窓口となり、夏季(8・9 月)および春季休業中(3 月)には学生が被災地(岩手県・宮城県)を訪れ、仮設住宅でのサロン活動、子ども向けの学習支援、遊び支援、お祭り等行事開催支援を行った。

また、新たな取り組みとして、過疎地域の小学校の運動会の手伝いとして参加し、世代間のつながりを作ることを目的とした「じいちゃんばあちゃん子どもたち みんなの文化祭」などに参加し、地域の活性化に寄与している。

○ クラブ・サークルによる地域貢献

美作大学・美作大学短期大学部にはクラブ・サークル・県人会がおよそ 60 団体あり、放課後や授業の空き時間、休日などを利用してそれぞれ活発に活動している。その中には、地域からの要請に答え活動をしている団体も数多く存在する。

- ① 児童文化研究部は、地域の教育委員会、子ども会等からの依頼を受け、児童・幼児を対象とした教育活動の補助や、イベントの企画・運営を行っている。具体的には夏のキャンプでの指導や、児童館等での劇・人形劇・手遊び・ミニレクリエーションなど出し物を行っている。
- ② 食育サークルは、農業体験や料理教室、食育に関するイベントを企画・運営し、特に「食」に関する分野でのイベント参加について地域からの要請が多い。
- ③ BBS (Big Brothers and Sisters) は、悩みを持つ少年少女達に、兄や姉のような存在として「同じ目線」で接し、彼らの成長と健やかな社会作りに貢献することを目的とした団体。児童館での活動支援や児童養護施設での学習支援など地域や施設と連携した活動を行っている。
- ④ 県人会に対しては、それぞれの地区の伝統的な踊りの披露など地域町内会の祭りや施設での出演要請が多い。特に沖縄県人会の「エイサー」や高知県人会の「よさこい」は例年多くの地区の納涼祭などへ数多くの出演依頼を受けており、イベントを盛大に盛り上げてもらえると感謝されている。

平成 19 年に締結した高大連携協定により、本学周辺に位置する美作高校・津山商業高校・津山工業高校の生徒が「生徒科目等履修生」として大学生といっしょに講義を受けられる制度がある。この高大連携により修得した単位は本学入学後に本学の単位として認定するもので、高校生の学習意欲・進路意識を高める効果をもたらしている。具体的な受講者数は次の通りである。

【美作大学短期大学部】

年度	学期	在籍校	受講学科	受講者数
平成23年	前期	津山商業	幼児教育	4名
	後期	美作	栄養	1名 0名
平成24年	前期	津山商業	幼児教育	3名
	後期	美作	幼児教育	5名
平成25年	前期	高専	栄養	2名

合計(延べ数) 15名

【参考:美作大学】

年度	学期	在籍校	受講学科	受講者数
平成23年	前期	津山商業	社会福祉	1名
	後期	美作 美作 美作	社会福祉 児童 児童	2名 2名 3名
平成24年	前期	津山商業	社会福祉	2名
		美作	食物	1名
	後期	美作	児童	4名
		美作	社会福祉	2名
平成25年	前期	津山工業	食物	2名
		美作	食物	1名
		美作	児童	4名

合計(延べ数) 29名

平成 20 年、津山市・津山工業高等専門学校（津山高専）と包括連携協定を結んだ。これは、経営資源を相互に活用して三者の事業効果を引き上げ、地域産業や市民との連携にも繋がる事が期待できる。

この包括連携によって、本学に津山高専の生徒が、また津山高専に本学の生徒が受講しに行き、当該学校と同じ条件で授業に臨むというものである。そこで得られた単位は自分の学校の単位として認められるため、一般教養知識、専門知識をさらに深める効果がある。

具体的な津山高専からの本学側受け入れ受講者数は次の通り。

【美作大学短期大学部】

年度	学期	受講学科	受講者数
平成23年			0名
平成24年			0名
平成25年	前期	栄養	2名
合計			2名

【参考:美作大学】

年度	学期	受講学科	受講者数
平成23年	前期	児童	2名
平成24年	後期	児童	2名
		食物	1名
平成25年			0名
合計			5名

高大連携「生徒科目等履修生」、包括連携「津山工業高等専門学校」ともに、受講生は当該所属校の授業が終わってから本学の授業を受けるため、受講は5限目の授業に限られている。

また、「出前講座」として本学教員が周辺地域の高校に出向き、各教員の専門分野に関連するテーマでの講義や各分野の職業理解のための授業を行い、高校生の知見を広げることや進路選択への意識付け等に協力している。具体的な開講講座は次の通りである。

平成 24 年度

出講先高校	出講者	講座日	講座名	対象学年
岡山県美作	薬師寺明子	4/13（金）	社会福祉士の仕事について	福祉コース2年22名
津山東	津田 幸保	6/19（火）	人文教育分野	普通科1～3年
津山東	薬師寺明子	6/19（火）	福祉分野	普通科1～3年
津山東	田中 智子	6/19（火）	食品栄養分野	普通科1～3年
林野	渡邊 義雄	6/6（水）	心理学概論	1・2年生 20名程度
林野	桑守 正範	7/18（水）	食品と栄養	2年・1年 12名
林野	平田 仁胤	7/18（水）	ヒトは教育されないとどうなるか	2年・1年 38名
勝山	横川 知之	9/26（水）	より良いコミュニケーションとは？	1・2年
勝山	松岡 信義	9/26（水）	保育・教育学系統に進むには	1・2年
勝間田	横川 知之	10/26（金）	よいコミュニケーションが人生を豊かにする	総合学科1年 8名
勝間田	須江 裕子	10/26（金）	介護技術体験	総合学科1年 17名
勝間田	藤井わか子	10/26（金）	おいしさを科学する	総合学科1年 13名

平成 25 年度

出講先高校	出講者	講座日	講座名	対象学年
津山工業	平田 仁胤	5/8 (水)	ヒトは教育されないとどうなるか	2年 26名
岡山県美作	中田 稔	6/15 (土)	保育の道を志すあなたへ～子どもの表現から見えてくるもの～	2年 41名
岡山県美作	薬師寺明子	6/15 (土)	社会福祉と福祉の仕事	2年 22名
津山東	栗脇 淳一	6/26 (水)	味覚の仕組み	1～3年 56名
津山東	横川 知之	6/26 (水)	幼児期に学ぶもの	1～3年 62名
津山東	石飛 猛	6/26 (水)	福祉医療の動向と(職場)進路	1～3年 42名
大田	薬師寺明子	7/10 (水)	社会福祉士の仕事	2年 約10名
大田	土海 一美	7/10 (水)	管理栄養士の仕事	2年 15名
宿毛	橋本 賢	7/12 (金)	管理栄養士の仕事	全学年 16名
林野	松岡 信義	7/16 (火)	子どもを学ぶ意味	1・2年 30名
井原(北校地)	土海 一美	7/16 (火)	管理栄養士の仕事	1・2年 19名
大社	藤井わか子	9/17 (火)	管理栄養士の仕事	2年 14名
勝山	石飛 猛	9/18 (水)	戦後の福祉制度の展開	1・2年 33名
松山北	土海 一美	9/26 (木)	管理栄養士の仕事	1年 14名
室戸	薬師寺明子	9/9 (月) 9/10 (火)	障害者福祉について	3年 4名 2年 4名
岡山龍谷	中田 稔	10/1 (火)	子どもの表現から見えるもの	2年 16名
浜田	石飛 猛	10/16 (水)	社会福祉、介護福祉について	1年 7名
芳泉	津田 幸保	10/28 (月)	健康なからだ	2年
中村	橋本 賢	11/12 (火)	管理栄養士の仕事	2年 12名
烏城	松岡 信義	11/20 (水)	保育士・幼稚園教諭の仕事とは何か	1・2年 7名
和気閑谷	桑守 正範	H26. 2/5 (水)	栄養士養成校で学ぶ内容～食品学を中心に～	1・2年 27名

以上の他に、本学教員が高校等へ純粋な非常勤講師以外で出講しているのは、津山高校理数科コースへの桑守正範教授、栗脇淳一准教授の2名が行っている課題研究指導がある。

2) 行事等を通じての地域貢献

本学の大学祭、「白梅祭」は、学生が組織する白梅祭実行委員会を中心として企画・運営

がなされており、学生の「課外活動の成果の発表の場」「大学構成員の親睦の場」としての活動はもちろん、「地域社会への公開の場」としての活動も行われている。近年その活動内容は、広く一般へ開示するだけでなく、地域との連携による企画も見られるようになり、大学構成員と地域の方との交流を深める役割も担うようになってきている。

「白梅祭」では著名人を講師に招き、入場無料で講演会を行っている。講演内容は、時事問題や本学の学科構成（食・子ども・福祉）に沿ったテーマ等を選択しており、大学生だけでなく、地域住民にとっても知識や教養の幅を広げ、役立つ内容を選定している。

野外ステージでは附属幼稚園をはじめクラブ・サークル・県人会の活動発表の場としてさまざまなイベントが行われる。その中で白梅祭実行委員の独自の取り組みのとして「夢ステージ」がある。地域の障がい者と本学の学生とが協力し、歌、踊り、楽器の演奏を披露するものである。地域で生活している障がい者の活躍の場となっている。障がい者の方も地域の構成員として大学祭に気軽に足を運んでもらえるだけでなく、地域に住む様々な方たちが一つの場所に集まり交流を持っている。

校舎内において、学生が日頃の活動で培ったスキルを活かした活動や学外との連携による活動により、広く一般の方に喜んでもらえる企画を行っている。以下に特徴的な活動をしている企画について紹介する。

児童文化研究部による「こども広場」は、地域の子供たちが工作をしたり、ゲームを行ったりできる企画となっている。毎年、大学祭に訪れる多くの子ども達とその保護者が参加し大変賑わっている。

図書館ボランティアによる「古本市」は、毎年大学祭に訪れる地域の方の楽しみの1つになっている。学内の教職員や附属幼稚園の保護者、津山市立図書館から不要となった本を回収し無料で提供しているため、子どもから大人まで多くの方が好みの本を熱心に探している。平成23年度は出品冊数2592冊、持ち帰り冊数1571冊、持ち帰り率60.6%、平成24年度は出品冊数2791冊、持ち帰り冊数1594冊、持ち帰り率57.1%となっている。

津山市立図書館と相互協力協定を結んでおり、例年、移動図書館の「自動車文庫ぶっくまる」が大学祭に参加している。大学祭に訪れた地域住民の方に移動図書館を知ってもらい、また、大学祭で移動図書館の本を読んだり、貸出手続きを行ったりできる機会となっている。

模擬店は、地域の福祉施設、農業協同組合等、学外の団体による出店と、大学組織による出店がある。大学祭は多くの方が来場されるので、宣伝や販売のよい機会になっている。

学外の団体の出店については、地域の福祉施設で制作された食品や物品の展示・販売、津山農業協同組合による地域の特産物やポン菓子販売を行った。また、おかやま県民文化祭地域フェスティバルとの協働企画として、黒豆を使用したお菓子を考案し、大学祭においてカフェを運営し販売した。中国デザイン専門学校の学生が作成したテーブルクロスやエプロンの使用や同学生が撮影した津山の町並みの写真を室内に展示するなど、カフェの室内の演出について他の学校との協働も行った。地域で行われている文化事業の盛り上げに一役買う活動ができた。

大学組織による出店については、ボランティアセンターによる被災地支援活動としてフリーマーケットを行っている。学生が地域を回り、趣旨の説明、新品の不要品の回収、販

売をし、売り上げの全額を義援金として寄付をしている。

【平成 23～25 年度の取組一覧】

	平成 23 年度の取組	平成 24 年度の取組	平成 25 年度の取組
プロコン	塚本嵩史 (トークショー)	WEAVER (コンサート)	吉本新喜劇 (観劇)
講演	渡部陽一さん 「身近にある大切なもの」	板東英二さん 「体験こそが人を形成する」	澤口 俊之さん 「脳と食育」
野外ステージ	夢ステージ	夢ステージ	夢ステージ
企画 (校舎内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童文化研究部 (こども広場) ・ 図書館ボランティア (古本市) ・ 津山市立図書館 (ぶっくまる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童文化研究部 (こども広場) ・ 図書館ボランティア (古本市) ・ 津山市立図書館 (ぶっくまる) ・ なかまあず (福祉施設製品販売) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童文化研究部 (こども広場) ・ 図書館ボランティア (古本市) ・ 津山市立図書館 (ぶっくまる) ・ 県民文化祭協働企画 カフェ (お菓子の販売、他学校との協働)
模擬店 (グラウンド)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山みのり学園、津山ひかり学園 (福祉施設の製品販売) ・ ボランティアセンター (フリーマーケット) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山みのり学園、津山ひかり学園 (福祉施設の製品販売) ・ ボランティアセンター (フリーマーケット) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津山みのり学園、津山ひかり学園、なかまあず (福祉施設の製品販売) ・ J A (野菜販売) ・ ボランティアセンター (フリーマーケット)

(b) 課題の記述

出前講座等は、高校からの希望が一定の分野に多くなりがちであることもあり、どうしても出向する教員に偏りが出ている。出向者を選ぶ方法の工夫が必要となってくる。

(c) 改善計画

出前講座等については、本学の教育内容の PR にもつながるので、今後でもできる限り要望に応じていきたいと考えている。その際、特定の教員に負担が偏らないよう、出向候補者を増やす努力をする。平成 26 年度からは、原則として専任教員は全員を候補者とし、それぞれの講座テーマを出してもらおうこととする。